

史跡二ツ森貝塚

保存活用計画書



2016年

青森県 七戸町

卷頭写真 1



史跡二ツ森貝塚航空写真（北西側から）



史跡二ツ森貝塚航空写真（東側から）

例　言

1. 本書は、青森県七戸町が作成した、「史跡二ツ森貝塚保存活用計画策定」の報告書である。
2. 本書には、史跡二ツ森貝塚の保存活用に関する事項を定めたものである。
3. 本書は、青森県七戸町が平成 21 年度～平成 27 年度の 6 ヶ年にわたり、史跡二ツ森貝塚の保存と活用・管理のために検討・協議をした結果をまとめたものである。
4. 本保存活用計画は、七戸町教育委員会が原案を作成し、史跡二ツ森貝塚保存管理計画策定委員会での協議を経て、文化庁及び青森県教育委員会の指導のもと策定した。
5. 史跡二ツ森貝塚保存活用計画策定に至る構成は、以下のとおりである。

史跡二ツ森貝塚保存管理計画策定準備委員会（平成 21 年度）

(委員)

会長　　村越 潔
副会長　天間 勝也
委員　　福田 友之
委員　　鎌本 義明

史跡二ツ森貝塚保存管理等検討委員会委員会（平成 22 年度）

(委員)

会長　　天間 勝也
副会長　盛田 稔
委員　　佐藤 亘
委員　　船山 義郎
委員　　鎌本 義明

(指導機関)

文化庁文化財部記念物課 史跡部門

青森県教育庁文化財保護課

(事務局)

七戸町教育委員会世界遺産対策室

室長　　小山 彦逸（事務担当）（平成 26 年度～）

目次

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	1
第3節 委員会の設置・経緯	2
1 条例及び規則	2
2 策定委員会	4
3 審議の経過	4
第4節 他の計画との関係	5
第5節 計画の実施	9

第2章 史跡二ツ森貝塚の概要

第1節 指定に至る経緯	10
第2節 指定の状況	16
1 指定告示	16
2 指定説明文とその範囲	20
3 管理団体の指定	24
4 史跡をとりまく環境と発掘調査の成果	25
(1) 自然環境	25
(2) 歴史的環境	30
(3) 史跡二ツ森貝塚発掘調査成果	35
(4) 社会的環境	44
5 指定地の状況	48

第3章 史跡二ツ森貝塚の本質的価値

第1節 史跡二ツ森貝塚の本質的価値	53
第2節 構成要素の特定	56
1 本質的価値の構成要素	56
2 その他の構成要素	56
3 周辺環境を構成する要素	57

第4章 史跡ニツ森貝塚の現状・課題

第1節 保存管理	59
第2節 活用	61
第3節 整備	63
第4節 運営・体制の整備	65

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱	66
第2節 基本方針	66

第6章 保存管理

第1節 方向性	67
第2節 方法	68
1 保存管理の手法	68
2 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱い基準	71
3 周辺環境の保存・管理	77
4 追加指定	79
5 公有化	80

第7章 活用

第1節 方向性	81
第2節 方法	81
1 学校との連携	81
2 生涯学習における活用	82
3 地域における活用	82
4 その他	84

第8章 整備

第1節 方向性	86
1 史跡の本質的価値の適切な伝達	86
第2節 方法	86
1 整備構想の計画	86
2 保存のための整備手法	87
3 活用のための整備手法	87
4 実施期間・手順	89

第9章 運営・体制の整備

第1節 方向性	91
1 行政の組織体制整備	91
2 各種連絡組織体制の整備	92
第2節 方法	92

第10章 施策の実施計画の策定・実施

1 保存（保存管理）のための施策	93
2 活用のための施策	93
3 整備のための施策	93
4 運営・体制の整備のための施策	93

第11章 経過観察

第1節 方向性	95
第2節 方法	95
1 保存（保存管理）のための施策	95
2 活用のための施策	95
3 整備のための施策	95
4 運営・体制の整備のための施策	95
第3節 各種機関との連携	95
1 文化財パトロール	95
2 （仮称）二ツ森貝塚保護情報交換会	95
3 （仮称）二ツ森貝塚保存管理庁内連絡協議会	96
4 （仮称）二ツ森貝塚保存管理関係機関合同全体連絡協議会	96

付編 関係法令（抄）	98
------------	----

史跡二ツ森貝塚

保 存 活 用 計 画

本 文

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

二ツ森貝塚は明治20年に斗南藩士の廣澤安任氏が東京人類学会に「アイノノ遺跡の事」として報告をしたことをきっかけに、断続的に明治・昭和初期に発掘調査が行われるなど、早くからその存在が知られていた。平成3年7月、二ツ森貝塚の東地区が県史跡に指定された。県史跡指定面積は36,719m²である。さらに平成4年から平成7年にかけて旧天間林村教育委員会による発掘調査及び、平成6年度から二ツ森貝塚史跡公園整備事業がはじまり、村単独予算での土地公有地化を経て、実施設計、測量、用地取得を行い、平成7年度から平成9年度にかけて史跡公園整備事業と駐車場の整備事業を行った。

遺跡は史跡公園として整備され、公園中央部には2基の復元竪穴住居と土器をモチーフにした説明板を設置。公園入口には全域が見渡せる見晴台と説明板、第II号貝塚には説明板が付けられた貝のオブジェ、休憩施設等が設定され、公園を散策しながら二ツ森貝塚を学習するという機能を持たせている。

平成9年7月24日に二ツ森貝塚の史跡指定申請書を文部省(当時)に提出した。

平成10年1月16日、官報告示に

より、二ツ森貝塚東地区の史跡公園として保存された約3.6haが史跡に指定された。

平成10年に国指定史跡となった二ツ森貝塚の保存・整備・活用・管理等の基本方針について検討を図るため、平成21年度には「史跡二ツ森貝塚保存管理計画策定準備委員会」を設置した。

平成22年度には「史跡二ツ森貝塚保存管理等検討委員会」を新たに設置して今後の二ツ森貝塚の適切な保存、管理、活用について協議をしていただいた。委員には学識経験者、有識者、地域住民代表者の方々を選定して委嘱を行い、その方向性について指導・助言を受けた。

平成27年(2015)3月10日に二ツ森貝塚の史跡に隣接する西側の一部、10月7日には西側地区のほぼ全域が追加指定された。二ツ森貝塚の追加指定を受け、史跡のさらなる保存・整備・活用・管理を図るため、保存活用計画の策定と指定地の公有化に着手した。

平成27年度には史跡保存活用計画策定書を作成した。

【写真1】二ツ森貝塚の航空写真(平成2年撮影)



第2節 計画の目的

七戸町では、史跡指定地の公有化や整備・公開、出土遺物の管理等をすすめ、史跡の保存と活用を推進してきた。さらに平成27年の追加指定により民有地の割合が増えたこと、また整備地の問題点やモニタリング、修理の必要性、活用方策などを検討する必要がある。そのことから、史跡の本質的価値と構成要素を明確にし、史跡を適切に保存・管理し、後世に継承していくとともに、広

く活用していくため、史跡二ツ森貝塚保存活用計画を策定する。

本計画は、保存管理の基本方針や保存管理・活用の手法、現状変更の取扱い方針、整備の方向性、運営体制を定めることを目的とする。

第3節 委員会の設置・経緯

委員会での検討経緯の概要は【表1】【表2】に示すとおりである。

平成11年度から平成17年度まで、二ツ森貝塚の未指定地の追加指定を目的とした発掘調査が行われた。

それを受け青森県教育委員会文化財保護課から発掘調査の成果をまとめるように指導があり、平成18年度に国補助金を受けて『二ツ森貝塚一範囲確認調査報告書』を刊行した。

その後、史跡二ツ森貝塚の今後のあり方について、町の方向性を示すよう青森県文化財保護課から指導を受けてきた。

平成21年度には、「史跡二ツ森貝塚保存管理計画策定準備委員会」を立上げ専門委員より委員会を開催し意見交換が行われた。

平成22年度には、「史跡二ツ森貝塚保存管理等検討委員会」を立上げ、地元の方々を委嘱して、実際の方向性を議論した。

設置要綱は下記のとおりである。

【写真2】二ツ森貝塚保存管理計画策定準備委員会の様子



1 条例及び規則

史跡二ツ森貝塚保存管理計画策定準備委員会 設置要綱

(名 称)

第1条 本会は、史跡二ツ森貝塚保存管理計画策定準備委員会（以下「準備委員会」という）と称する。

(目 的)

第2条 準備委員会は、史跡二ツ森貝塚保存管理計画書作成のため、その準備段階として二ツ森貝塚の取り扱いの基本方針を協議し、それを保存管理計画に反映させることを目的として設置される委員会である。

(事務局)

第3条 準備委員会の事務局は、七戸町教育委員会生涯学習課に置く。

(委 員)

第4条 準備委員会は、七戸町教育委員会が委嘱した委員をもって構成する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、委嘱された日から翌年3月31日までとする。

(運 営)

第6条 準備委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときに会長の職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 準備委員会の会議は会長が招集する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、準備委員会の決定により定める。

附 則

この要項は、平成21年9月1日から施行する。

史跡二ツ森貝塚保存管理等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡二ツ森貝塚（以下「史跡」という。）の追加指定及び保存、整備、活用、管理等の基本方針について検討を図るため、史跡二ツ森貝塚保存管理等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は史跡の追加指定及び保存、整備、活用、管理等について必要な事項を検討し、指導及び助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は6人以内で組織する。

2 委員は、文化財に関し学識経験豊かな者、地域住民の代表的な立場にある有識者等の中から教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱された日から翌年の3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、教育長が招集し、その会議の議長は委員長が務め、会務を総括する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

上記のように、二ツ森貝塚保存管理（活用）計画の策定に向けて、有識者及び地域代表者によって策定報告書の骨子を検討した。

2 策定委員会

平成 21 年度「史跡二ツ森貝塚保存管理計画策定準備委員会」の委員名簿

(委嘱期間：平成 21 年 9 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

会長 村越潔（弘前大学名誉教授：考古学）
副会長 天間勝也（七戸町文化財審議会副会長）
委員 福田友之（元青森県立郷土館副館長：考古学）
委員 鎌本義明（二ツ森貝塚保存協力会長）
オブザーバー 青森県教育委員会文化財保護課

平成 22 年度「史跡二ツ森貝塚保存管理等検討委員会」の委員名簿

(委嘱期間：平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

会長 天間勝也（七戸町文化財審議会副会長）
副委員長 盛田稔（青森県文化財保護協会会长：郷土史）
委員 佐藤亘（元七戸町教育委員会教育長）
委員 船山義郎（元七戸町教育委員会教育長）
委員 鎌本義明（二ツ森貝塚保存協力会長）
オブザーバー 青森県教育委員会文化財保護課

(事務局)

七戸町教育委員会 世界遺産対策室
室長 小山彦逸

3 審議の経過

史跡二ツ森貝塚保存管理等検討委員会の最終合意

- ・保存については現状保存を基本とし、保存・整備・活用・管理・調査研究に資するもの以外は現状変更を認めないことを原則とする。

ただし、史跡指定以前より長きにわたり周辺地域で生活を営んできた地域住民との協調を図り、保存管理と地域住民生活との調和を最優先に考えなければならないことから、当面の間は

現在住んでいる住居に、現在の状況で住み続けることが出来る。
現在耕作している農地を、現在の状況で耕作し続けることが出来る。
ただし、長芋等の根菜類は、葉物野菜に変えてもらう。}

埋蔵文化財包蔵地で重要な地区は土地の公有化ができるだけ、早期に進めていく。

【表1】「史跡二ツ森貝塚保存管理計画策定準備委員会」検討内容

日 程	概 要
平成 21 年 11 月 20 日 (第 1 回)	①報告 ・委員会設置の経緯について ・保存管理計画策定について ・国史跡指定に至る経緯について ・指定範囲と試掘調査結果について

【表2】「史跡二ツ森貝塚保存管理等検討委員会」検討内容

日 程	概 要
平成 22 年 8 月 6 日 (第 1 回)	①報告 ・委員会設置の目的について ・ニツ森貝塚の概要について ②検討 ・保存管理等の方向性について (追加指定、組織体制、公開活用など) ・次回検討内容について
平成 23 年 2 月 2 日 (第 2 回)	①報告 ・第 1 回委員会の意見要約 ②検討 ・保存管理等について (保存管理地区分、区分毎取扱い基準、公開活用など)

第4節 他の計画との関係

七戸町では、平成 17 年度の町村合併（旧七戸町・旧天間林村）により、第 1 次七戸町長期総合計画が、平成 18 年 7 月にまとめられた。

●第 1 次七戸町長期総合計画（平成 18 年 7 月）

第 5 章 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育・文化の充実）

第 6 節文化財の保存と活用（98 ページ以下抜粋）

《分野別計画》

七戸城跡、二ツ森貝塚をはじめ貴重な歴史・文化遺産の保存・整備の充実を図ります。さらに、町にふさわしい歴史・文化環境づくりを進めます。

《現状と課題》

七戸町には、国の史跡に指定されている七戸城跡と二ツ森貝塚をはじめ、貴重な歴史的遺産があります。これらの保存・整備の充実が求められており、その他の文化財の収集・保存及び修復も含めて、文化財保護計画の策定に取り組む必要があります。

さらに、農村文化をはじめ歴史と伝統に息づいた本町にふさわしい歴史・文化環境や景観の保存を充実していくことが大きな課題です。このため、歴史民俗博物館的施設の整備計画を策定する等、取り組みを強めていく必要があります。

《施策の体系》

- 歴史・文化遺産の保存整備の充実
- 町にふさわしい歴史・文化環境づくり
- 天然記念物の保護

・七戸町都市計画マスターplan（七戸町建設課） 平成22年3月策定

基本計画

第I章 快適で彩りあふれるまちづくり（都市基盤の整備）

＜めざす方向＞

効率の良い土地利用と災害時にも安心なライフラインの実現

1. 効率的な土地利用と交通ネットワークの整備
2. 自然災害の防止と環境保全
3. 安心・安全な水の供給と生活排水処理

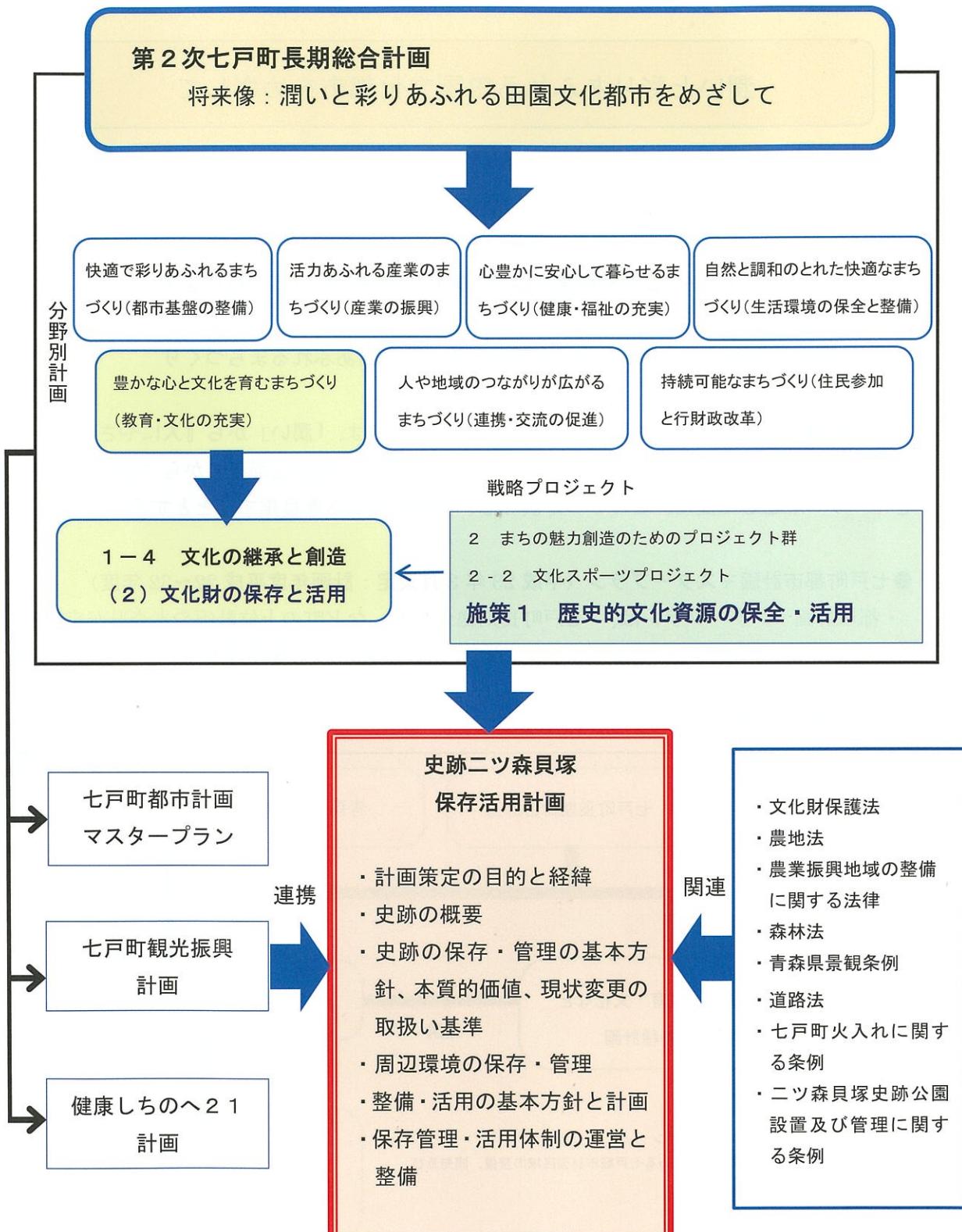
・七戸町観光振興計画（七戸町商工観光課） 平成27年3月策定

- ・“七戸らしさ”から「観光（かんこう）」を生み出すこと
- ・七戸で過ごす時間から「感幸（かんこう）」を引き出すこと
- ・理念の実行に「敢行（かんこう）」の精神を持つこと

・健康しちのへ計画（七戸町健康福祉課） 平成27年3月策定

心豊かに安心して暮らせるまちづくりをめざして

【図1】 計画の位置付け



【関連計画（抜粋）】

▼七戸町長期総合計画に基づく方向性

七戸町長期総合計画に掲げられている七戸町の将来像は、以下のようになっている。

潤いと彩りあふれる田園文化都市をめざして

□潤い——人にやさしく、協調性にとんだ人情あふれるまちづくり

□彩りあふれる——多彩な産業と歴史・文化の融合を図った、新たなまちづくり

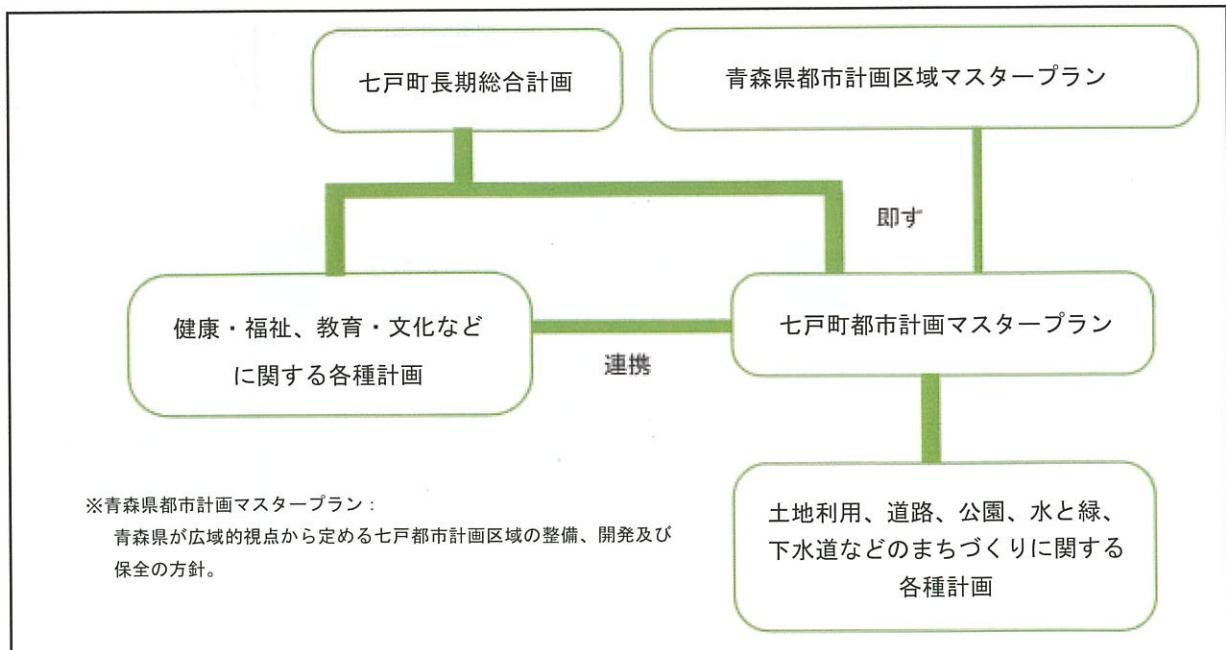
□田園文化都市——豊かな自然を活かした、可能性あふれるまちづくり

この将来像を踏まえ、都市計画マスタープランとしては、「潤い」から『人にやさしく』を、「彩りあふれる」から『多彩な産業と歴史・文化』を、「田園文化都市」から『自然を活かす』をキーワードとして捉え、この3つが調和し、発展するまちを目指すこととする。

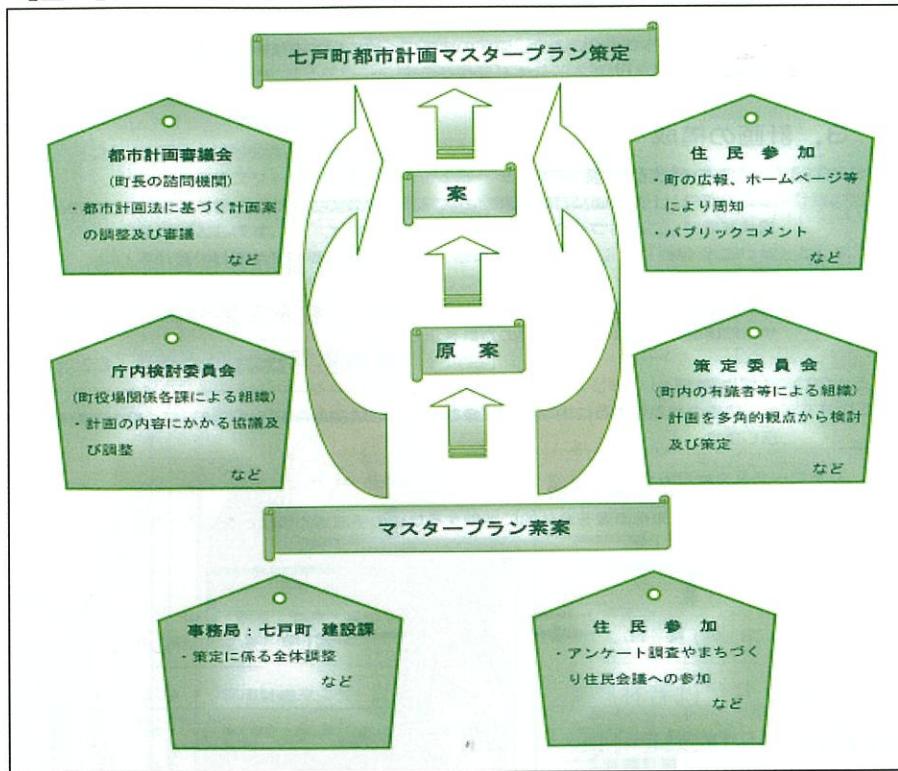
●七戸町都市計画マスタープラン（平成23年3月策定：計画年度平成22～32年度）

- ・都市計画マスタープランは、「七戸町長期総合計画」など町の上位計画や青森県が定める「※青森県都市計画区域マスタープラン」などに即し、都市づくりの方向性を示すものである。

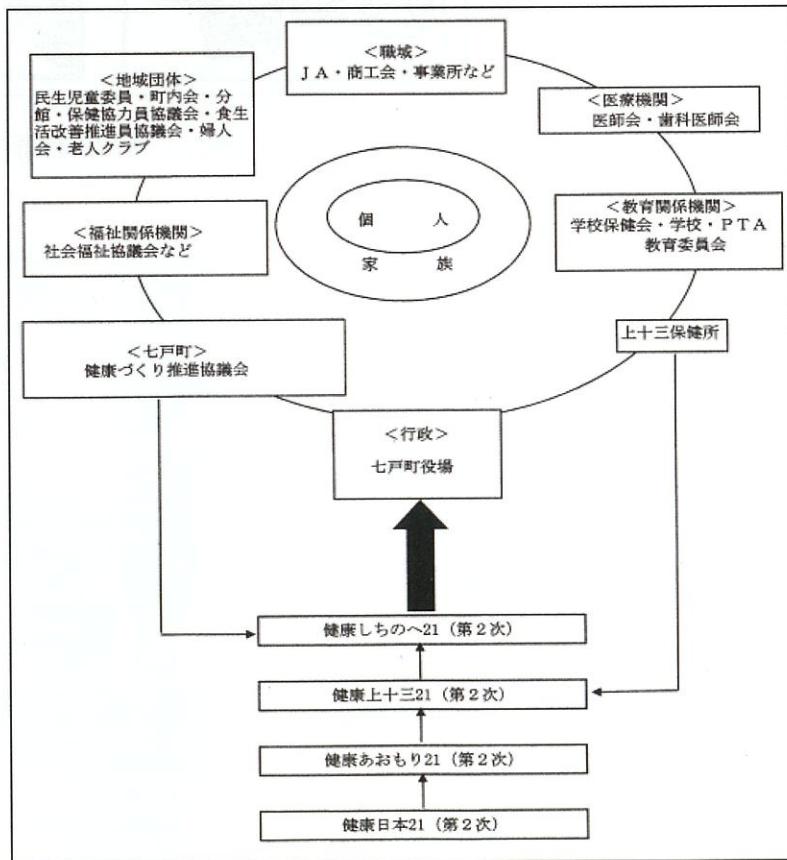
【図2】 都市計画マスタープランの位置づけ



【図3】 マスタークリーン策定



【図4】 健康しちのへ21 推進組織体制図



第5節 計画の実施

本計画は、平成28年4月1日をもって実施する。

第2章 史跡二ツ森貝塚の概要

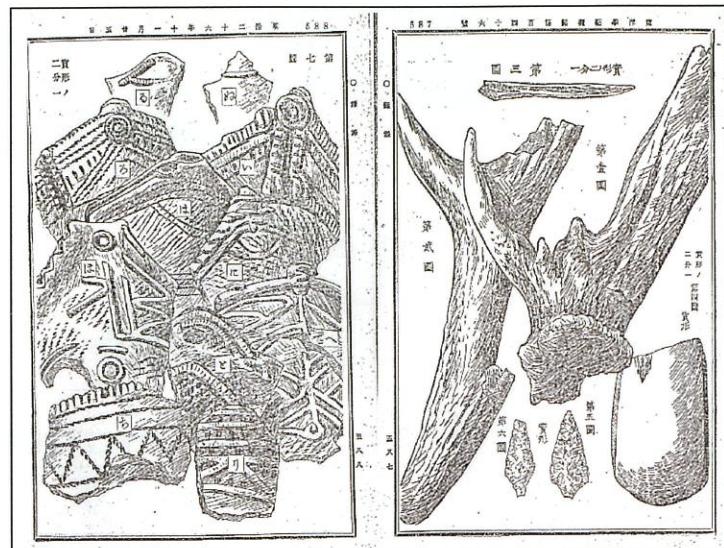
第1節 指定に至る経緯

二ツ森貝塚は、江戸時代の古文書に「貝塚」という部落名が記されており、すでにその存在が知られていた。はじめて調査が行われたのは、明治20年1月、広澤安任が『東京人類学会報告』第2巻第11号のなかで「アイノノ遺跡の事」として紹介されたことによる。広澤安任はここで、この地域に残された伝承として「土人等古儀を語る、太古手長婆と足長爺とあり、爺婆を負ふて海に入り、婆手を伸べて貝を捞ふ、相依りて以つて生活す、食ふて棄つところのもの即貝盛なりと」という巨人伝説を紹介している。

続いて佐藤重紀は、明治21年・22年に発掘調査を行い、貝類、獸骨及び角、土器、石器が出土したと報告。その結果を明治24年2月に『東京人類学会雑誌』第6巻第59号「陸奥國上北郡の貝塚」のなかで紹介した。

さらに明治26年7月には若林勝邦が発掘調査を行い、その成果を『東洋学藝雑誌』第6巻第146号「陸奥國上北郡貝塚村貝塚調査報告」にて遺物の実測をまじえて報告している。

【図5】若林勝邦氏調査の遺物実測図（コピー）

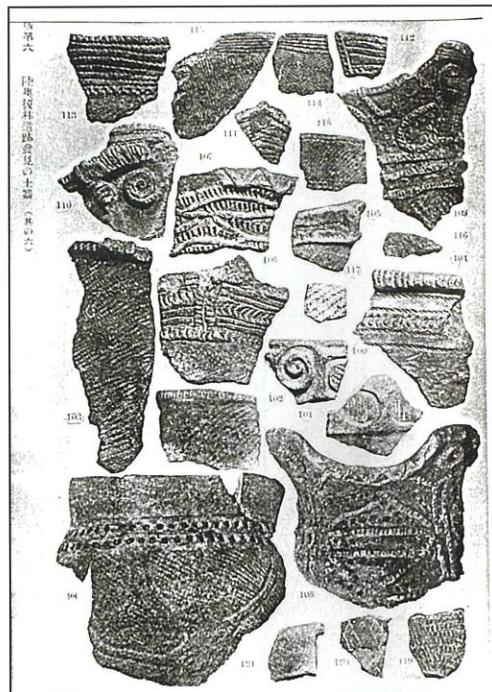


昭和3年8月、当時東京帝国大学理学部人類学教室研修生であった中谷治宇二郎が行った調査の成果は、『人類学雑誌』第44巻第3号「東北地方石器時代調査予報」の末尾部分で略報のみが紹介されている。中谷治宇二郎は津軽地方の縄文遺跡群を調査した後、上北地方に訪れたが、病気がちである上、すでに3週間にわたる調査の旅で自身の体を酷使していたために二ツ森貝塚をはじめとする小川原湖周辺の遺跡の調査は2・3日のみで無念ながら切り上げたようである。

中谷治宇二郎の発掘調査で出土した遺物、図面、記録書は調査後すぐ清野謙次のものとともに手紙とともに届けられ、清野謙次はのちにこれらを再整理し、昭和44年『日本貝塚の研究』「円筒土器群を出す陸奥国の貝塚群」の章で所見を述べている。

【図6】角田氏発掘の出土遺物

（コピー）



昭和 8 年 5 月の喜田貞吉の試掘調査を経て、同年 8 月、角田文衛が発掘調査を実施、その成果を昭和 14 年「陸奥榎林遺跡の研究」として『考古学論叢』第 10 号で報告した。角田氏は現在の二ツ森貝塚東地区内 3ヶ所 (A~C 地点)、現在二ツ森貝塚北地区としている赤川遺跡 (現在は二ツ森貝塚に含めている) 内 1ヶ所 (D 地点) を調査。この時点ですでに角田氏は赤川遺跡を縄文時代前期前葉に生活が営まれたとし、しだいに榎林遺跡 (東地区) へと生活圏を移して貝塚を形成したと指摘している。また角田氏はここで縄文時代中期後葉の土器を榎林式土器として形式設定した。

ちなみに、現在に至るまで「二ツ森貝塚」の名称はさまざまに変遷した。「貝盛貝塚」、「貝塚村貝塚」、「天間林村貝塚」、「家ノ前貝塚」、そして角田氏の「榎林遺跡」(文中「榎林貝塚」とも) である。現在においても刊行物に「榎林遺跡出土」と明記されるケースや、当教育委員会に「榎林遺跡」はどこにあるのかという問い合わせもまれにあり、わずかながら混乱を招いているようである。

ところで、佐藤氏と中谷氏の記録の中にも「二ツ森貝塚」についての記述がある。「二ツ森貝塚」は現在の「二ツ森貝塚」とは別のもので、現在の「二ツ森貝塚」の東方 500m の台地先端部の JR 青い森鉄道の線路を越えたところに、道路を挟んだ両側に一里塚に似た小山がある。「二ツ森」の名称の由来となったといわれるこの二つの塚上に貝塚があったというのである。しかしながら文献によると、試掘した結果、貝層は小規模で (マガキが主体) 遺物の出土もほぼ見られなかったという。

現在の「二ツ森貝塚」という名称に定着したのは、後述する村越潔による発掘調査からで、地元民や研究者のあいだで広く用いられている名称を採用されたものである。

【写真3】鹿骨製飾櫛の出土状況



【写真4】昭和 37 年の調査員集合写真



昭和 37 年 8 月、道路新設及び改良工事に伴う緊急発掘調査は青森県教育委員会が村越氏に依頼し、実施された。ここで初めて東地区の貝塚は第Ⅰ号～第Ⅴ号と命名され、調査は第Ⅰ号貝塚が第Ⅱ号貝塚で行われた。この調査では二ツ森貝塚ではじめて人骨が出土し、自然遺物の詳細が明らかになった。現在青森県立郷土館に展示されている精巧な鹿角製櫛もこの調査で出土している。

調査の成果は県教委 1962 年、昭和 38 年『日本考古学年報』にて「青森県上北郡二ツ森貝塚」として報告されている。

同じく昭和 37 年 11 月、二ツ森貝塚より出土した鯨骨製青龍刀型骨器ほか 3 点の骨角器が県重宝に指定された。鯨骨製青龍刀型骨器は昭和 7 年の道路工事の際発見されたもので、同年に設立された二ツ森貝塚遺跡保存会の手により旧二ツ森小学校に保管されていた。この遺物についてはかつて角田文衛も前述の報告書にて紹介した。

昭和 50 年、東地区において道路改良工事に伴い発掘調査を実施することとなった。

発掘調査は天間林村教委があたり、東地区を A 地点、西地区を B 地点として実施した。A 地点は東地区第Ⅱ号貝塚にあたり、昭和 37 年の村越氏による発掘調査地に隣接する箇所で、鹿角製ヘラ状装飾品などが出土。B 地点は西地区第Ⅱ号貝塚及び第Ⅲ号貝塚に接近する箇所であり、多量の遺物が出土した。この調査の膨大な量の遺物は現在も七戸町教委が保管し、一部は展示公開している。

平成元年 8 月、青森県立郷土館による発掘調査が行われた。調査地は東地区第Ⅴ号貝塚であり、角田文衛が調査した A 地点に隣接するものと思われる。平成 3 年に再調査を実施し、同貝層の剥ぎ取りを行った。2 枚剥ぎ取り、県立郷土館と当教委がそれぞれ 1 枚保管している。

平成 3 年 3 月、二ツ森貝塚東地区 36,719 m²が県史跡に指定された。これを契機に、遺跡の内容及び範囲の確認並びに遺跡保存の基礎資料作成を目的とした発掘調査を実施することとした。まず同年に二ツ森貝塚発掘調査検討委員会を設立。続いて遺跡全域の地形を測量し、平面図を作成した。

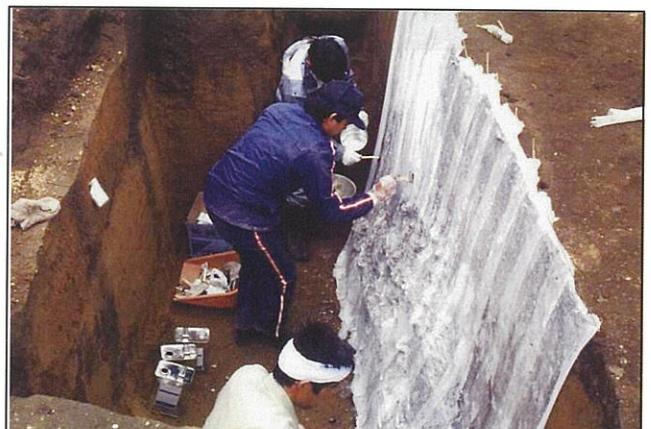
平成 4 年、二ツ森貝塚第 1 次発掘調査が行われる。まず分布踏査を行い、遺物採集の数量からおおまかな密度を確認した。続いて東地区にテストトレンチを設定し、縄文時代の住居跡合計 5 基を検出するなどの成果が得られた。さらに西地区の第Ⅳ号貝塚にテストトレンチを 1 カ所設け、榎林式期の貝層であることを確認した。

平成 5 年、第 2 次調査では再び東地区に数箇所のトレンチを設定。住居跡をはじめとするおびただしい数の遺構と遺物を検出。また

【写真5】昭和 50 年の発掘調査風景



【写真6】犬骨が出土したプラスコ型土坑の剥取り作業



第V号貝塚より東側に検出された第2号フラスコ状土坑の底部より埋葬されたイヌの骨が検出され、新聞紙等で取り上げられ注目を集めた。記録後、イヌの骨を取り上げ、フラスコ状土坑の断面を剥ぎ取って保存した。

平成6年の第3次調査では県指定区域の中心部にトレンチを設定し、濃密に重なり合う住居跡や貯蔵穴が確認された。また、第IV号貝塚寄りの地点には土坑墓が検出され、覆土中より人骨が出士している。分析の結果、熟年ないし老年の女性のものであることが分かった。

平成7年、当初3ヵ年事業として予定していた調査を延長し、第4次調査を実施した。県指定区域の東西両端及び第II号貝塚、昭和37年の村越氏による発掘調査地に近い箇所を調査した。東西両端の調査では以前の調査と同様著しく重複する遺構が確認され、居住区域がさらに延びることを確認した。また第II号貝塚の北側が盛土遺構であることが確認された。また西地区においては住宅建設に伴う発掘調査が行われ、多量の遺物が出土し、縄文時代中期後半の捨場であることが確認された。

平成8年、保存のための基礎資料作成のための調査はすでに終了していたが、後述する史跡公園整備にからんで、駐車場建設に伴う緊急発掘調査が行われた。調査の結果、東地区から列となり、配列された土坑墓列が検出された。また西地区では個人住宅建設のための緊急発掘調査が行われ、縄文時代中期のロングハウスと考えられる住居跡をはじめとする居住区域が確認された。

平成7年から二ツ森貝塚の史跡公園整備事業は、日本原燃の交付金により実施を活用し、竪穴住居を2棟復元すると同時に、展望台などを整備した。平成8年には天間林村教育委員会による「二ツ森貝塚史跡公園駐車場建設に伴う緊急発掘調査及び個人住宅建設に伴う緊急発掘調査」(第3次緊急発掘)が行われた。

平成9年に二ツ森貝塚の「史跡公園」の開園により整備を終え、平成9年7月24日付け天総第145号で文部大臣に「史跡指定申請書」を提出了。平成10年1月16日には史跡指定され、指定面積は35,551m²であった。これらの土地はすべて公有化されていたが、文化庁からは史跡範囲を西側地区も含めた形が良いのではないかとの指摘もあったが、課題が残ることとなった。

平成10年度、村道貝塚2号線道路改良工事に伴う緊急発掘調査が行われた。調査地は西地区や北側で、平成7年の調査で検出された西地区捨場のさらに西側に位置する。ここでは住居跡4軒、貯蔵穴や落し穴遺構など、主に縄文時代後葉の遺構が検出された。

国史跡指定を契機とし、遺跡の全体的な保存状況や範囲の確認、指定区域の拡大など、新たな課題が浮かび上がった。これらの課題を解決するため、平成11年度より「範囲確認のための発掘調査」がスタートした。調査は「村内遺跡発掘調査事業」として文化庁及び県の補助を受け、5ヵ年計画で実施された。村内遺跡発掘調査は①東地区の広がり②西地区の保存状況と内容確認のように段階的な調査を行うこととしていたが、平成13年度、県教委文化財保護課との協議によりさら

【写真7】二ツ森貝塚史跡公園の活用



に③北地区の内容確認が付け加えられ、平成18年度までの8ヵ年事業として実施した。

平成17年3月31日、天間林村は隣町である七戸町と町村合併し、「新七戸町」としての町政をスタートした。このため当事業もまた主体者が七戸町教育委員会に移行したが、事業自体は計画通り平成18年度までの事業として実施された。

【図7】ニツ森貝塚の位置



【表3】遺跡の発見、発掘調査、整備、史跡指定の経緯の年表

年 度	事 項
明治 20 年	廣澤安任氏による遺跡紹介 「アイノノ遺跡の事」『東京人類学会報告』第 2 卷第 11 号(1887 年)
明治 21~22 年	佐藤重紀氏による発掘調査 「陸奥国上北郡の貝塚」『東京人類学会雑誌』第 6 卷第 59 号(1891 年)
明治 26 年	若林勝邦氏による発掘調査 「陸奥国上北郡の貝塚」『東京人類学会雑誌』第 6 卷第 59 号(1891 年)
昭和 3 年	中谷治宇二郎氏による発掘調査
昭和 8 年	喜田貞吉氏による発掘調査
昭和 13 年	角田文衛氏による発掘調査 「陸奥檍林遺跡の研究」『考古学論考』第 10 号 (1939 年)
昭和 37 年	青森県教育委員会による緊急発掘調査（記録保存） 「青森県ニツ森貝塚調査概要」(1963 年)
昭和 37 年	鯨骨製青竜刀形骨器他 3 点が県重宝に指定される
昭和 47 年	青森県立郷土館による貝層分布調査 ※ニツ森貝塚東側の貝層分布図作成
昭和 50 年	天間林村教育委員会による緊急発掘調査（記録保存）(第 1 次緊急発掘) 天間林村教育委員会による発掘調査(第 2 次緊急発掘)
昭和 63 年	青森県立郷土館による発掘調査（第 1 次学術調査） 「三沢市山中(2)貝塚及び天間林村ニツ森貝塚の発掘調査」 『青森県立郷土館調査研究年報』第 14 号(1992 年)
平成 3 年	県史跡に指定
平成 3 年	青森県立郷土館による発掘調査（第 2 次学術調査） 天間林村教育委員会による地形測量
平成 4~7 年	天間林村教育委員会による発掘調査（第 1 次～第 4 次学術調査） 「平成 4 年度ニツ森貝塚発掘調査概報」『天間林村文化財報告書』第 1 集(1993 年) 「平成 5 年度ニツ森貝塚発掘調査報告書」『天間林村文化財報告書』第 2 集(1994 年) 「平成 6 年度ニツ森貝塚発掘調査報告書」『天間林村文化財報告書』第 3 集(1995 年) 「平成 7 年度ニツ森貝塚発掘調査報告書」『天間林村文化財報告書』第 4 集(1996 年)
平成 6 年	ニツ森貝塚県史跡区域用地取得
平成 7 年	ニツ森貝塚史跡公園整備事業開始
平成 8 年	天間林村教育委員会による緊急発掘調査（記録保存）(第 3 次緊急発掘) 「平成 8 年度ニツ森貝塚発掘調査報告書-ニツ森貝塚史跡公園駐車場建設に伴う緊急発掘調査及び個人住宅建設に伴う緊急発掘調査-」 『天間林村文化財報告書』第 5 集(1997 年)
平成 9 年	ニツ森貝塚史跡公園開園 天間林村教育委員会による緊急発掘調査（記録保存）(第 4 次緊急発掘)
平成 10 年	国史跡に指定
平成 11~16 年	天間林村教育委員会による発掘調査（第 1 次～第 6 次範囲確認調査）
平成 17 年	七戸町教育委員会による発掘調査（第 7 次範囲確認調査）
平成 18 年	範囲確認調査の本報告書を刊行「ニツ森貝塚」

第2節 指定の状況

史跡の概要は以下の表に示すとおりである。

1 指定告示

指定及び追加指定に係る告示の内容は、以下のとおりである。

○文部省告示第11号（官報 第2300号）

指定年月日：平成10年1月16日

種別：史跡

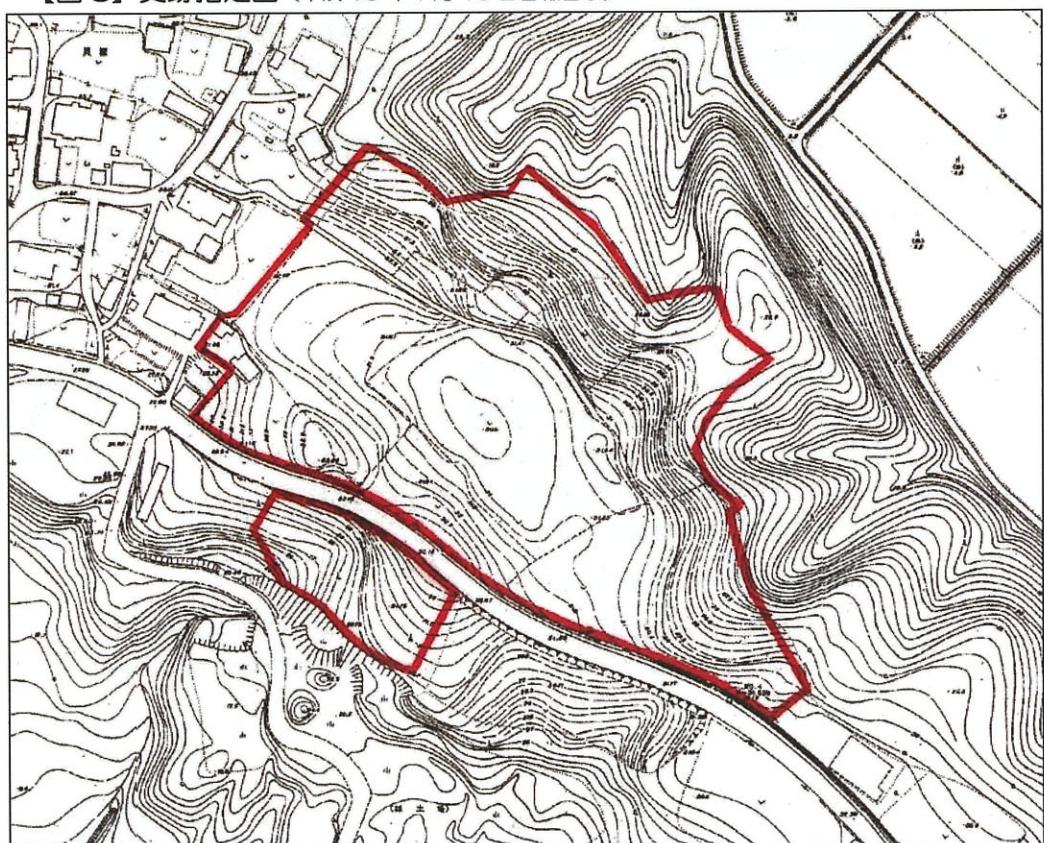
名称：二ツ森貝塚

所在地：青森県上北郡天間林村大字榎林字貝塚家ノ前 四三番、六一番ノ一

指定基準：史跡の部一

史跡指定の地籍図

【図8】史跡指定図（平成10年1月16日官報告示）



○文部科学省告示第 44 号（官報号外 第 50 号）

指定年月日：平成 27 年 3 月 10 日

種別：史跡

名称：二ツ森貝塚

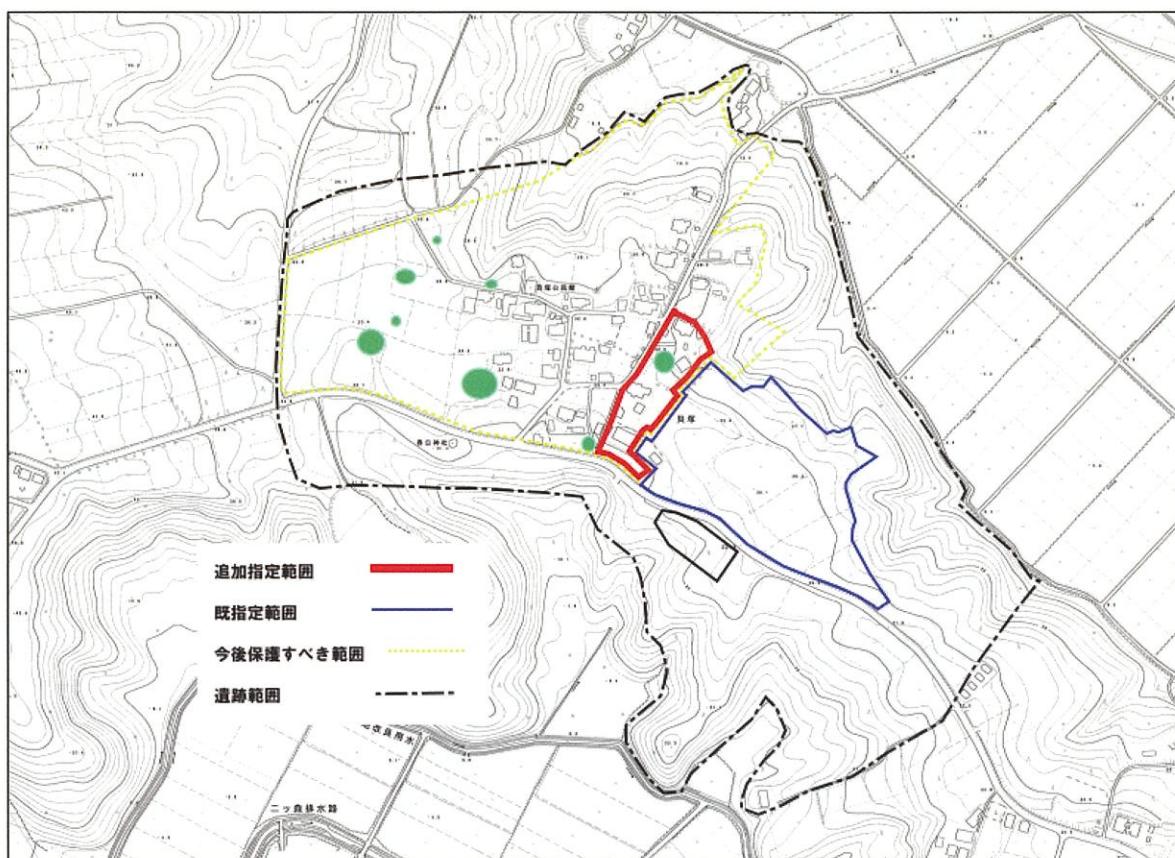
所在地：青森県上北郡七戸町字貝塚家ノ前三六番、三七番一、三七番二、五七番一、

五七番二、五七番三、五七番五、五七番六、五七番七、五八番一、五八番二、

五八番三

指定基準：史跡の部一

【図 9】追加指定範囲図（平成 27 年 3 月 10 日官報告示）



○文部科学省告示第 173 号（官報号外 第 230 号）

指定年月日：平成 27 年 10 月 7 日

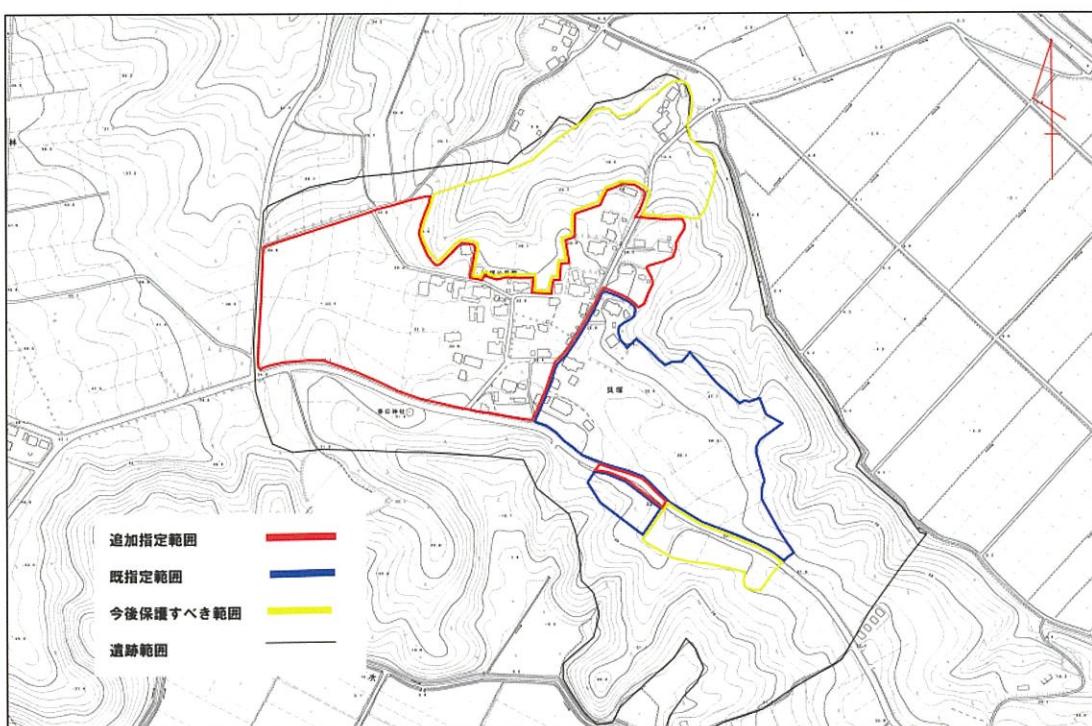
種別：史跡

名称：二ツ森貝塚

所在地：青森県上北郡七戸町字貝塚家ノ前二番一、二番二、二番三、二番四、二番五、二番六、三番一、三番二、四番一、四番二、四番三、四番四、四番五、四番六、四番七、四番八、五番一、五番二、五番三、五番四、五番五、六番、八番一、八番二、八番三、九番一、九番三、九番四、九番五、九番六、一〇番、一一番一、一一番四、一一番五、一五番一、一五番七、一五番八、一五番九、一五番一〇、一五番一一、一七番一、一七番二、一八番二、一八番三、一九番一、一九番二、二〇番一、二〇番二、二〇番地三、二一番地一、二一番二、二一番四、二一番五、二一番六、二一番地七、二一番地八、二一番九、二一番一〇、二二番一、二二番四、二二番五、二三番一、二三番二、二三番三、二三番四、二四番一、二四番二、二四番三、二四番四、二六番一、二六番二、二六番三、二六番四、二七番、二八番三、二八番四、二九番二、二九番三、二九番四、二九番五、二九番六、二九番七、二九番八、三〇番一、三〇番二、三〇番三、三一番二、三一番三、三一番四、三一番五、三三番一、三三番二、三四番一、三四番三、三四番四、三五番一、三五番二、三五番三、三八番、四〇番三、四〇番四、四〇番八、四〇番一〇、四〇番一一、四〇番一三、四四番二、五一番二、五五番二、五五番三、五九番一、五九番二、五九番三、五九番五、五九番六、五九番七、五九番八、五九番九、五九番一〇、五九番一一、五九番一二、六一番二、青森県上北郡七戸町字貝塚家ノ前五八番三と同五九番七に挟まれ同五七番六と同五九番一一に挟まれるまでの道路敷のうち実測二二六・七〇平方メートル、同二三番四と同八番二に挟まれ同三五番二と同二一番七に挟まれるまでの道路敷のうち実測一〇三九・五九平方メートル、同四〇番一三と同三一番三に挟まれ同一七番二と同一五番七に挟まれるまでの道路敷のうち実測二〇七七・七一平方メートル、同五七番三と同六一番一に挟まれ同五五番二と同六一番二に挟まれるまでの道路敷のうち実測六〇九・八六平方メートルを含む。

指定基準：史跡の部一

【図 10】追加指定範囲図（平成 27 年 10 月 7 日官報告示）



【資料1】官報告示（平成10年1月16日）

平成10年1月16日 金曜日 官報 第2300号

【資料2】官報告示（平成27年3月10日）

【資料3】官報告示（平成27年10月7日）

2 指定説明文とその範囲

○平成10年1月16日指定 指定説明

二ツ森貝塚は、青森県東部小川原湖西岸に形成された縄文時代前期から中期の大規模な貝塚である。

小川原湖のある上北郡一帯は、奥羽山脈東麓に広い段丘群を抱えている。その段丘群を裂いていくつかの小河川が小川原湖に注ぎ込んでいる。遺跡はそのうち、七戸川と赤川とに挟まれた北西、南東に長い、標高約30mの台地上にある。遺跡全体は現在集落のある部分も含め、20万平方メートルを超える広大な範囲に及んでいる。

遺跡は全国的に知られ、明治時代から、若林勝邦、中谷治宇二郎、喜田貞吉、角田文衛らが調査を行っている。東北地方北部の縄文時代中期後半に、それまでの円筒土器に替わって登場する「榎林式」は、昭和8年の角田の調査で得られた土器をもって提唱されている。その後、昭和37年には青森県教育委員会が道路拡幅工事に伴う調査を行い、さらに昭和47年にも遺跡の東側部分で分布調査を行い、I号からV号の5ヶ所の貝塚があることが明らかになった。昭和50年代後半には、長芋栽培によるトレンチャー導入が始まり、遺跡破壊が懸念されるようになった。そのため、青森県教育委員会は再び平成元年に確認調査を行い、天間林教育委員会は保存を目的に平成4年から8年まで、遺跡の範囲と内容把握のための確認調査を続けた。

遺跡は現在の集落をその中心にして、東西600m、南北170mの範囲の中に、台地の縁まで形成されている。そのうち、集落部分およびその西側では若干の地点貝塚はあるが、規模は小さく採集できる遺物の量も少ない。規模の大きなI号からV号貝塚は東側部分に分布し、今回の指定もその範囲である。

IからV号貝塚は台地の南北両縁に幅30m、長さ170mの広さで分布する。南側にI号およびII号、北側にIII号からV号があって、貝層の厚さはそれぞれ約1mである。主体はヤマトシジミで、ほかにハマグリ、カキ、アサリ、ホタテガイ、アカニシ、サルボウなど28種類の貝があり、またフグ、ボラ、スズキなどの魚類、シカ、イノシシ、クマ、ムササビ、キツネ、クジラなどのほ乳類、ガソカモ類、ウミウなどの鳥類もある。また、人工遺物では鹿角製の釣針、銛頭、刺突具などの漁具類、貝輪、牙玉などの装身具類がある。うち鹿角製叉状品、鹿角製櫛、猪牙製垂飾品、鯨骨製青竜刀形骨器などには、県重宝に指定されているものもある。

貝塚の形成された時期は縄文時代前期後葉から中期後葉までであるが、主体となるのは中期後半である。そしてこの時期の竪穴住居跡80棟、および貯蔵穴59基が、南北両貝塚に挟まれた台地状で夥しく重なり合って確認されている。台地上面はその中央がなだらかに窪み、貝塚のある南北両縁の方が数m高い。中期に居住域として選定された時点の台地上面の整地と、その後の住居、貯蔵穴の作り替えによる堆土が、居住域外縁に貝層と合わせ盛土列として積まれた結果である。

居住域の外、東側の地点には長軸80~160cm、短軸40~80cmの土坑墓22基が確認され、居住域と別に墓域が作られていることも明らかになっている。しかし、一方で居住域に近いII号貝塚およびV号貝塚から4体分の成人骨が出土している。また、V号貝塚の西側からは埋葬された1体分の幼犬骨も出土している。

以上、二ツ森貝塚は全国的に見ても有数の規模を誇る貝塚であり、本州北部における縄文時代前期から中期の拠点的集落の一つである。最温暖期には台地下に広がっていた小川原湖を豊富な資源域としての生業があり、その背景のもとに精神生活上の様々な品も発達させている。さらに集

落構成においても居住域、その外縁の盛土、そして居住域と分離した墓域など当該時期の構造化した構成を典型的に示す点で、極めて重要な遺跡といえる。よって史跡に指定し、保存を図ろうとするものである。

【図11】東地区貝塚の貝塚配置図（『二ツ森貝塚』範囲確認調査報告書より引用）



【写真8】平成10年指定時の上空写真



○平成27年3月10日追加指定 説明

二ツ森貝塚は、青森県東端部の小川原湖の南端から西に3.5kmに位置し、二ツ森川が形成する河岸段丘上の標高28mから32mの平坦部に立地する、縄文時代前期前葉から中期後葉にかけて継続する貝塚を伴う集落遺跡である。

この貝塚は、江戸時代の文献にすでに「貝塚」という地名が登場し、明治20年（1887）の『東京人類学会報告』において初めて考古学的に紹介された。その後、中谷治宇二郎・喜田貞吉・清野謙次・角田文衛などの著名な考古学者の発掘調査を経て、昭和38年には県道新設に伴う緊急発掘調査が村越潔によって行われ、出土した鹿角製の縦櫛で一躍有名になった。平成元年以降は、断続的に行われた青森県立郷土館による学術発掘調査や、天間林村教育委員会（現・七戸町教育委員会）による開発対応の緊急発掘調査および保存目的調査により、遺跡の範囲と内容が明らかになり、平成10年に史跡に指定された。

集落遺跡としては、大きく東区と西区に分かれるが、まずは東区において縄文時代前期前葉から居住の形成が始まる。前期中葉には東区の中央部に居住域が集中しながらその周囲に貝塚が形成され、前期後葉から中期前葉にかけて南東部に土坑墓が列状に配置される。中期中葉になると遺跡の主体は西区に移り、列状の土坑墓や貯蔵穴が多数据られるが、貝塚は集中することなく点在の様相を呈する。中期後葉になると、東区と西区の両地区に最大規模の居住域を形成するが、その後一気に終焉を迎える。

このように、二ツ森貝塚は、縄文時代前期前葉から中期後葉にかけて貝塚を伴う集落の構造と変遷をたどれる、東北北部を代表する大規模な集落遺跡として重要である。今回、条件の整った部分を追加指定して保護の万全を図るものである。

（文化庁文化財部『月刊文化財』617 平成27年2月）

○平成27年10月7日追加指定 説明

二ツ森貝塚は、青森県東端部の小川原湖の南端から西に3.5kmに位置し、二ツ森川が形成する河岸段丘上の標高28mから32mの平坦部に立地する、縄文時代前期前葉から中期後葉にかけて継続する貝塚を伴う集落遺跡である。

この貝塚は、江戸時代の文献にすでに「貝塚」という地名が登場し、明治20年（1887）の『東京人類学会報告』において初めて考古学的に紹介された。その後、中谷治宇二郎・喜田貞吉・清野謙次・角田文衛などの著名な考古学者の発掘調査を経て、昭和38年には県道新設に伴う緊急発掘調査が村越潔によって行われ、出土した鹿角製の縦櫛で一躍有名になった。平成元年以降は、断続的に行われた青森県立郷土館による学術目的調査や、天間林村教育委員会（現・七戸町教育委員会）による開発対応の記録保存調査及び保存目的調査により、遺跡の範囲と内容が明らかになり、平成10年に史跡に指定された。

集落遺跡としては、大きく東区と西区に分かれるが、まずは東区において縄文時代前期前葉から居住の形成が始まる。前期中葉には東区の中央部に居住域が集中しながらその周囲に貝塚が形成され、前期後葉から中期前葉にかけて南東部に土坑墓が列状に配置される。中期中葉になると遺跡の主体は西区に移り、列状の土坑墓や貯蔵穴が多数据されるが、貝塚は点在しつつもおよそ環状を呈するようになる。中期後葉になると、東区と西区の両地区に最大規模の居住域を形成されるが、

その後一気に終焉を迎える。

このように、二ツ森貝塚は、居住域・墓域・貯蔵穴域・貝塚などの集落を構成する主要な遺構の配置の変遷が縄文時代前期前葉から中期末葉にかけて連綿と追え、ほぼ同時期の特別史跡三内丸山遺跡とともに東北北部を代表する大規模な集落遺跡として重要である。よって今回、これまで未指定地であった遺跡の西側部分を追加指定して保護の万全を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部『月刊文化財』624 平成27年9月)

【図12】ニツ森貝塚の分布状況



【写真9】史跡指定地内の現況航空写真



3 管理団体の指定

指定地の管理団体に係る告知内容は、以下のとおりである。

【資料 4】管理団体の指定（平成 27 年 7 月 7 日）



26 庁財第 556 号

七戸町長 小又 勉

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 113 条第 1 項の規定により、史跡二ツ森貝塚（平成 10 年文部省告示第 11 号及び平成 27 年文部科学省告示第 44 号）を管理すべき地方公共団体として七戸町を指定します。

平成 27 年 7 月 7 日

文化庁長官 青柳 正規



（官報告示 平成 27 年 7 月 7 日付け文化庁告示第 31 号）

4 史跡をとりまく環境と発掘調査の成果

七戸町は、太平洋に臨む青森県の南東部に位置している。主な産業は農業と林業である。農業はニンニクや長芋といった根菜類が主である。また畜産も盛んに行われている。

交通網としては青森市や下北地方、八戸市といった交通要衝の地にあり、国道4号線とそれに伴う「道の駅」をはじめ、東北新幹線の駅舎として七戸十和田駅、また現在八戸市と青森市を結ぶ「上北道路」の建設が進められている。中世城下町としての趣をもつ古風な町である。戦前には「奥羽種畜牧場」などの国の大規模な牧場もあった。馬と牧場の町でもあった。

(1) 自然環境

自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

[自然的条件]

①位置と地勢

本町は、青森県の東部、上北郡の西北に位置し、東から北は東北町、南は十和田市、西は八甲田連峰で県都青森市、平内町と境をなし、町域は東西約31km、南北約26kmのやや長方形で、総面積337.23km²を有する自然環境豊かな内陸部の農業が基幹産業の町である。

地勢は、西側一帯が広大な国有林野で標高1,000mを超える八甲田山系が連なり、山麓から東に伸びる丘陵は高低差が少なく、東西に貫流する河川流域が広大な水田地帯を形成している。地質は、沖積泥炭地が分布し火山灰土壌が多く、耕地のほとんどは植壤土で酸性度の強い土壌である。

②気 候

気候は、一年を通じて気象の変化が激しく、なかでも6月、7月には霧雨を伴った偏東風(ヤマセ)のため気温の低い状態が続き、11月から4月にかけては、北西の強い季節風が吹き、曇天・降雪の日が多く極めて寒さが厳しいのが特徴である。

気温は、平成21年の平均で約9.6°C、最低気温は-16.2°C、最高気温は35.8°Cを記録している。降水量は約1,362mm／年前後で夏季から秋季にかけて多く春季は比較的少ない状況となっている。

また、積雪量は地域によりばらつきがあり、平坦部では40cm～1m前後、山沿地区で2m近くの積雪となる内陸型の豪雪地帯もある。

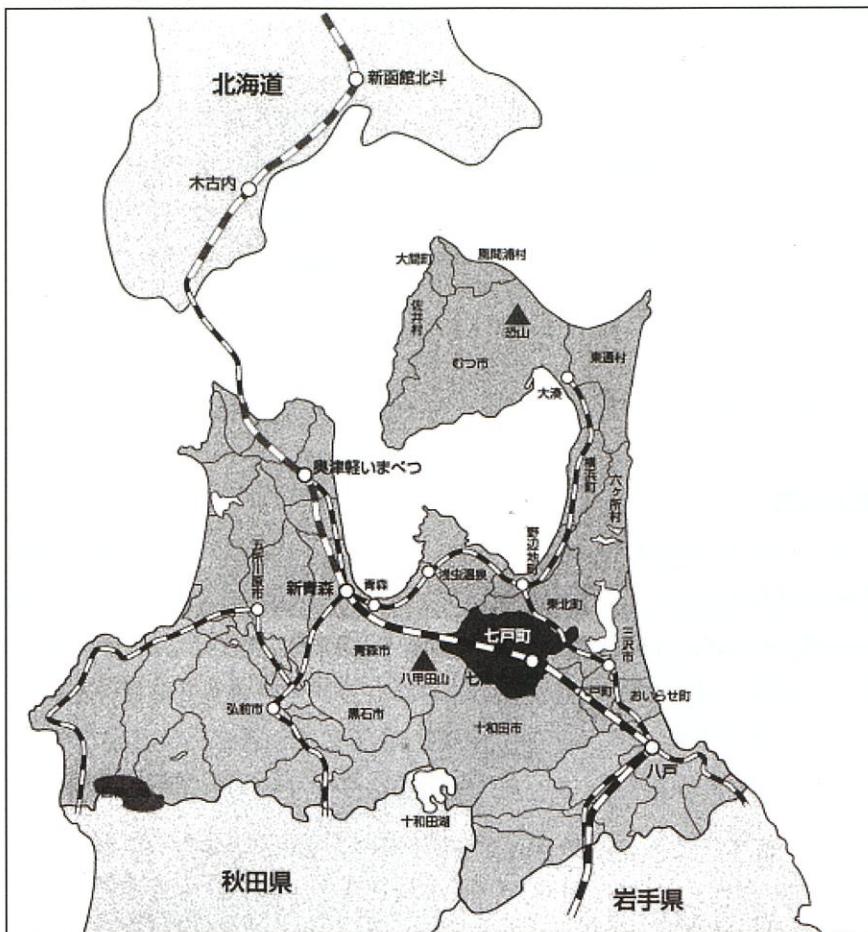
③地 質

周辺地域の地質の概要

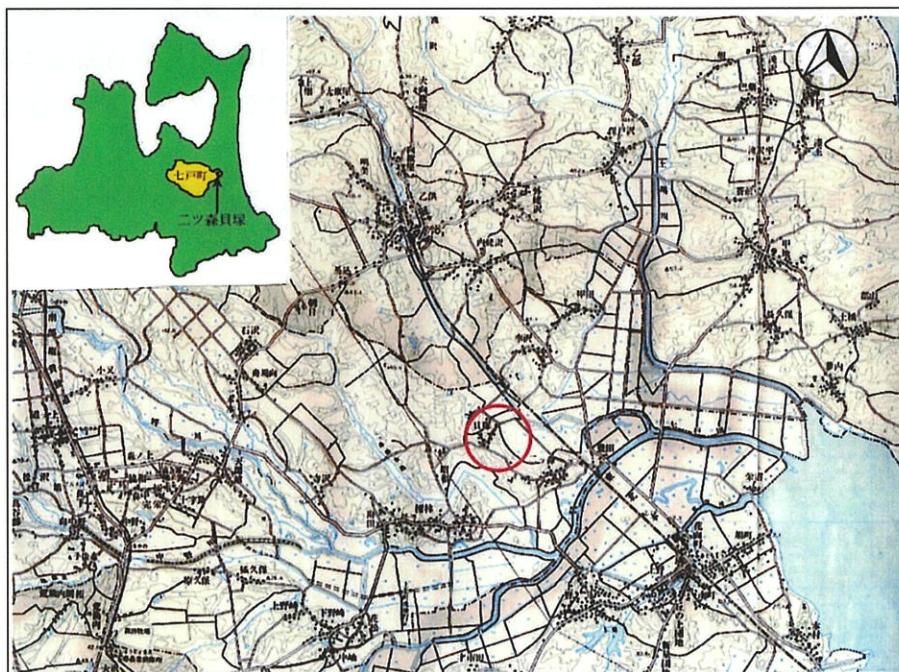
遺跡周辺の基盤は、第三期中新世～鮮新世の地層とされているが、ボーリングと隣接地域の地質から推定されているもので、遺跡周辺の地表の露頭では確認されていない。高瀬川低地帯の周囲の、遺跡の立地する貝塚台地や、隣接する榎林台地、姥沢台地、あるいは南側の台地に露出する露頭でみるかぎり、洪積世の地層が台地の土台になっている。

上北地域の洪積世の地層は、野辺地層あるいは三沢層と呼ばれる。上北地域の野辺地層は、半固結ないしは未固結の砂層やシルト層を主とする地層である。

【図13】七戸町の位置



【図14】史跡二ツ森貝塚地図

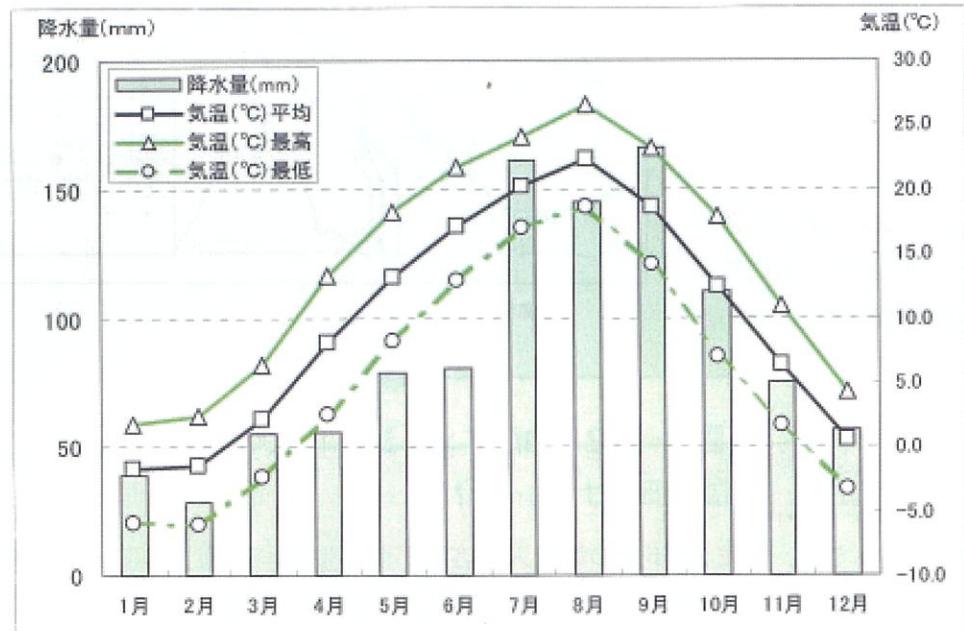


【表4】七戸町周辺の気象（十和田観測地点：10年間の平均値、平成11～20年）

月	気温(℃)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
	平均	最高	最低					
1	-1.7	1.7	-5.9	39	2.2	124	121	34
2	-1.4	2.3	-6.1	29	2.3	135	120	46
3	2.2	6.4	-2.4	55	2.5	170	80	42
4	8.1	13.3	2.6	56	2.4	187	5	4
5	13.1	18.2	8.2	79	2.1	173		
6	17.2	21.7	13.0	80	1.8	140		
7	20.2	24.1	17.0	161	1.6	104		
8	22.3	26.6	18.7	145	1.4	142		
9	18.6	23.2	14.1	166	1.5	139		
10	12.4	17.8	7.0	110	1.7	162		
11	6.3	11.0	1.6	75	2.0	128	17	7
12	0.6	4.2	-3.3	56	2.1	112	73	21
計(平均)	9.8	14.2	5.4	1,051	2.0	1,717	415	

資料：気象庁（十和田気象観測所）

【表5】七戸町周辺の気象（十和田観測地点：10年間の平均値、平成11～20年）



資料：気象庁（十和田気象観測所）

遺跡の南側段丘崖には、下から上へ、野辺地層構成層とみられる細粒凝灰岩、シルト岩、シルト岩と泥炭の互層、細粒砂岩などが重なる計5～6mの厚さの地層が露出している。その上に、40～90cmの古砂丘砂層と厚さ40～80cmの褐色火山灰層（ローム層）がのり、さらにこれらを50～60cmの八戸火山灰層は覆い、地表直下の黒色土に漸移する露頭が露出している。褐色火山灰層は下底近くに薄い黄橙色の粘土化した軽石層をともなっており、中部火山灰層（高館火山灰層相当）と思われる。八戸火山灰層は、下半の軽石層を挟む降下相の火山灰と、上半の流下層の細粒火山層に区別できた。

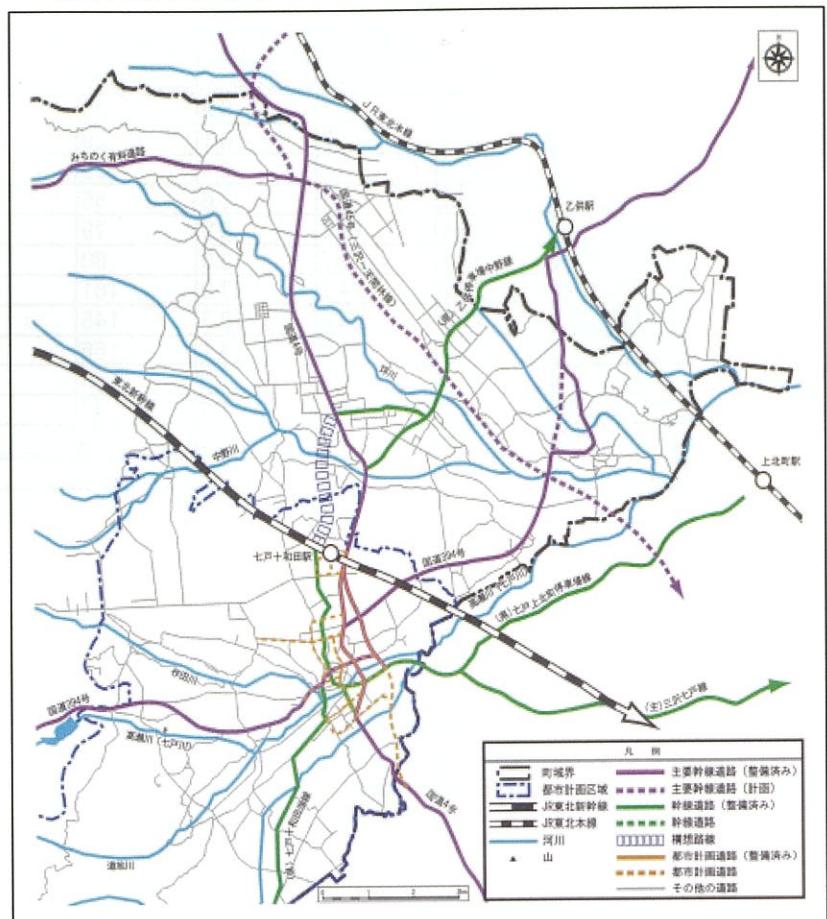
④交通アクセス

七戸町へのアクセスは、JR東日本東北新幹線七戸十和田駅、東北自動車道みちのく有料道路、現在建設中のインターチェンジ、国道4号線を利用した陸路がある。

史跡二ツ森貝塚までのアクセスは、上北インターチェンジより遺跡南側を通る国道394号線を通って、約2kmで史跡に隣接する七戸町立天間東小学校へ至る。公共交通機関では、JR七戸十和田駅よりタクシーを利用し約20分。さらに青い森鉄道の上北駅か乙供駅で下車し、タクシーを利用し約10分で史跡二ツ森貝塚に至る。

史跡地内には、法定外道路が存在しているが、道路拡張及び新規敷設の予定はない。

【図15】交通アクセス



⑤観光

青森県及び上北地域の観光入込客数は、東日本大震災が起きた平成23年度に減少しているが、平成24年度には回復している。

七戸町においては、平成23年度の観光入込客数が前年に比べて増加しているものの、平成24年度には平成22年度と殆ど変わっておらず、東日本大震災の影響はそれほど大きくなかったと言える。

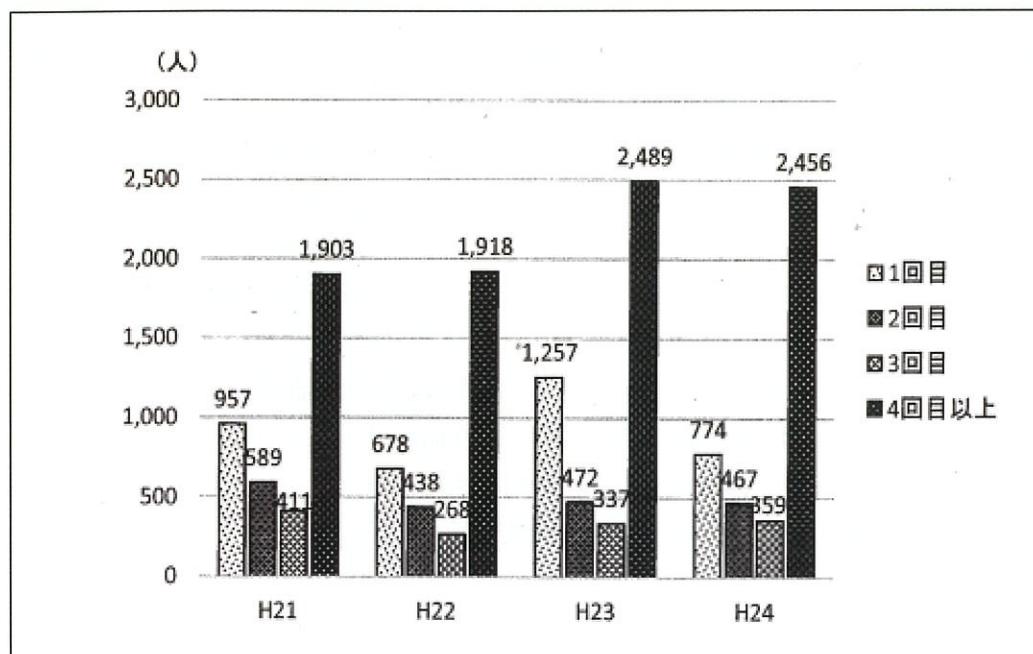
行祭事・イベントにおける観光入込客数の推移については、天王つづじまつりが平成22年より2年連続で前年を上回る入込客数を記録した。施設ごとの観光入込客数推移を見ると、「道の駅しづらのへ」、「鷹山宇一記念美術館」および「七戸町営スキー場」は、新幹線開通の翌年、東日本大震災が起きたにもかかわらず増加している。東八甲田家族旅行村の入込客数においては、減少傾向にある。

◇観光理念

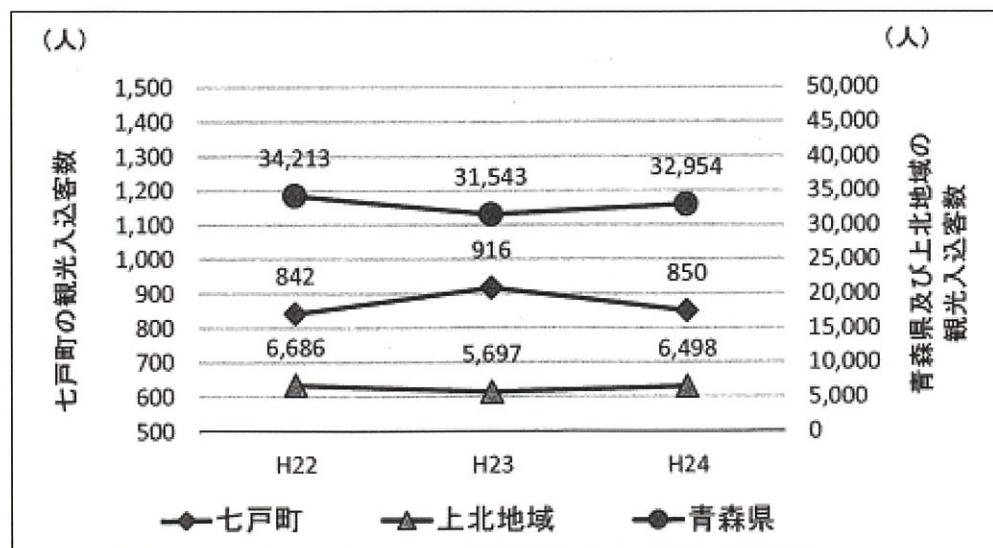
地域経済の活性化につながってこそ観光振興であり、そのためには子供からお年寄りまでが、七戸町に誇りを持ち、七戸町が大好きでなければ観光客への発信力が損なわれ、七戸町への来訪は見込めないという課題を意識し、自然、歴史、文化を含めた郷土愛を育む教育を継続して行く必要性を再確認した。

(出典 『七戸町観光振興計画』より引用)

【表6】青森県来訪回数（平成24年青森県観光入込客統計）



【表7】エリアごとの観光入込客数推移（平成24年青森県観光入込客統計）



(2) 歴史的環境

平成 17 年 3 月 31 日に七戸町・天間林村の 2 町村での合併が実現し、「新七戸町」が誕生したが、この 2 町村は、藩政時代以前から歴史的にも、経済、教育・文化、生活の面でも強い結びつきを有しており、それぞれの地域住民の交流が活発に行われ、地域の一体感の醸成が図られてきた。

旧天間林村は、二ツ森貝塚に代表される縄文時代の遺跡が発見され、約 6 千年前にすでに人々が住みつき、縄文文化が開花していたとされていた。

中世以降は、地方の政治、経済上中心的役割を果たすことなく、七戸南部氏若しくは七戸代官所の支配下に属し、明治維新までその領域にあり、住む人々は零細な農民であった。

明治 9 年戸長役場制が実施されるまで大字名天間館、榎林、附田、二ツ森、野崎、中岫、花松がそれぞれ独立し、一村をなしていたが 7 ケ村が連合して大字天間館字中野に天間館外 6 ケ村戸長役場を置いた。さらに、明治 22 年の町村制施行とともに 7 カ村が合併して「天間林村」と改称し、新たな出発を迎えることになる。

しかし、相次ぐ凶作に見舞われ、冷害常習地帯として甚大な被害を受けた一方で、明治 10 代年から大正末期にかけ耕地の開墾が進み 650ha もの新田が造られ、これが農業発展の基礎となった。

農民の自立は農地改革と広大な旧軍馬補充部用地の緊急開拓事業に始まるが、これにより 9 割近い農民が封建的土地所有関係から解放されるとともに、復員者、引揚者が流入するなど多くの入植者が穀類を中心に生産し、南部畑作地帯の一翼を担った。

昭和 29 年には十和田地区集約酪農地域及び昭和 34 年には甜菜生産振興地域の指定とめまぐるしく変化したが、昭和 43 年天間ダムの建設により稻作単作地帯に変ぼうした。

一方、村には有望な地下資源を有し鉱山の村とも呼ばれた。なかでも上北鉱山は日本鉱業株式会社が昭和 11 年に硫化銅山として本格的な操業を始め、昭和 19 年には我国最大の銅山となり、その後も隆盛を続けた。

また、昭和 27 年に東北砂鉄株式会社が底田鉱山を開設し、砂鉄を採掘したが、昭和 30 年代後半からの貿易の自由化の影響を受け、昭和 40 年には底田鉱山が閉山、さらに昭和 48 年には上北鉱山が休山に至ったため著しい人口減少をきたした。しかし、古来より農業が生活基盤であったことから、その振興を主体に施策を展開してきた。

旧七戸町は、町内 80 箇所以上から遺跡が発見されており、縄文時代（7~8 千年前）から各地で少なからぬ数の人々が住んでいた。

平安時代の末頃には、平泉の藤原家の勢力下にあり、かなりの文化を誇っていたと思われるが、鎌倉時代にいたり馬産地として初めて「七戸」の名が文献に見えるようになった。

建久 2 年（1191 年）に南部光行が甲斐の南部郷から糠部に下向し、その三男七戸太郎朝清が七戸領主となつたとされている。その後南北朝時代には、七戸南部氏は南朝方について華々しく活躍するとともに、七戸の地に見町観音堂や小田子不動堂を建立し、文化の基礎をつくった。

戦国時代には、豊臣秀吉の天下統一（九戸政実の乱）によって七戸南部氏はいったん亡びるが、宗家（盛岡南部氏）の力によって再興された。そしてその後、寛文 4 年（1664 年）に、七戸重信が盛岡南部氏の藩主に抜擢されるに及んで、江戸時代のほとんどを盛岡南部藩の直轄による代官支配を受けることになる。代官所や宿駅が置かれたことから、江戸中期ごろから商業も次第に発展した。特に盛岡藩の商人の中心をなしたのは近江商人であり、七戸にも大塚屋や舟木屋が存在し、七戸最大の商人として活躍した。

明治 2 年に維新処理のため一時七戸藩が創設されるが、明治 4 年には七戸県に移行し、弘前県に合併された後青森県に統合された。明治 6 年 3 月に大小区制が施行され、七戸は第 7 大区 3 小区となり七戸村と称した。同 11 年上北郡に所属した際に上北郡役所が置かれ、七戸はその後、長く上北郡の政治・経済・文化・教育の中心地となった。

そして、明治 22 年町村制施行の際、七戸村は 1 村のみで存続し、同 35 年には町制を施行して七戸町が成立した。同 31 年、野辺地への上北郡役所の移転問題が起きたが、それを阻止し、大正 15 年に郡役所が廃止された後も上北地方事務所が置かれ、郡下の中心としての地位は変わらなかった。

昭和 31 年、三本木町を中心とした十和田市が誕生すると、郡下の中心としての地位を十和田市に譲ったが、増大の一途をたどる行政需要に対応し、財政の効率化を図るため昭和 47 年に中部上北広域事務組合を組織し、病院、消防、給食、火葬場、清掃事業等に広域行政を取り入れ、現在に至っている。

●指定文化財

七戸町には平成 28 年 1 月 5 日現在で、国指定の文化財 13 件、県指定の文化財 8 件、町指定文化財 22 件がある。

【写真 10】七戸城跡（国史跡）



【写真 11】ニツ森貝塚（国史跡）



【表 8】国指定文化財

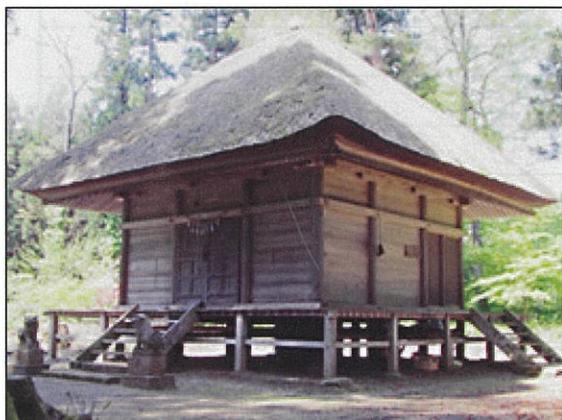
No.	指定区分	名 称	指定年月日
1	国史跡	七戸城跡	昭和 16 年 12 月 13 日
			平成元年 8 月 14 日（追加）
			平成 12 年 12 月 13 日（追加）
2	国史跡	ニツ森貝塚	平成 10 年 1 月 16 日
			平成 27 年 3 月 10 日（追加）
			平成 27 年 10 月 7 日（追加）
3	国重要有形民俗	南部七戸見町観音堂庶民信仰資料 359 点	平成 2 年 3 月 29 日
4	"	南部七戸小田子不動堂奉納絵馬 108 点	平成 2 年 3 月 29 日
5	国登録有形	旧七戸郵便局	平成 12 年 2 月 15 日
6	"	盛田牧場 1 号厩舎（南部曲屋育成厩舎）	平成 12 年 2 月 15 日
7	"	盛田牧場 2 号厩舎（育成厩舎）	平成 12 年 2 月 15 日
8	"	盛田牧場 3 号厩舎（繁殖厩舎）	平成 12 年 2 月 15 日
9	"	盛田牧場 4 号厩舎（繁殖厩舎）	平成 12 年 2 月 15 日
10	"	盛田牧場 5 号厩舎（種牡馬厩舎）	平成 12 年 2 月 15 日
11	"	盛田牧場馬頭観音堂奥殿	平成 12 年 2 月 15 日
12	"	盛田牧場馬頭観音堂拝殿	平成 12 年 2 月 15 日
13	"	盛田牧場馬頭観音堂鳥居	平成 12 年 2 月 15 日
参考	国特別天然記念物	カモシカ	昭和 9 年 5 月 1 日（天然）
			昭和 30 年 2 月 15 日（特天）

県指定文化財においては、県重宝の建造物 2 件、考古資料 3 件、県史跡 2 件、天然記念物 1 件の合計 8 件がある。この中で二ツ森貝塚から出土した鯨骨製青竜刀形骨器、鹿角製尖頭器、鹿角製叉状品、猪牙製垂飾品、鹿角製櫛の 5 点がいずれも県重宝に指定されている。

【表 9】県指定文化財

No.	指定区分	名 称	指定年月日
1	県重宝（建造物）	見町観音堂	昭和 60 年 4 月 27 日
2	"	青岩寺本堂	平成 9 年 7 月 30 日
3	県重宝（考古資料）	蕨手刀	昭和 31 年 5 月 14 日
4	県重宝（考古資料）	鯨骨製青竜刀形骨器、鹿角製尖頭器 鹿角製叉状品、猪牙製垂飾品	昭和 37 年 11 月 16 日
5	県史跡（蒼前平）	一里塚 2 基	昭和 37 年 6 月 29 日
6	"（天間館）	一里塚 2 基	昭和 37 年 6 月 29 日
7	県天然記念物	銀南木	昭和 31 年 5 月 14 日
8	県重宝（考古資料）	鹿角製櫛	平成 25 年 4 月 17 日

【写真 12】見町観音堂（県重宝）



【写真 13】二ツ森貝塚出土品（県重宝）



【写真 14】
二ツ森貝塚出土の鹿角製櫛（県重宝）



町指定文化財においては、町有形文化財が建造物 1 件、考古資料 4 件、民俗 3 件、美術工芸品 1 件、町無形文化財が民俗 10 件、町天然記念物 3 件の合計 22 件がある。この中で二ツ森貝塚から出土した榎林式土器が町の指定を受けている。

【表 10】町指定文化財

No.	指定区分	名 称	指定年月日
1	町有形文化財（建造物）	青岩寺山門	平成 2 年 7 月 6 日
2	町有形文化財（考古資料）	遮光器土偶	〃
3	〃	常滑の壺	〃
4	町有形文化財（美術工芸品）	山屋薬師如来像	〃
5	町有形文化財（民俗）	小田子不動堂庶民信仰資料 75 点	平成 4 年 12 月 28 日
6	町有形文化財（考古資料）	須恵器・土師器 5 点	平成 17 年 3 月 16 日
7	町無形文化財（民俗）	向町神代神楽	昭和 52 年 6 月 16 日
8	〃	親孝行踊り	〃
9	〃	駒踊り	〃
10	〃	虎丈様	〃
11	〃	四町内神楽	昭和 61 年 4 月 1 日
12	〃	上原子剣舞踊	平成 17 年 3 月 16 日
13	〃	花松神社神楽	〃
14	〃	榎林神楽	〃
15	〃	二ツ森神楽	〃
16	〃	天間館神楽	平成 20 年 3 月 25 日
17	町天然記念物	矢館跡のイチイ	平成 2 年 7 月 6 日

【写真 16】遮光器土偶（山屋 2 遺跡出土）

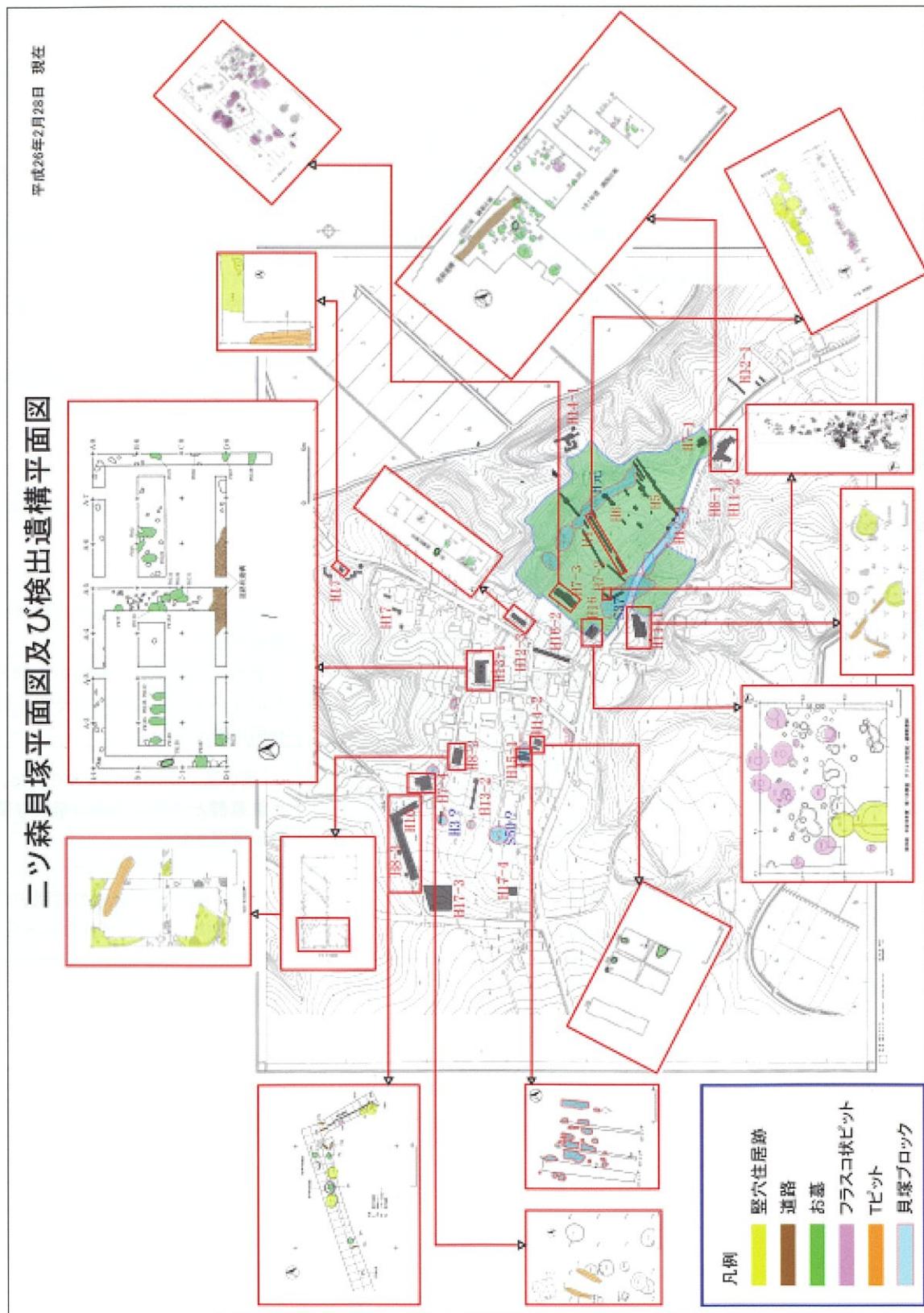
【写真 15】榎林式土器（二ツ森貝塚出土）



(3) 史跡ニツ森貝塚発掘調査成果

ニツ森貝塚は昭和 37 年に道路工事に伴う発掘調査から、平成 17 年度まで断続的に発掘調査が行われてきた。その成果は下記の【図 16】にあるように、ニツ森貝塚全体像を知るうえでは大きな成果があがっている。

【図 16】発掘調査位置図（平成 4 年度～平成 17 年度まで）



【表11】史跡地内の年度別発掘調査一覧表

年 度	調査面積	時 期	主な検出遺構	摘 要
昭和 37 年	詳細不明	縄文前期 ～中期	第 I 号貝塚 第 II 号貝塚	・第 I 号貝塚は淡水性 ・第 II 号貝塚は海水性 ・貝塚から人骨・骨角器などが出土
平成 4 年	169 m ²	縄文前期 ～中期	縄文前期後半の竪穴住居跡 4 軒 縄文中期後半の竪穴住居跡 1 軒	
平成 5 年	200 m ²	縄文中期	竪穴住居跡 34 軒 フ拉斯コ状土坑 13 基 (底面から埋葬された犬の骨) 土坑 24 基	・貝層の分布調査実施 ・大規模な土地造成の可能性あり
平成 6 年	160 m ²	縄文中期	縄文中期竪穴住居跡 18 軒 フ拉斯コ状土坑 21 基 土坑墓 1 基 土坑 1 基	・検出された竪穴住居跡は、縄文時代中期中葉から末葉のもの。 ・竪穴住居の空間とフ拉斯コ状土坑の貯蔵穴群の空間が読み取れる。
平成 7 年	500 m ²	縄文中期 平安時代	縄文中期竪穴住居跡 24 軒 フ拉斯コ状土坑 25 基 溝状ピット 1 基 平安時代住居跡 2 軒	・II 号貝塚の北側が縄文前期後半の盛土遺構であることが確認された。
平成 8 年	296 m ²	縄文中期	縄文中期竪穴住居跡 28 軒 道路状遺構 1 基 フ拉斯コ状土坑 4 基 T ピット 1 基 土坑墓 25 基	・道路状遺構と土坑墓が並列状に検出された。
平成 11 年	144 m ²	縄文中期前葉	土坑墓 17 基	・道路遺構としての可能性が強い遺構を検出した。
平成 12 年	45 m ²	縄文中期後葉	縄文中期前葉竪穴住居跡 1 軒 土坑墓 3 基	・東地区と西地区を結ぶ中央部ともいうべき地点であり、その空間利用が検出された。
平成 13 年	640 m ²	縄文中期後半	土坑墓 4 基 縄文中期後葉竪穴住居跡 4 軒 貯蔵穴 1 基 フ拉斯コ状土坑 1 基	・「墓の道」が新たに検出された。土坑墓群と道路状遺構の密接な関係が確認された。
平成 14 年	1,055 m ²	縄文前期中頃 ～中期前葉 中期後葉	埋設土器 1 基 土坑 4 基	・北側に突き出た台地の確認を行った。遺構は、検出されなかった。

●検出遺構

発掘調査の成果から、縄文時代前期中葉から縄文時代中期末葉までの各種遺構が検出されている。貝塚をはじめ、竪穴住居跡、フラスコ状土坑、道路状遺構、土坑墓、捨て場などが存在していることが明らかとなってきた。個別の状況についての概要は以下のとおりである。

① 貝塚

本格的な貝塚の発掘調査が行われたのは、昭和37年に青森県教育委員会によって行われた成果が挙げられる。これにより史跡の南側に位置する第Ⅰ号貝塚と第Ⅱ号貝塚の状況が明らかとなっている。

また、平成8年度には天間林村教育委員会により、第Ⅲ号貝塚と第Ⅳ号貝塚の試掘調査が実施されている。

【図17】貝層断面図

(昭和37年発掘調査より)

1) 第Ⅰ号貝塚

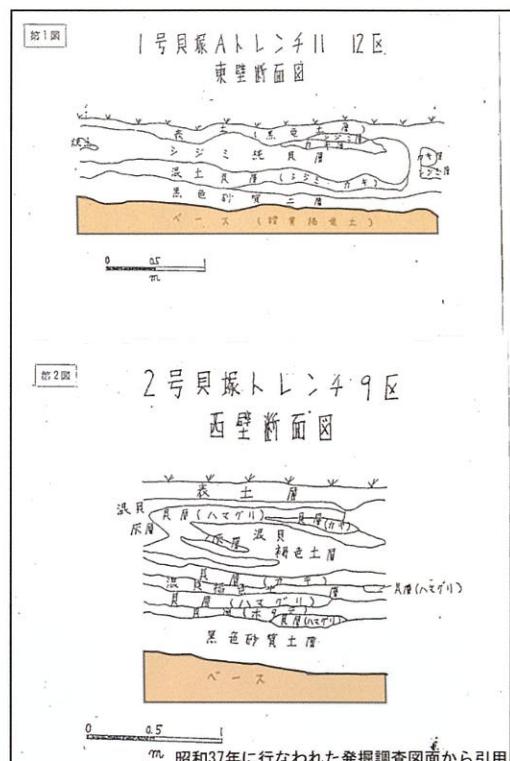
堆積状況は1mほどで、シジミが圧倒的に多く、カキも若干混じったいわゆる淡水性の貝塚であると言ふ。ローム層を含めて5層あり、第1層の表土と第2層のシジミ純貝層との間にはレンズ状をなしてカキ層の部分が認められる。第3層は混土貝層となって、シジミとカキが共存するが、割合はシジミ75%に対してカキ25%となり、シジミが圧倒的に多い。第4層は有機質を含んだ黒色の砂質土層で、場所によってはかなりの厚さをもつていて。第5層はローム層となる。

遺物は第1層から第4層にかけて検出されるが、第2層の下部から特に出土する。貝層からはシカ、イノシシなどの獣骨、骨角製品、若干の石器、土器片なども出土している。

2) 第Ⅱ号貝塚

貝層はきわめて薄く、貝の混じった混貝土層はそれに比して厚い。貝層は上部より4層を数えることができる。しかし、レンズ状に入り込むものを加えると、5ないし6層になる。この貝塚の特色は、混じりの全く見られない一種類の貝によって、ひとつの層をなすものが多いことである。特に最下位の貝層は、ホタテ貝の一種類によって占められている。また、所々レンズ状をなす貝層にも同様の状態が見られる。

発掘調査によって採集された貝の種類は26種類にのぼり、そのほとんどが海水性の貝によって占められている。貝の種類の違いは季節などの自然的、種属保存といった人為的問題も考えることができるのではないかという見解も示されている。



【写真17】第Ⅱ号貝塚



② 壺穴住居跡

現在までの発掘調査で壺穴住居跡は約81軒が確認されている。壺穴住居跡は縄文時代前期中葉から縄文時代中期後葉までの時期のものが検出されているが、圧倒的に縄文時代中期後葉のものが多い。

これらの壺穴住居跡は試掘調査のトレーンチ断面から推測したものであることから、検出された壺穴住居跡の件数が増加するものと思われるが、明確に平面形が計測できるような壺穴住居跡の確認件数もあまり多くはない。

平成7年度の調査時に検出された壺穴住居跡は地床炉を伴うものが検出されている。

【写真18】壺穴住居跡



③ フラスコ状土坑

壺穴住居跡が密集する空間の隣接地には、フラスコ状土坑と呼ばれる貯蔵穴が数多く作られている。平成7年度の部分的な試掘調査では25基のフラスコ状土坑が密集するように作られていた状況が確認された。

フラスコ状土坑は当初は食料を貯蔵・保存するための施設として作られたと考えられるが、その後、人や犬を埋葬するための埋葬施設の施設として転用しているものもある。

【写真19】フラスコ状土坑



【写真20】貯蔵穴から出土した人骨



【写真21】貯蔵穴から出土した幼犬の骨



④ 道路状遺構と土坑墓

【写真22】の道路状遺構は平成8年度の発掘調査によって検出されたものである。道路状遺構としたものは、土が硬く踏みしめられた場所で幅が約1.5mであった。その道路状遺構を挟む形で橢円形の土坑墓が列状に検出された。このような状態の遺構配置は青森市三内丸山遺跡でも検出されている。

⑤ 捨て場

二ツ森貝塚の北側に位置する場所からは、土器の捨て場も確認されている。

時期は、縄文時代前期の二ツ森貝塚の集落が営まれる初期の段階のものである。

【写真22】道路状遺構と土坑墓



【写真23】捨て場



●出土遺物

発掘調査の結果、縄文時代前期中葉から縄文時代中期末葉までの各種の遺物が出土している。出土遺物は土器をはじめとし、石鎌や石槍、石匙などの石器、骨角製の釣り針や鈎頭、針などの骨角器といった実用品のほか、精神文化を示す遺物として土偶や青竜刀形骨器、石棒などがある。さらにはフラスコ状土坑内からは人骨や犬の骨も出土している。貝塚からは獸骨、鳥骨、魚骨など、当時の食生活の復元においても貴重な資料が出土している。また、その他交易によって搬入されたと思われる黒曜石やヒスイ、アスファルトなども出土している。

① 土器

縄文時代前期中葉（円筒下層a式）から縄文時代中期後葉（榎林式）までの土器が継続したかたちで出土している。この土器は二ツ森貝塚で生活が営まれていた時期を表すものである。

特筆すべきは当遺跡出土の縄文時代中期後葉の土器が北東北における土器型式の指標の一つとなっていることである。

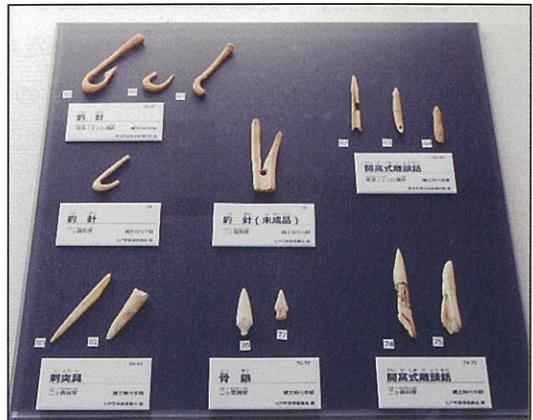
【写真24】二ツ森貝塚から出土した土



② 骨角器

骨角器が非常に多く出土している。骨角器は日常生活で利用されたと思われる縫針をはじめ、装飾品として作られた飾櫛、ヘアピン、ペンダントなども多く見られる。また、漁撈具として利用された釣り針や鉤、刺突具なども出土している。これらの多様な道具は鹿の角やイノシシの牙などで作られている。当時の人々が身近にある物を余すことなく利用していたことを如実に示している貴重な資料である。

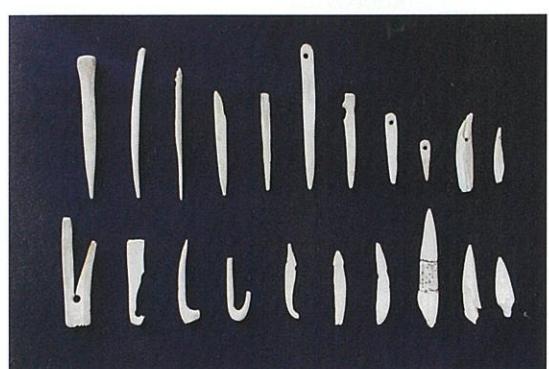
【写真25】さまざまな骨角器



【写真26】骨角器（装身具）



【写真27】骨角器（釣り針等）



③ 石器【写真26】

二ツ森貝塚からは狩猟用の石鎌、石槍、木材伐採・加工用等の石斧、食料加工用の石匙・敲磨器類、石皿といった石器なども出土している。

【写真28】石器



【写真29】石鎌の刺さったイノシシの骨



④ 精神文化の遺物（第二の道具）

精神文化に関連すると考えられる遺物も出土している。

1) 人面付き土器【写真30】

縄文時代中期後葉のもので、土器の口縁部の把手に人の顔を表した「人面付き土器」が出土している。4つの突起のうち1つが大きく作られ、目を表したような2つの穴があけられ、その間と上部には眉、鼻を表現した粘土紐が貼り付けられている。

【写真30】人面付き土器



2) 石棒【写真31】

二ツ森貝塚からは多数の石棒・石刀が出土している。棒状のものが多いが、野球のバットのように端部が膨らんだものもある。先端部には☆のような記号が彫り込まれたものや、少し窪んだものも出土している。

また、石棒に類似するものとして石刀の欠損破片も数点出土している。

【写真31】石棒と石刀



3) 青竜刀形骨器・石器【写真32】

鯨骨製骨器、獸骨製が各1点、その他出土地点は不明ながら、石製が2点の計4点出土している。なお、鯨骨製青竜刀形骨器は昭和37年11月16日に県重宝に指定されている。

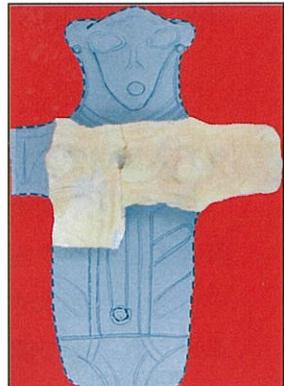
【写真32】青竜刀形骨器・石器



4) 板状土偶【写真33】

縄文時代中期になると県内各地の遺跡で作られる板状土偶が本遺跡からも出土している。出土資料3点は全て欠損品である。左肩から胸部にかけての欠損品は大型の土偶の一部と考えられる。

【写真33】板状土偶



5) 岩偶【写真34】

西貝塚からは、肩パット型の岩偶も1点だけが出土している。

【写真34】岩偶



【写真33】板状土偶

⑤ 貝製品

貝製品で確認されているものは9点あり、貝輪は4点、アカニシの殻頂部を横方面に切断し、さらに殻背面を打ち抜いたものが1点、カズラガイの外唇部を加工したものが3点、オオノガイの貝殻で、内側に赤色顔料が付着した赤彩貝が1点出土している。昭和50年の発掘調査で第Ⅱ号貝塚から出土し、いずれもアカガイを加工したもので半分を欠損しているが、切断面はきれいに加工されている。

⑥ 交易品

この地域では産出されない黒曜石やヒスイ、アスファルトなどが出土しており、他地域との交易を示す資料として貴重である。

黒曜石は出土地が不明ながら、石核とフレークの破片が数点出土している。

ヒスイ大珠は3点出土している。このヒスイは新潟県糸魚川で産出されたと思われる。

【写真35】黒曜石



【写真36】ヒスイ（新潟県産）



【図 18】平成 27 年度試掘調査箇所



【写真 37】史跡地内に設置された展望台



(4) 社会的環境

[社会的・経済的条件]

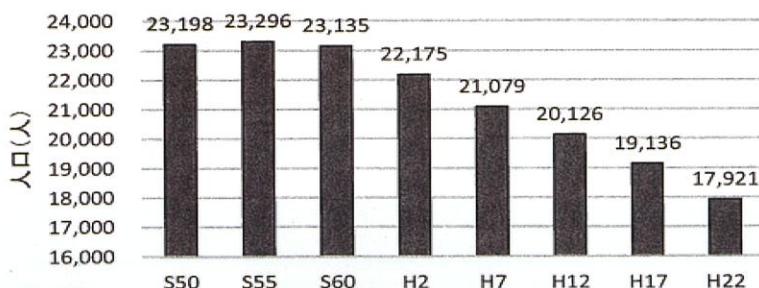
▼地域社会経済の動向と人口

本町は、森林や田園等緑豊かな自然環境のもと第1次産業を経済の柱とし、平成17年において就業人口の19.7%を農業が占め、兼業農家を含めた農家戸数は1,764戸であり農業を主体とした産業構造になっている。

しかし、近年、中心市街地の形成や交通等生活環境の整備が進んだことにより、第3次産業は着実な伸びを示しているものの、産業経済活動は上十三地域の中核都市である十和田市を中心とした商圈や、交通網の整備により八戸市を中心とした商圈への依存度が大きくなっている。

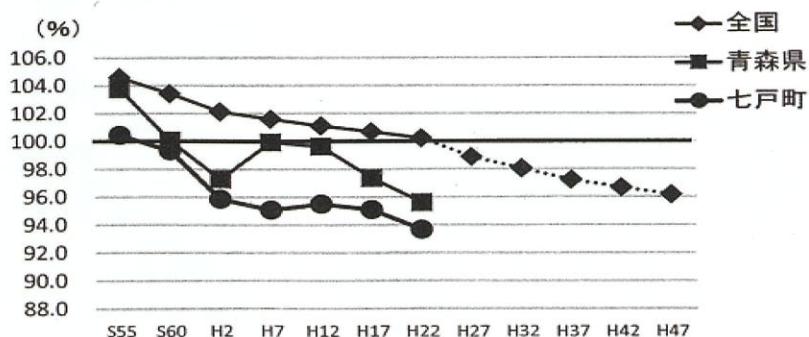
一方、人口は過去において著しい減少をきたしたが、昭50年から昭和55年の間には、0.1%(24人)増加し、人口安定化の兆しがみられたものの、平成7年までの15年間で11.0%減少、さらに平成17年までの10年間には8.6%減少しており、この傾向は続くものと推測される。

平成2年から平成17年の15年間で比較した場合、全体の減少が13.0%であるのに対し0歳から14歳の減少率が44.1%と約5.1倍になっており、少子化と人口の高齢化が進み、地域経済の進展に大きな影を落としている(国勢調査)。このような状況下にあって、人口一人当たり町民所得は平成19年度で、1,952千円と、青森県の平均を100とした場合、82.4%と下回っている(市町村民経済計算)



【表 12】七戸町の人口推移

(平成 24 年度版七戸町統計書)



【表 13】七戸町、全国、青森県における人口前年度比較の推移

(平成 24 年度版七戸町統計書、平成 24 年青森県人口動態統計、日本の統計)

▼産業

農業については、経営近代化施設などの基盤整備や水稻と野菜、畜産を組合せた複合型経営を推進してきたが、農業就業人口の減少と農業従事者の高齢化が進み、経営規模拡大による合理化の遅れにつながり構造問題が深刻化してきている。

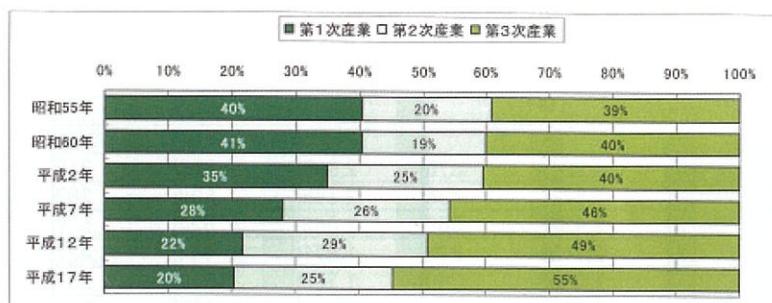
このため、将来の農業担い手の確保、作業の集団化、農地の団地化、付加価値の高い農産物の生産、販売促進のための市場開拓（六次産業化）を進める必要がある。

工業については、誘致企業 8 社を含め 32 社が創業しているが、新幹線七戸十和田駅の開業による首都圏との時短効果と地域特性を活かした企業誘致促進（農村地域工業導入促進法）や新産業創出につなげるため青森県と協働して情報発信していく必要がある。

地場産業として建設業、製材業、酒造業、農産加工場等があるものの、今後更に地域の資源を活用した、1.5 次産業の育成方策を展開していく必要がある。

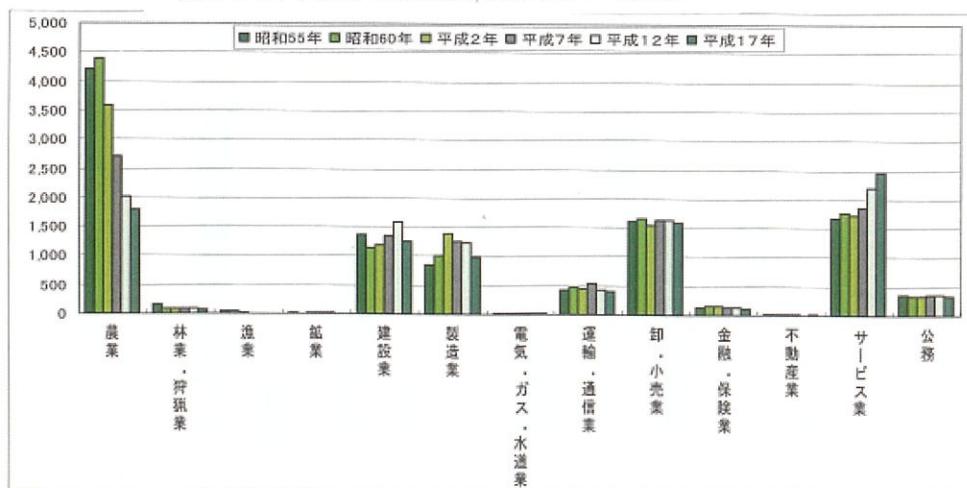
商業については、平成 19 年における商店数 223 店、従業員数 1,200 人、年間商品販売額 2,303,162 万円である。1 店当たりの商品販売額は 10,328 万円で、県平均の 17,728 万円を大きく下回っている。また、大型店の進出やコンビニエンスストアの出店により、個人商店への影響が避けられない状況にあるため、新幹線七戸十和田駅周辺の魅力ある地域商業空間の形成と、既存商店街の振興を併せて計画推進する必要がある。

また、町の新しい顔づくり及び定住対策、交流拠点等の場として平成 9 年度に全施設の整備が完了した中央公園は、平成 10 年 4 月 1 日より供用を開始しており、交流研修の場として



資料：国勢調査

【表 14】産業大分類別就業者比率の推移



資料：国勢調査

【表 15】産業分類別就業者比率の推移

「ふれあいセンター」、雨天・冬期間のスポーツやイベントの開催に全天候型の「スポーツセンター」を中心に年間を通して利用されており、今後ともこの2施設を中心に公園全体の活用を進める。

さらに、平成17年5月に設置した、農業を通じた地域活性化を図るための宿泊交流施設「かだれ天間林」を都市と農村を繋ぐ交流拠点として活用の促進を図る必要がある。

【表16】産業大分類別就業者数及び比率の推移

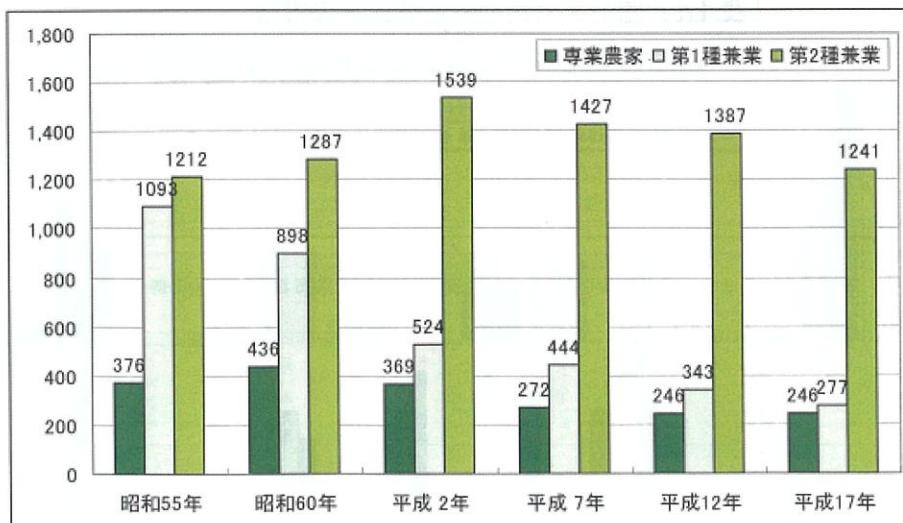
	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
第1次産業合計	4,429	40.4%	4,512	40.6%	3,694	35.0%	2,815	28.1%	2,115	21.7%	1,857	20.5%
A. 農業	4,217	38.5%	4,388	39.5%	3,594	34.0%	2,713	27.0%	2,027	20.8%	1,794	19.8%
B. 林業・狩猟業	164	1.5%	82	0.7%	87	0.8%	96	1.0%	86	0.9%	58	0.6%
C. 漁業・水産養殖業	48	0.4%	42	0.4%	13	0.1%	6	0.1%	2	0.0%	5	0.1%
第2次産業合計	2,231	20.4%	2,151	19.4%	2,592	24.6%	2,632	26.2%	2,844	29.2%	2,252	24.8%
D. 鉱業	14	0.1%	1	0.0%	19	0.2%	17	0.2%	21	0.2%	9	0.1%
E. 建設業	1,371	12.5%	1,152	10.4%	1,193	11.3%	1,350	13.5%	1,601	16.4%	1,248	13.8%
F. 製造業	846	7.7%	998	9.0%	1,380	13.1%	1,265	12.6%	1,222	12.5%	995	11.0%
第3次産業合計	4,292	39.2%	4,445	40.0%	4,272	40.5%	4,586	45.7%	4,794	49.2%	4,966	54.7%
G. 電気・ガス・水道業	30	0.3%	29	0.3%	17	0.2%	22	0.2%	19	0.2%	24	0.3%
H. 運輸・通信業	431	3.9%	472	4.2%	457	4.3%	546	5.4%	428	4.4%	404	4.5%
I. 卸売業・小売業	1,619	14.8%	1,658	14.9%	1,553	14.7%	1,646	16.4%	1,645	16.9%	1,590	17.5%
J. 金融・保険業	145	1.3%	149	1.3%	167	1.6%	133	1.3%	126	1.3%	117	1.3%
K. 不動産業	14	0.1%	12	0.1%	12	0.1%	15	0.1%	9	0.1%	13	0.1%
L. サービス業	1,692	15.4%	1,779	16.0%	1,721	16.3%	1,858	18.5%	2,206	22.6%	2,475	27.3%
M. 公務	361	3.3%	346	3.1%	345	3.3%	366	3.6%	361	3.7%	343	3.8%
N. 分類不能の産業	4	0.0%	14	0.1%	1	0.0%	6	0.1%	3	0.0%	4	0.0%
合計	10,952	100.0%	11,108	100.0%	10,558	100.0%	10,033	100.0%	9,753	100.0%	9,075	100.0%

資料：国勢調査

【表17】農業戸数の推移

	総農家数	専業農家	兼業農家	
			第1種兼業	第2種兼業
昭和55年	2,681	376	2,305	1,093
昭和60年	2,621	436	2,185	898
平成2年	2,432	369	2,063	524
平成7年	2,143	272	1,871	444
平成12年	1,976	246	1,730	343
平成17年	1,764	246	1,518	277

資料：農林業センサス



【表18】農業戸数の推移

資料：農林業センサス

▼交通通信体系

町道は、総延長 574.8 km であり、改良率は 37.9%、舗装率は 40.4% となっている。

また、本町は積雪寒冷地という特殊事情にあって、日常生活や産業活動で大きな障害を生じてきたことから道路網の整備を重点事業としてきたところであり、今後においても東北新幹線七戸十和田駅へのアクセス向上のため一般国道 45 号バイパス（上北横断道路）、国道 394 号榎林バイパス等の早期完成と、遅れている生活関連道の整備を推進する必要がある。

農道は、総延長 236.8 km であり、農免農道、過疎農道、広域農道、農村総合整備モデル事業等により整備が進められてきた。今後も農業機械の大型化に対応し、農用地基盤の整備と併せて整備を進めていく必要がある。林道については、総延長 196.0 km であるが、林業の近代化に向け未整備の林道の整備が求められている。

一方、通信整備については、町村合併前の七戸町、天間林村でそれぞれ設置した防災行政無線（アナログ）施設を活用しているが、防災無線統一化と高度な情報通信技術を活用した情報提供に対応するため、デジタル防災行政無線の導入整備が必要である。

▼生活環境

水道については、町全域（普及率 97.8%）に給水されているが、生活様式の変化により年々給水量が増大し一部地域で水圧低下、断水等のトラブルが生じたことから、平成元年度に第 2 次変更許可を受け第二浄水場（高架排水地・深井戸）を整備し、平成 3 年度より供用を開始した。

また、平成 14 年度から平成 16 年度に第 3 次拡張事業に伴う第一次工事を実施しその解決にあたった。しかし、水洗化普及に伴い今後も給水量が増え続けることが予想され、より安全な水を安定して供給するため施設の拡張および老朽管の更新等が必要となってくる。

町営住宅については、平成 17 年度から 10 戸を建替え、6 戸を新築してきたが、耐用年数を超えている住宅が 48 戸あるため、今後年次計画をもってその建替にあたるものとする。

さらに、快適で安全な生活環境をつくるため公共下水道整備事業を実施し、平成 14 年度から供用を開始しており、平成 20 年度末の水洗化率は天間林処理区で 74.0%、七戸処理区で 48.5% となっている。

非常備消防力の向上については平成 4 年度より、15 個所ある分団の消防ポンプ車の更新を年次計画で実施し、平成 10 年度に全ての更新が終っているが、今後の消防力強化のために屯所の新・改築に努めしていく。

また、地域温暖化対策として、平成 19 年度に策定した「七戸町地域新エネルギービジョン」、平成 21 年度に策定した「七戸町地域省エネルギービジョン」を基に、二酸化炭素排出抑制を行う。

▼福祉

人口の高齢化に対処するため、老人福祉の拠点となる「天間林老人福祉センター」（旧天間林村）を平成 17 年に改修した。また、旧七戸町では平成 13 年に総合福祉センター「ゆうずらんど」を新設し、町民交流の場となっている。施設の維持管理は、法改正で民間による指定管理ができる制度が導入されたことにより、住民サービスの向上、経費の節減を図るために「ゆうずらんど」は平成 18 年 7 月から、「天間林老人福祉センター」は平成 22 年 4 月から、ともに七戸町社会福祉協議会で管理運営している。平成 15 年には保健・福祉事業の拠点施設として「天間林保健センター」を建設した。

高齢者人口比率の高まりと急激な核家族化の進行があいまって、寝たきり老人や一人暮らし老人、老夫婦世帯、家族での介護が困難な状況にある要介護認定者が増加傾向にあることから平成17年度に策定した第3期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の見直しを行い、「いつまでも自分らしく暮らせる町・七戸」を基本理念に第4期計画を策定し、みんなで支えあう心豊かな福祉社会の実現をめざし努力していくものとする。

保育所については、過疎対策事業等で整備されたものの、出生率の低下により統廃合を実施し、平成21年度に最後の公立保育所が民営化され、私立6箇所となっている。しかし、入所定員520人に対し入所者が487人となっており定員に対する入所率は92.6%と定員を下回っている。今後も少子化傾向が続くと予測され、保育規模の適正化を図るとともに、少子化対策の諸施策を講じる必要がある。

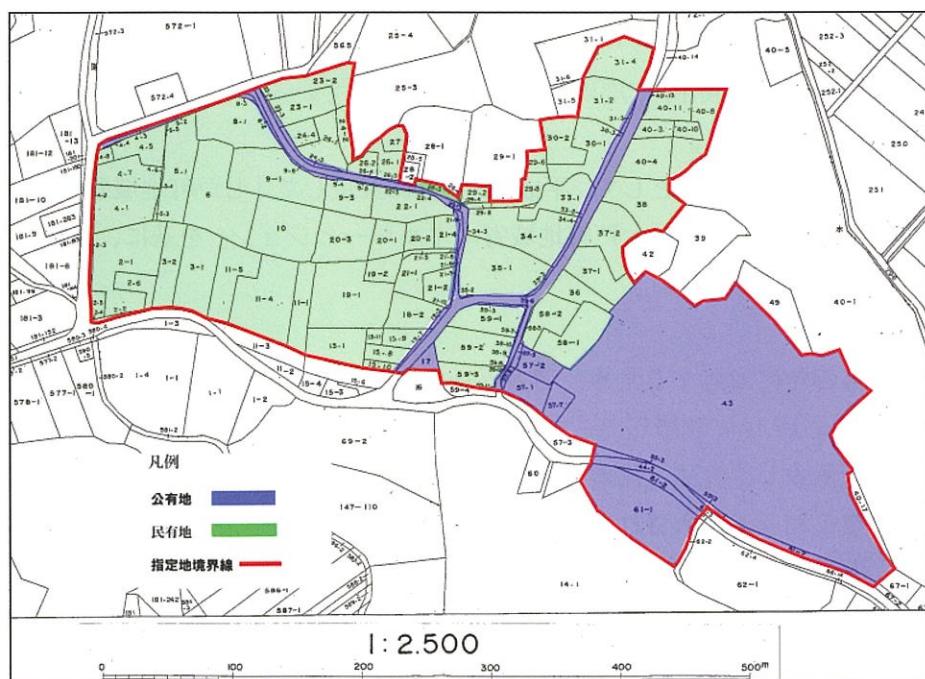
5 指定地の状況

平成3年に県史跡指定地になり、平成10年の史跡指定地の範囲はすべて公有地であった。遺跡範囲の確認と遺構保存基礎資料作成のために平成4年度から平成8年度まで発掘調査を行うとともに、平成6年度から史跡公園整備事業を開始し、平成9年度には二ツ森貝塚史跡公園として開園し、現在は冬期間を除き現在まで一般公開されている。公園内は保護盛土が施され、中央部に復元住居2棟、東側に見晴台1棟、西側に四阿1棟、その他に園路、説明板、ベンチのほか、トイレと駐車場が整備してある。

その後、平成27年3月10日に史跡に隣接する西側の一部が追加指定され、更に平成27年10月7日に西側地区が大幅に追加指定された。

指定面積は、町有地44,592.61m²、民有地は29名で73,357.49m²となり、全体指定面積は117,950.10m²となっており、現状は6割以上が民有地である。

【図14】二ツ森貝塚の土地の所有区分図（緑色…民有地、青色…町有地、赤線…指定地境界線）



【表 19】公有化の経緯

字名	地番等	面積(m ²)	地目	所有者	史跡指定	備考
字貝塚家ノ前	2番1	2,769.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	2番2	98.00	公衆用道路	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	2番3	38.00	畠	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	2番4	2.24	畠	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	2番5	224.18	宅地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	2番6	506.90	宅地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	3番1	2,122.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	3番2	780.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	4番1	1,525.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	4番2	46.00	畠	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	4番3	121.00	畠	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	4番4	4.09	畠	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	4番5	867.91	宅地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	4番6	20.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	4番7	979.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	4番8	135.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	5番1	1,845.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	5番2	23.00	畠	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	5番3	49.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	5番4	0.03	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	5番5	5.33	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	6番	2,861.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	8番1	1,847.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	8番2	141.00	畠	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	8番3	37.00	畠	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	9番1	2,264.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	9番3	964.04	宅地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	9番4	40.89	宅地	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	9番5	7.57	宅地	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	9番6	86.00	畠	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	10番	2,249.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	11番1	934.71	宅地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	11番4	2,616.75	宅地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	11番5	1,356.54	宅地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	15番1	1,231.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	15番7	96.00	公衆用道路	七戸町	平成27年	

字名	地番等	面積(m ²)	地目	所有者	史跡指定	備考
字貝塚家ノ前	15番8	405.41	宅地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	15番9	430.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	15番10	185.15	宅地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	15番11	147.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	17番1	275.00	公衆用道路	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	17番2	11.00	公衆用道路	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	18番2	907.91	宅地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	18番3	58.00	公衆用道路	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	19番1	2,832.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	19番2	504.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	20番1	735.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	20番2	492.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	20番3	1,558.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	21番1	965.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	21番2	610.19	宅地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	21番4	462.78	宅地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	21番5	137.00	雑種地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	21番6	7.87	畠	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	21番7	25.49	宅地	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	21番8	5.02	雑種地	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	21番9	81.82	宅地	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	21番10	11.00	公衆用道路	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	22番1	1,456.05	宅地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	22番4	7.75	宅地	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	22番5	19.52	宅地	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	23番1	969.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	23番2	1,143.00	山林	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	23番3	56.00	畠	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	23番4	8.88	山林	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	24番1	904.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	24番2	427.00	山林	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	24番3	176.00	畠	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	24番4	397.05	宅地	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	26番1	533.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	26番2	325.00	畠	民有地	平成27年	
字貝塚家ノ前	26番3	27.00	畠	七戸町	平成27年	
字貝塚家ノ前	26番4	13.00	畠	七戸町	平成27年	

字名	地番等	面積(m ²)	地目	所有者	史跡指定	備考
字貝塚家ノ前	27 番	317.00	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	28 番 3	149.00	畠	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	28 番 4	1.64	畠	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	29 番 2	343.92	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	29 番 3	0.24	宅地	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	29 番 4	4.96	宅地	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	29 番 5	495.27	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	29 番 6	258.00	畠	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	29 番 7	27.00	畠	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	29 番 8	78.88	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	30 番 1	1,342.20	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	30 番 2	931.38	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	30 番 3	183.00	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	31 番 2	1,246.46	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	31 番 3	47.00	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	31 番 4	1,320.00	山林	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	31 番 5	518.08	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	33 番 1	1,080.87	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	33 番 2	73.00	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	34 番 1	2,347.00	畠	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	34 番 3	5.28	畠	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	34 番 4	115.00	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	35 番 1	1,999.90	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	35 番 2	8.45	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	35 番 3	63.00	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	36 番	693.00	畠	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	37 番 1	1,652.00	畠	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	37 番 2	1,476.50	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	38 番	1,668.00	畠	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	40 番 3	385.36	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	40 番 4	1,180.56	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	40 番 8	1,301.00	畠	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	40 番 10	269.99	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	40 番 11	788.20	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	40 番 13	11.00	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	43 番	31,945.00	公園	七戸町	平成 10 年	
字貝塚家ノ前	44 番 2	4.02	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	

地名	地番等	面積(m ²)	地目	所有者	史跡指定	備考
字貝塚家ノ前	51 番 2	567.00	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	55 番 2	107.00	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	55 番 3	4.80	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	57 番 1	674.00	畠	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	57 番 2	599.84	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	57 番 3	1,073.00	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	57 番 5	73.15	宅地	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	57 番 6	67.00	畠	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	57 番 7	429.00	畠	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	58 番 1	1,523.00	畠	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	58 番 2	1,040.64	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	58 番 3	30.85	宅地	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	59 番 1	1,033.00	畠	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	59 番 2	1,327.51	宅地	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	59 番 3	761.00	畠	民有地	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	59 番 5	66.00	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	59 番 6	1.08	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	59 番 7	44.00	畠	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	59 番 8	0.53	宅地	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	59 番 9	0.38	宅地	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	59 番 10	10.97	宅地	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	59 番 11	7.45	畠	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	59 番 12	1.81	畠	七戸町	平成 27 年	
字貝塚家ノ前	61 番 1	3,606.00	山林	七戸町	平成 10 年	
字貝塚家ノ前	61 番 2	414.00	公衆用道路	七戸町	平成 27 年	
七戸町 字貝塚家ノ前 58 番 3 と同 59 番 7 に挟まれ、同 57 番 6 と同 59 番 11 に挟まれるまでの道路敷		226.70	道路	七戸町	平成 27 年	
七戸町 字貝塚家ノ前 23 番 4 と同 8 番 2 に挟まれ、同 35 番 2 と同 21 番 7 に挟まれるまでの道路敷		1,039.59	道路	七戸町	平成 27 年	
七戸町 字貝塚家ノ前 40 番 13 と 同 31 番 3 に挟まれ、同 17 番 2 と同 15 番 7 に挟まれるまでの道路敷		2,077.71	道路	七戸町	平成 27 年	
七戸町 字貝塚家ノ前 57 番 3 と同 61 番 1 に挟まれ、同 55 番 2 と同 61 番 2 に挟まれるまでの道路敷		609.86	道路	七戸町	平成 27 年	

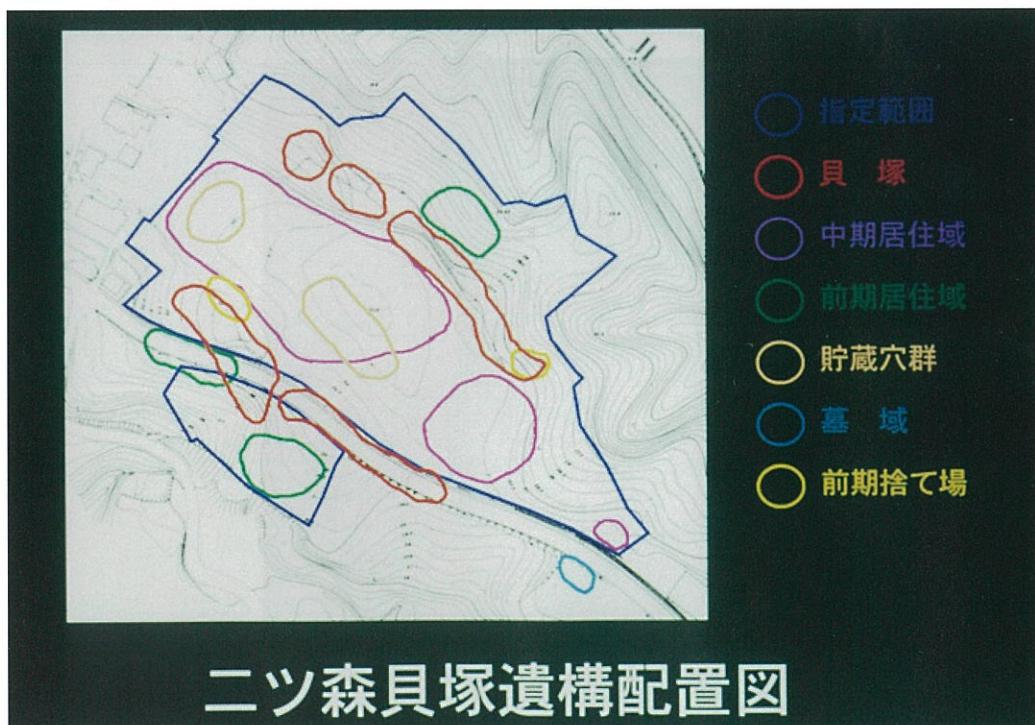
第3章 史跡ニツ森貝塚の本質的価値

第1節 史跡ニツ森貝塚の本質的価値

本史跡の本質的価値は、前期から中期にかけての全国有数の規模を誇る貝塚として、東北地方の縄文文化を考える上で重要な遺跡であるという点にある。

- 大規模な貝塚を含む集落であり、集落の構造を知ることができる。
 - ・貝塚のみならず、本州北部の当該期の拠点集落の一つとして、居住域、墓域、盛土からなる集落構造が典型的に示されている。それは現地表面でも集落の中央が窪み、貝塚や盛土がある南北両縁が数m高いことがわかり、当時を彷彿とさせる地形が残されている。
- 貝塚から出土する貝、魚骨・陸獣骨や骨角器などは円筒土器文化期や大木系土器文化期の生業や精神文化を知る上で重要である。
 - ・貝塚では食生活を示す魚骨、陸獣骨、貝などの食物残渣や、精神文化を示す装飾性の高い鹿角櫛などの装身具類や鯨骨製骨刀など、有機質遺物が良好に残存している。骨角器の一部は県重宝に指定されている。
- 明治時代から注目されてきた遺跡であり、円筒土器文化に後続する土器の指標遺跡として、編年研究に貢献した。
 - ・数々の研究者が発掘調査を行い、「榎林土器」の標識遺跡として注目されるなど、学史的にも著名である。

【図20】平成9年度に史跡指定申請書に添付したニツ森貝塚遺構配置図



その後の調査研究の進展により、集落の内容を具体的に知ることができるようになったその成果を受け、既指定地の西側が追加指定を受けた。

新たな価値評価の視点としては、集落の変遷や分布が具体的にわかることが挙げられる。集落は東区と西区に分かれ、東区から形成が始まる集落は、中期中葉には西区へ主体を移し、中期後葉には両区にまたがり最大規模となる。また、居住域、墓域、貯蔵穴域、貝塚など集落を構成する主要な遺構の配置と変遷が、前期から中期まで連綿と追える遺跡であることがわかつた。

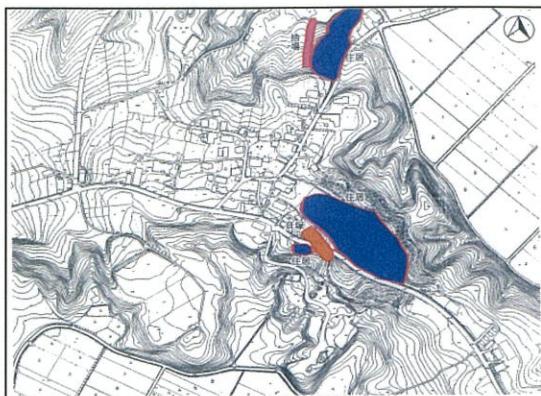
【写真38】貯蔵穴底面に埋葬された人骨



ニツ森貝塚の時期変遷図

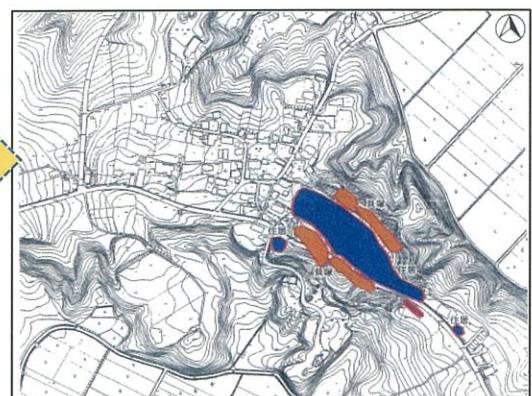
【図 21】 前期中葉

(円筒下層 a～円筒下層 c 式期)

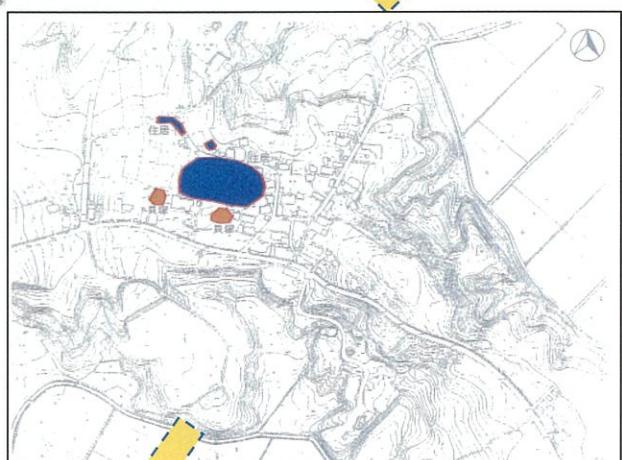


【図 22】 前期末葉から中期前葉

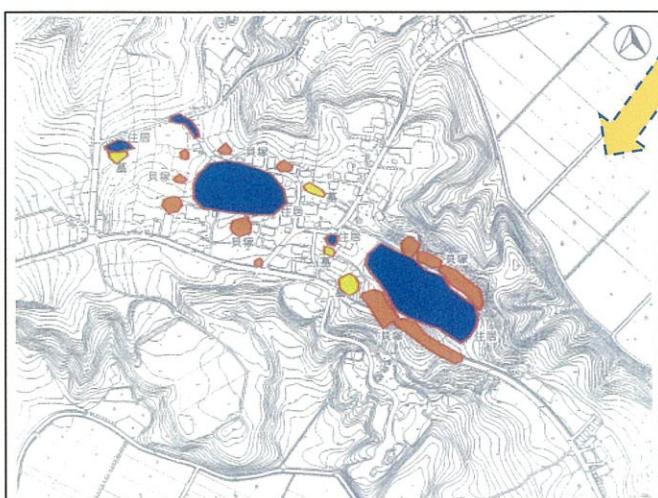
(円筒下層 d 式～円筒上層 b 式期)



【図 23】 中期中葉 (円筒上層 c 式～円筒上層 e 式期)



【図 24】 中期後葉 (榎林式～最花式期)



第2節 構成要素の特定

二ツ森貝塚を構成する諸要素を特定し、本質的価値を構成する諸要素及びその他の諸要素、周辺環境を構成する要素に分類した（表2）。

1 本質的価値を構成する要素

(1) 前期から中期にかけての全国有数の規模を誇る貝塚として、東北地方の縄文文化を考える上で重要な遺跡である

二ツ森貝塚の本質的価値を構成する要素は、縄文時代前期から中期の貝塚を伴う集落跡である。具体的には、前期中葉から中期中葉までの円筒土器文化期、中期後葉から末葉の「榎林式土器」を含む大木系土器文化期までの集落を構成する貝塚、竪穴住居跡、土坑墓などの遺構である。これらは、地下に良好な状態で保存され、平成10年の指定地には保護盛り土が施されている。集落の中央はやや窪んだ状態となっており、竪穴住居跡やフラスコ状土坑などの遺構がおびただしく重複している。逆にその南北には貝塚・盛土が確認されており、帯状の高まりとなっている。集落では削平を伴う地形改変が繰り返され、土砂が居住域から貝塚・盛土へ運ばれてできたものである。集落造営時の結果として地表面上でも見ることができ、現在でも集落の様子をうかがうことができる。

また、縄文海進時には海が入り込んだ低地に面した、集落を営む基盤となる広大な平坦地の地形は、自然環境に適応した集落の立地が意図されたと考えられ重要な要素といえる。

(2) 円筒土器文化期や大木系土器文化期の生業や精神文化の一端を知る上で重要な遺跡である。また、榎林式土器は北東北の中期後葉の土器型式として広く知られている。

本史跡出土資料により「榎林式土器」が提唱され、その標識遺跡として知られているほか、円筒土器から大木系土器まで連綿と、しかも多量に土器や石器が出土している。のみならず、貝塚であるため、動物遺体や骨角器が良好な状態で残存している。貝や獸・魚骨などの動物遺体から当時の食生活が、骨鏃や釣針、鈴頭などの骨角器から当時の食料獲得・加工技術の一端を知ることができる。また、生業に関わる道具以外の骨角器もある。中でも昭和38年の発掘調査で出土した鹿角製櫛は、縦櫛の棟の部分には切り込み、穿孔などにより精緻に装飾された美術・工芸的に優れた製品である。また、鯨骨製青竜刀形骨器、鹿角製尖頭器、鹿角製叉状品、猪牙製垂飾品は、鹿角製櫛とともに県重宝に指定されている。

2 その他の構成要素

本質的価値ではないが、史跡にとって重要な要素としては、2棟の復元竪穴住居、復元植栽、地名などがある。復元竪穴住居は史跡内に建てられ、見学者が縄文文化のイメージをもつための効果があるとともに、地域住民によって管理されており、地域における遺跡保存の意識の向上に寄与している。復元植栽はブナ・クリ・トチ・コナラなど、縄文時代の有用植物を中心に環境整備しており、復元竪穴住居とともに、縄文文化への理解を深めるための機能を果たしている。

地元は貝にちなんだ「貝塚」という地名で、この地域の特徴をよく表している。

また、史跡地内には、以下のような現代的な利用に係る施設等がある。

○道路

二ツ森貝塚の南側を町道が横断している。また町道・私道も存在している。これらの道路は地域住民の生活道路として現在も利用されている。

○管理施設

夏期には、史跡指定地内に 4 坪タイプのプレハブを 2 棟置いて、史跡ガイダンス・出土展示パネルなどを掲示し、史跡の活用の拠点として暫定的に設置している。

○その他の現代的な利用に係る施設等

指定地内には、一般住宅・農作業小屋等の施設が存在しているほか、耕作地として利用されている。耕作地においては、過去の確認調査等により遺構確認面までの推積状況を確認している。また一般住宅や耕作地周辺には、マツや生け垣等の植栽が認められる。丘陵は、植林されたスギが主体の林となっている。

3 周辺環境を構成する要素

周辺環境には、史跡と密接に関連する丘陵・山林などの自然的要素をはじめ、埋蔵文化財、史跡の活用に関する施設、住宅地を構成する建築物または工作物、道路、その他的人工物などの現代的要素で構成される。

○自然的要素

史跡周辺の基盤となる周辺地形は、大きく小川原湖に注ぐ赤川に面した台地上にある。

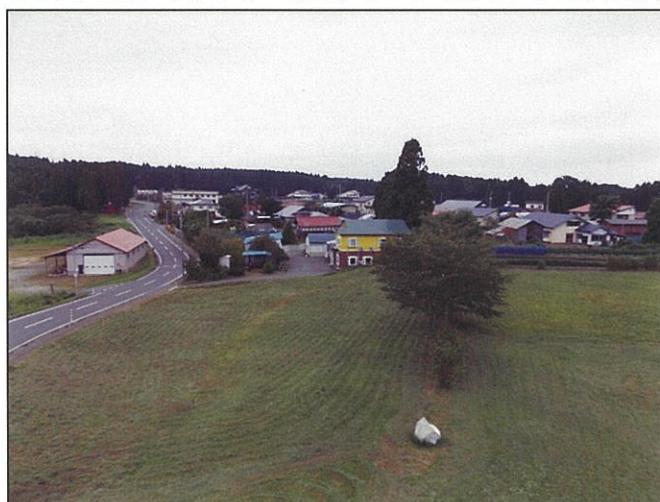
○歴史的要素

史跡の周辺地域には、同時代の縄文遺跡が埋蔵されている区域があり、それらの全域は文化財保護法に基づき埋蔵文化財包蔵地として周知されている。

○現代的要素

史跡の周辺には、水田及び畑地などの農耕地のほか、宅地、墓地、山林、耕作地となっており、日常生活に関連する生活のための建物をはじめとして、道路、橋、電柱、看板などの各種人工物が存在している。

【写真 39】平成 27 年度中の二ツ森貝塚の現状写真



【表20】史跡ニツ森貝塚の本質的価値を構成する要素とその他の要素

区分	細目	要素	概要
本質的価値を構成する要素	基盤	自然地形	丘陵、河川に面した台地の緩斜面、沢で構成される地形
	遺構	縄文時代前期～中期の遺構	円筒土器文化期の貝塚、貯蔵穴、捨て場、土坑墓、道路状遺構
	遺物	縄文時代前期～中期の遺物	円筒下層・円筒上層、榎林式土器、骨角器、石器、石製品、動物遺存体等
その他の構成要素	植生	縄文時代を想起させる植栽	クリ、ブナ、ケヤキ
		植栽樹木	ケヤキ
		山林	植林によるスギ等
	復元建物		復元竪穴建物
	現代的な利用に係る施設等	道路・消火栓	町道・私道・消火栓
		管理施設	史跡案内板
		その他の現代的な利用に係る施設等	一般住宅、小屋、耕作地
周辺環境を構成する要素	自然的因素	山林	植林によるスギ等
		自然地形	赤川、沢跡からなる低地、丘陵
	歴史的因素	縄文遺跡	李沢家ノ後(1)遺跡(遺跡番号 128) 李沢家ノ後(2)遺跡(遺跡番号 129) 李沢道ノ下遺跡(遺跡番号 143)
		中世以降の遺産	春日神社
	現代的因素	一般住宅、墓地、橋、電柱、看板等	

第4章 史跡ニツ森貝塚の現状と課題

第1節 保存管理

平成10年の史跡指定地は、平成4年に県史跡に指定され、それ以降土地の公有化がされ、現状では良好な状態で保存されている。

平成27年（2015）の2回に渡る追加指定地以降、国庫補助事業で土地買い上げを実施している。

史跡の周辺については、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地であるとともに、農業振興地域の整備に関する法律に規定される農用地、森林法に基づく地域森林計画対象民有林等の規制、さらに町の条例で規制している火入れ法、さらには青森県景観条例などが適用されており、大規模な開発行為が計画される可能性は非常に低い状況となっている。

平成27年（2015）4月現在、全指定地の約6割が民有地で、そのうち宅地が23%、畑が36%、山林が2%となっている。これらの公有化による史跡の保存を進めるとともに、地域住民の生活と調和する保存活用管理を検討していくことが課題となっている。

本史跡の特徴は貝塚を伴う縄文時代の集落跡である。本地域は長芋栽培が盛んで、周辺には畠地が広がっている。長芋栽培にはトレンチャート呼ぶ深耕機が用いられるが、地下遺構を保護するために、根が深く入り込まない葉物の作付けをお願いし、作付けしているが、継続的な取り組みとするには耕作者の理解と協力を得ることが不可欠である。

各要素の現状・課題については、【表22】のとおりである。

【表21】ニツ森貝塚土地所有状況

所有区分	筆数	合計面積	筆数	地目	面積	備考
公有地	64	44,592.61 m ²	1	公園	31,945.00 m ²	史跡面積の 27.08%
			21	公衆用道路	3,286.35 m ²	史跡面積の 2.79%
			4	道路	3,953.86 m ²	史跡面積の 3.35%
			13	宅地	304.12 m ²	史跡面積の 0.26%
			22	畑	1,483.38 m ²	史跡面積の 1.26%
			1	雑種地	5.02 m ²	史跡面積の 0.00%
			2	山林	3,614.88 m ²	史跡面積の 3.06%
民有地	75	73,357.49 m ²	32	宅地	27,318.13 m ²	史跡面積の 23.16%
			39	畑	43,012.36 m ²	史跡面積の 36.47%
			1	雑種地	137.00 m ²	史跡面積の 0.12%
			3	山林	2,890.00 m ²	史跡面積の 2.45%
合計	139	117,950.10 m ²	139		117,950.10 m ²	100%

（※公有地の雑種地1筆は、史跡面積の0.004%である。）

【表 22】史跡ニツ森貝塚における保存管理の現状及び課題

区分	細目	要素	概要
本質的価値を構成する要素	低湿地と周囲の環境	基盤	自然地形 大規模な改変を受けずに良好に保存されている。
		遺構	縄文時代前期～中期の遺構 一部公有化により保存。民有地の大半が宅地・耕作地であり、耕作地は長芋の作付けによる地下遺構への影響があり、順次、公有化を進めていく必要がある。
		遺物	縄文時代前期～中期の遺物 昭和 37 年から行われた青森県教育委員会による出土遺物等は、七戸町文化交流センターに保管されている。しかし、過去の調査による出土遺物は、所在確認、保存状況の確認必要。
その他の構成要素	植生	縄文時代を想起させる植栽	地下遺構に影響のない範囲で植栽を行い、適正に保存管理されている。
		植栽樹木	公有地には、既存植栽の範囲内で管理されている。
		山林	民有地であり、除間伐が実施されている。 良好な農村景観の保護に資しているが、植林によるスギを主体とする林となっており、史跡景観復元においては植生が課題となっている。
	復元建物		地下遺構に影響のない範囲で建築され、管理されているが、他遺跡の堅穴建物跡をモデルとしたものであり、今後の取扱いについては再検討を要する。
	現代的な利用に係る施設等	道路・消火栓	既設の範囲内において維持管理されている。拡充・新設の予定はない。
		その他の現代的な利用に係る施設等	地下遺構に影響のない範囲で建築・維持管理されている。
周辺環境を構成する要素	自然的要素	山林	民有地であり、除間伐が実施されている。 良好な農村景観及び水脈の保護に資している。
		自然地形	大規模な改変を受けずに良好に保存されている。
	歴史的要素	縄文遺跡	文化財保護法に基づいた対応をしている。
		中世以降の遺産	所有者によって適切な管理がなされている。
	現代的要素	各種法令等に基づく規制が行われている。	

第2節 活用

○現状

史跡指定地のうち、東地区は平成3年に県史跡に指定された。旧天間林村では、園内を散策しながら貝塚について学習できる遺跡公園としての整備を計画し、平成6年度から二ツ森貝塚史跡公園整備事業を開始した。平成9年度までに、土地の公有化、竪穴住居の復元や説明板の設置、駐車場の整備等を行った。平成10年には、県史跡の範囲が史跡に指定された。

史跡公園は、冬期間を除き、當時一般開放されており、気軽に見学できるようになっている。町内の小・中学生には本遺跡内で社会科の授業として、本遺跡で学ぶような体制ができあがりつつある。

本遺跡では、史跡公園開設当初から、近隣の貝塚地区住民が草刈り等の管理作業などを行い、保存・管理に大きな役割をはたしてきた。現在は、遺跡のガイドやイベントの支援も行っている。平成26年（2014）と平成27年（2015）には遺跡を活用した民間有志による「二ツ森貝塚縄文まつり」が開催され、広く二ツ森貝塚を知ってもらう取り組みも行なわれている。

二ツ森貝塚についての理解を深めるために「二ツ森貝塚を知る勉強会」や「二ツ森貝塚歴史フォーラム」、「二ツ森貝塚おもてなし検討会」などの研修会も当町公共機関などを会場として行っている。

その他にも民間人によるボランティアガイド養成や既存ホームページの充実、パンフレット・リーフレット類を作成し、公共施設に配置するなど積極的な普及活用に努めている。

さらに、小・中学校に出向き、児童・生徒を対象とした「縄文出前教室」なども開催している。日頃、実物の土器や石器を見たりする機会が少ない児童・生徒を対象にした取り組みも行っている。

○課題

平成27年の追加指定によって指定範囲が大きく拡大したことにより、今後は西地区も含めた指定地全体の活用が課題である。活用に向け土地の公有化と整備を計画的に行う必要がある。

また、二ツ森貝塚を活用するためには行政や考古学の専門家だけではなく、地域住民の理解と協力が不可欠である。地域住民と協働・連携した各種イベントの実施や見学者への遺跡案内などのために、人材の育成をさらに進める必要がある。そのために、官民協働で活用が行われる仕組みを検討・実現していくかなければならない。

二ツ森貝塚の活用の課題として、ガイダンス施設（資料館）がないことがある。二ツ森貝塚の遺構や出土遺物をパネル・実物などで紹介して、理解を深めてもらうために、どのような展示を行うか検討する必要がある。

【写真 40】町内小学生の課外授業



【写真 41】ニツ森貝塚での体験イベント



【写真 42】世界遺産セミナー



【写真 43】ボランティアガイドの養成



第3節 整備

○現状

東地区は平成3年に県史跡に指定され、平成6年度より二ツ森貝塚史跡公園整備事業が開始された。事業名は「地域総合整備事業債（ふるさとづくり事業）」である。事業は3ヵ年計画で実施された。平成6年度に史跡指定地の整備の実施設計、測量、土地購入を行い、平成7年から9年にかけて、保護盛土による遺構の保存、竪穴建物や展望台や説明板の設置、園路・休憩施設を整備し、史跡の北側には縄文の里山のたたずまいを醸し出すためクリやコナラなどの植栽も行った。また、史跡隣接地には駐車場や便所を設置し、遺跡公園としての整備を実施した。

また、地元住民の協力により、公有地化した史跡内の草刈り、竪穴建物の燻蒸などの管理を継続的に行っている。

なお、平成10年の史跡指定後では、平成22年度に老朽化した竪穴建物の更新を行った。

○課題

平成10年（1998）の史跡指定のあと、平成27年（2015）には2回の追加指定が行われ、二ツ森貝塚のほぼ全域の万全な保護がはかられることになった。このことにより民有地が全体の6割となり、公有地化と新たな整備計画が必要となってきた。今後は、本計画において策定する保存・活用・整備の方向性をもとに、整備の在り方を検討・実施していくことが課題である。

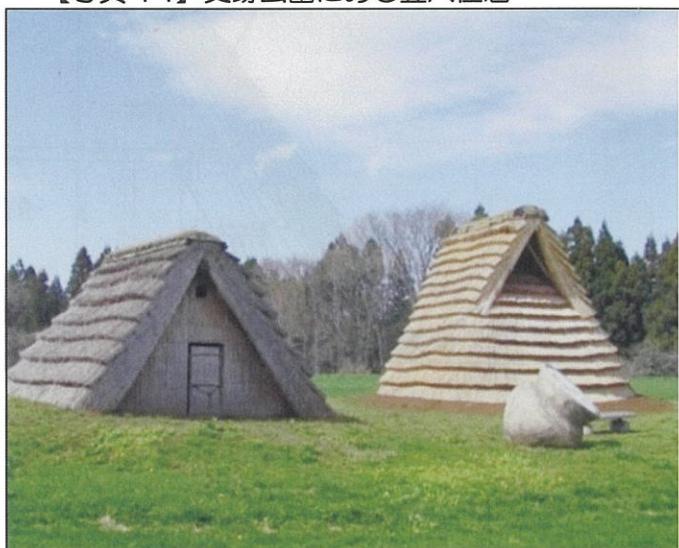
縄文時代の景観の創出及び自然環境の復元を目的とした環境整備も必要である。段階的にスギ等の人工林を伐採し、住民と協働でブナやナラ、クリなどの植樹を行い、広葉落葉樹林に置き換えていく計画である。その際には地下遺構の保護が課題となる。

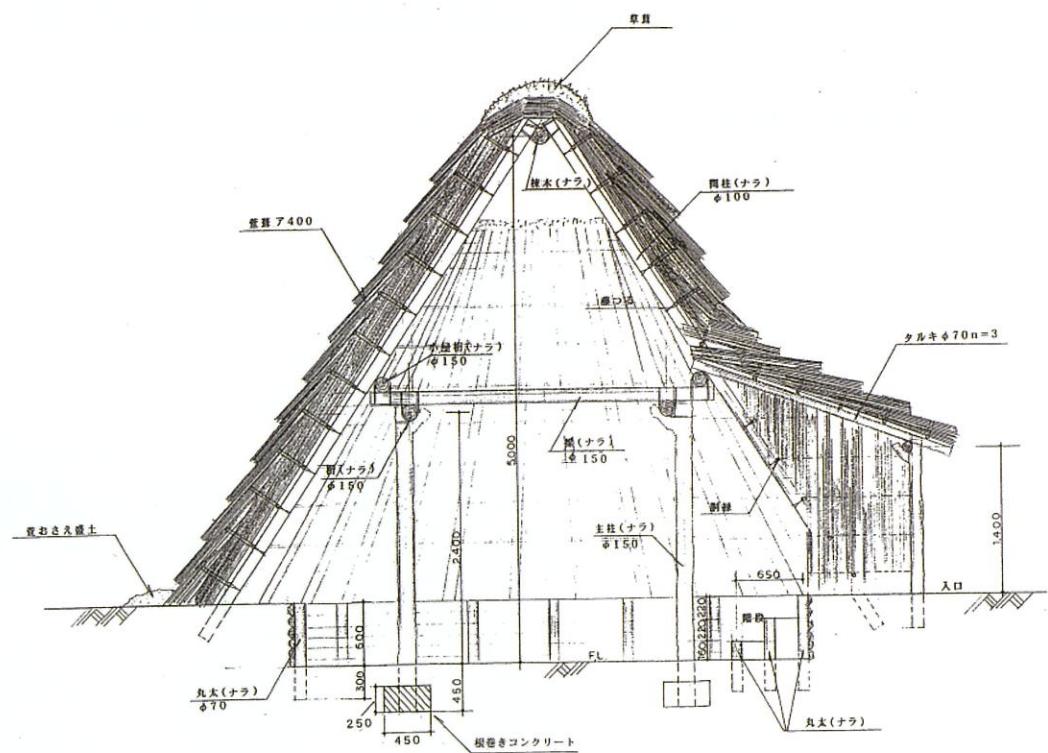
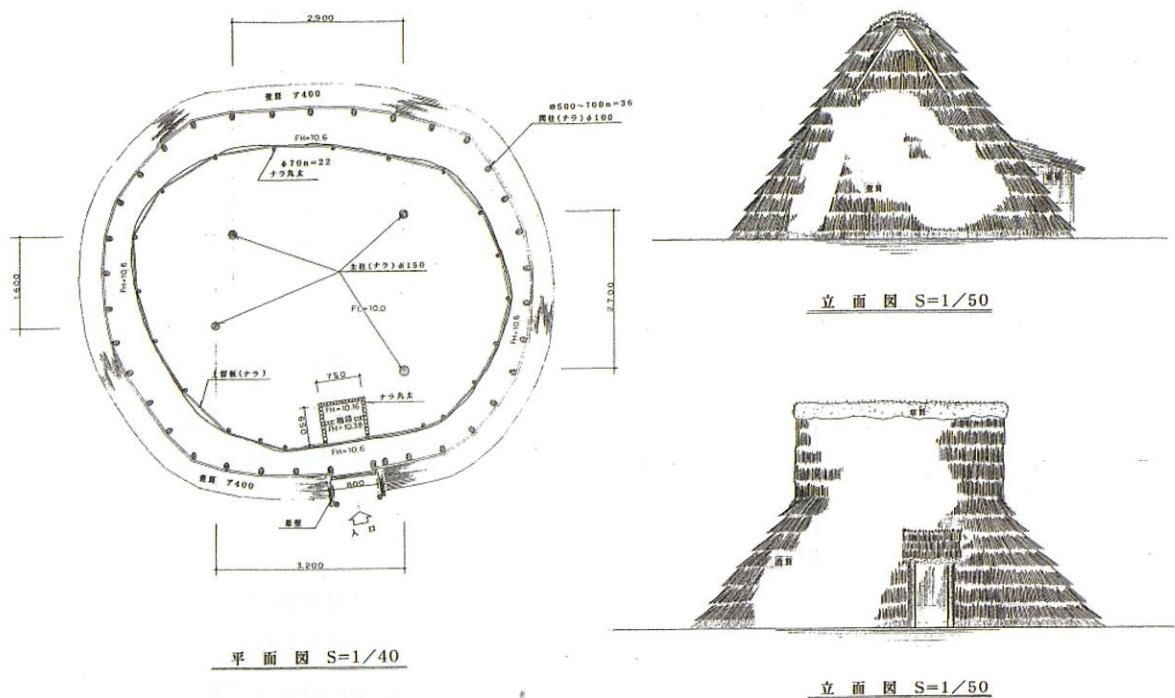
東地区に作られた2棟の竪穴建物は発掘調査の成果を基にしたものではないので、関係が希薄であり問題がある。

整備の際には遺構保護と一般見学者にわかりやすい整備の兼ね合いが大きな課題となる。本遺跡は縄文時代の大規模な貝塚を伴う拠点的集落遺跡であることが大きな特徴である。盛土と混在して盛り上がり、地表面でも形状が確認できる貝塚断面などを見学者が直接見せるなど、遺構の存在が実感できる整備が必要である。

また、本史跡においてはガイダンス施設がないことも大きな課題となっている。七戸中央公民館出土品の一部が展示・保管されているが、現地から約10km離れており、必ずしも来訪者の便に供していないのが現状である。よって、今後はガイダンス施設の新規建設や既存の公共施設等の活用も視野に入れた検討を行う。

【写真44】史跡公園にある竪穴住居





第4節 運営・体制の整備

史跡の保存活用は、七戸町教育委員会世界遺産対策室が担当している。

また、事業の実施にあたっては国及び県の指導のもと、文化財主管課である七戸町教育委員会世界遺産対策室及び関係各課、関係機関、周辺住民との連携を図りながら保存活用を推進しているが、十分な体制とは言い難い。

職員が、考古学専門職員（管理職）1名と一般事務職員1名、再任用1名という現状であり、そのため考古学専門職員の採用を行い専門職員の配置、及び一般事務職員の適切な配置を検討していかなければならない。

七戸町教育委員会組織図（抜粋）



七戸町関係各課…企画調整課、商工観光課、農林課、建設課、上下水道課

支援団体…二ツ森貝塚保存会（史跡地内の維持管理、便益施設の管理）

「二ツ森貝塚」世界遺産をめざす会（縄文まつり、視察研修会、検討会）

二ツ森貝塚おじちゃんおばちゃんボランティアガイド（史跡案内）

関係団体…貝塚地区町内会、二ツ森貝塚老人クラブ、二ツ森貝塚婦人会、二ツ森貝塚子ども会、

町立天間東小学校、七戸町商工会青年部、天間林商工会青年部

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

第4章「史跡二ツ森貝塚の現状と課題」の課題を解決し、本質的価値を保存・継承してくため、適切に保存管理及び公開・活用するとともに、史跡の価値を引き出し、わかりやすく継続的に伝えていくための計画的な整備が必要である。

史跡二ツ森貝塚の将来像として、史跡の積極的な公開活用と適切な保存管理により、本質的価値が恒久的に保存・継承されていくことが重要である。

また、本史跡を通して東北地方の優れた縄文文化を発信することで、来訪者が七戸の魅力を再発見し、町民にとっては郷土に対する誇りや愛着心の醸成が図られることをめざす。

第2節 基本方針

史跡の本質的価値を確実に保存するとともに、総合的な理解を深めることができるよう、適切な整備・公開・活用の施策を推進するため、以下のとおり基本方針を示す。

- ①史跡二ツ森貝塚の適切な保全及び経過観察の実施
- ②周辺環境を含めた適切な保全と活用
- ③整備・継承の推進
- ④保存管理体制の整備と運営

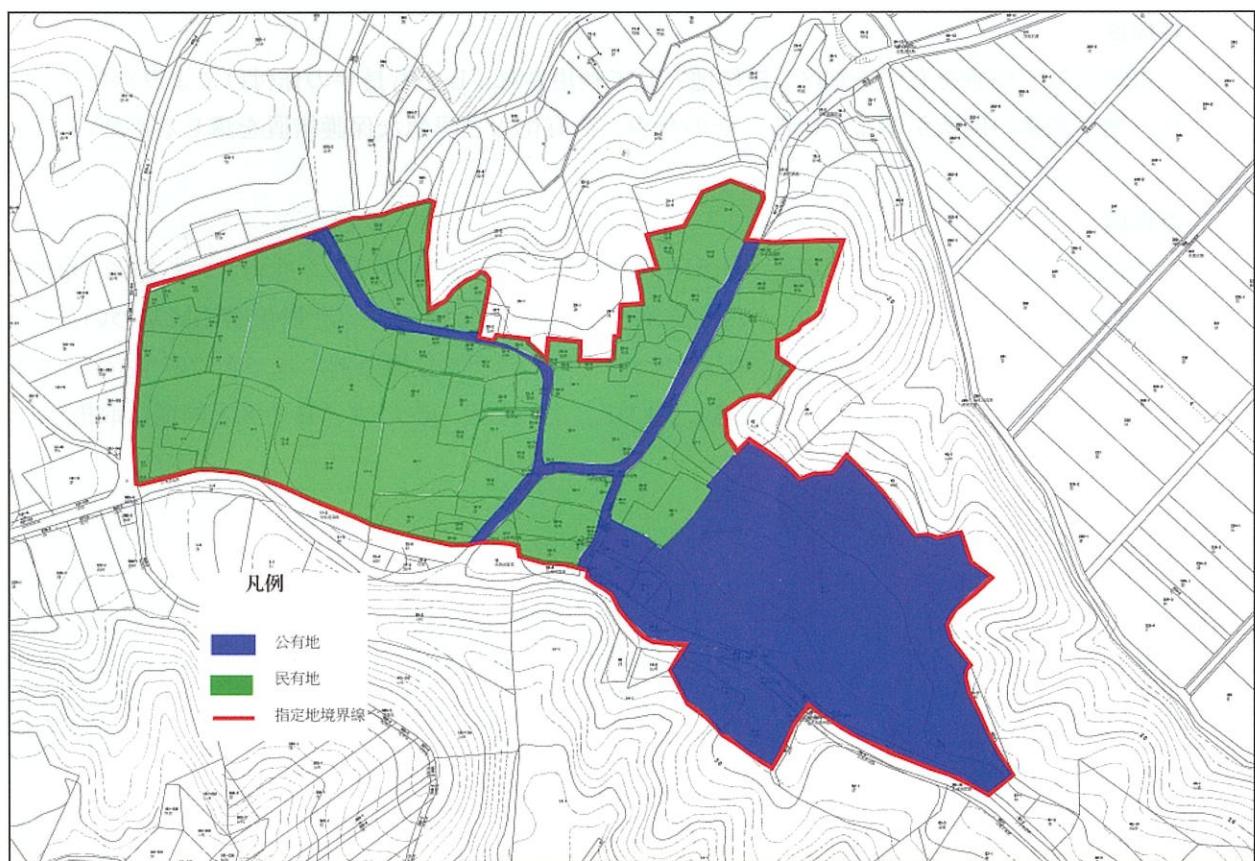
第6章 保存管理

第1節 方向性

史跡を将来に向けて保存管理していくためには、行政をはじめ、地域住民や事業者など史跡に直接関わる者が史跡の本質的価値への理解を深めつつ、互いに連携しながら保護することが重要であり、これを継続的に推進するために、保存管理の考え方や取扱いの方針が必要不可欠となる。

本史跡は、文化財保護法のもと、史跡指定地内における現状変更等に関して許可制に基づき厳しく規制されている。

【図25】ニツ森貝塚の土地の所有区分図（緑色…民有地、青色…町有地、赤線…指定地境界線）



第2節 方法

1 保存管理の手法

史跡二ツ森貝塚とその周辺について、地区区分を定める。各区分に該当する区域は、【図26】に示した。地区ごとの現状をふまえ、保存管理の手法を定める。

A 地区

史跡として価値を有する地区。二ツ森貝塚の本質的価値の中心となる地区であり、遺構が良好に保存されている。

B 地区

史跡として価値を有する地区であるが、住宅・道路・用水路等が存在する地区。過去の地形改変等が認められる部分もあるが、A地区と同様に保存管理を実施する必要がある。

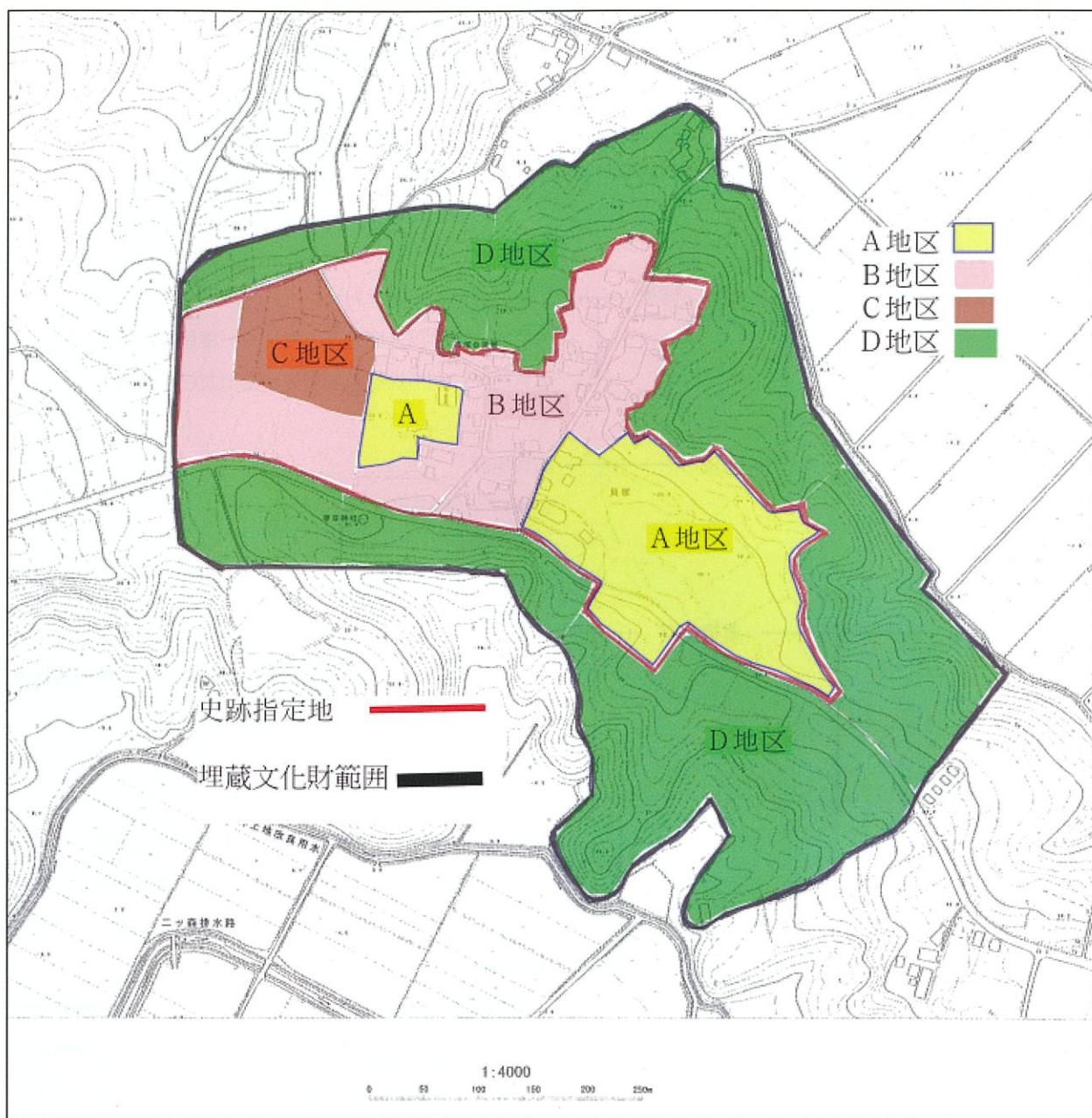
C 地区

史跡として価値を有する地区。耕作地として利用され、しかも長芋の作付けにより深掘等が行われ、地下遺構の破壊が進んでいる。そのため、公有化など早急な保護措置を講じる必要がある。

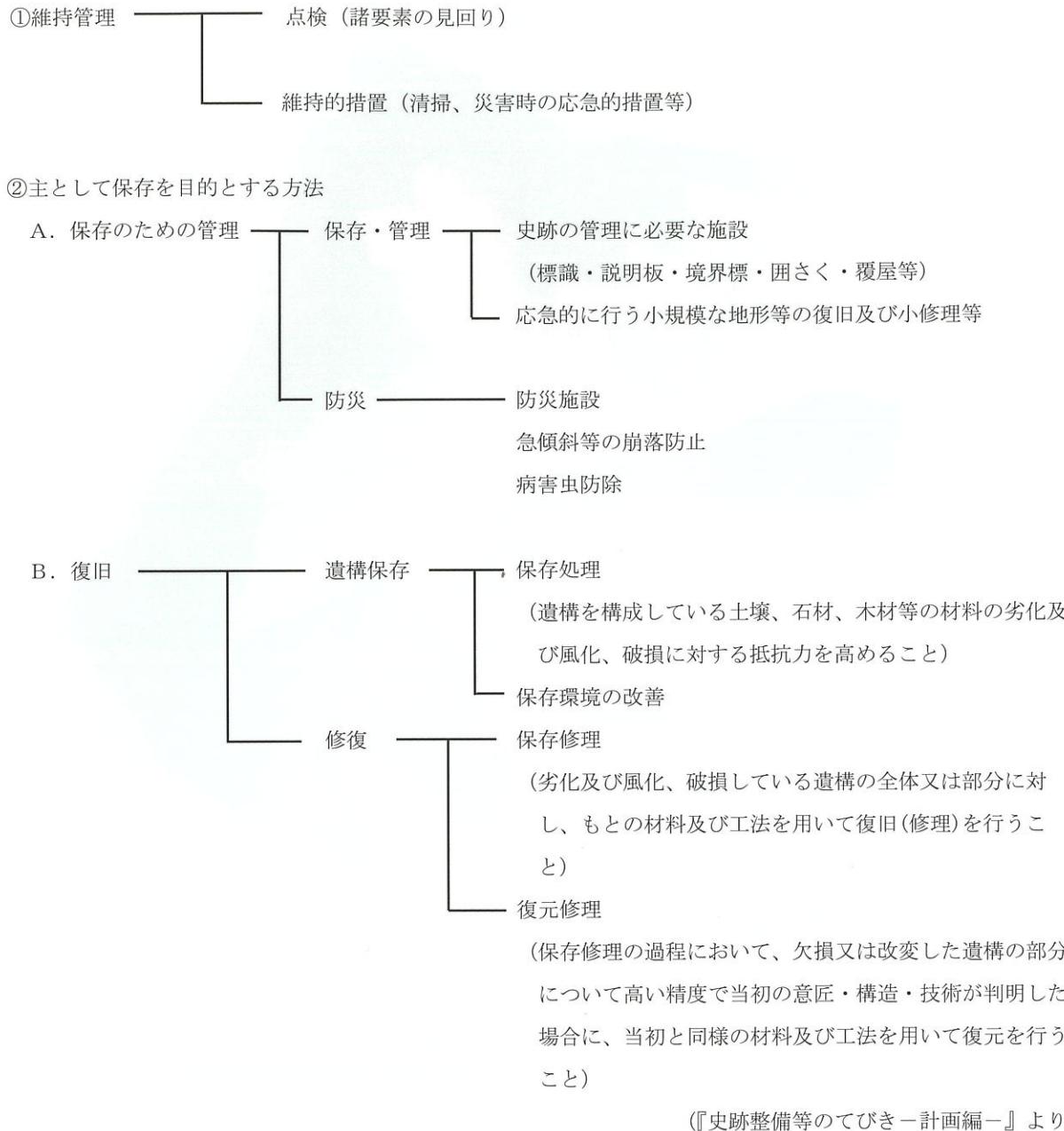
D 地区

史跡指定地に接する周知の埋蔵文化財包蔵地であり、内容確認調査を進めていく範囲。重要な遺構・遺物が確認された場合には、今後保護すべき範囲に含まれる。文化財保護法に基づいた取扱いを行うが、史跡との調和や景観への配慮については、青森県景観条例に基づき対応を行い、史跡指定地に準じた取扱いになるように配慮していく。追加指定の際には、B地区と同様に取扱う。

【図 26】史跡二ツ森貝塚地区区分図



各地区で想定される保存管理の内容には以下のようなものがあり、これらの方を用いてそれぞれの地区や要素に応じて適切に保存管理を行うものとする。



また、上記の保存管理の内容について、以下のように保存管理の原則を定める。

- ①保存管理の対象範囲は史跡指定地全域とする。
- ②保存については現状保存を基本とし、史跡の整備・調査研究・保存・活用・管理に資するもの以外は現状変更を認めないことを原則とする。
- ③維持管理については、見回り・点検、清掃等を適切に行い、史跡の管理に必要な施設等の設置、防災対策、復旧等を行う。

2 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱い方針及び取扱い基準

現状変更の取扱いについては、【表 26】である。現状変更等には、工作物の設置や改修及び除去、標識・説明板・境界標等の設置や改修又は除去、樹木の伐採・新規植樹、整備に伴う土地の掘削・保護盛土などが想定され、内容に対応した取扱い方針とする。

①取扱いの概要

史跡指定地で現状変更を行う場合には、文化財保護法第 125 条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。

史跡二ツ森貝塚において想定される現状変更には、以下のものがある。

- ・住宅等小規模建築物の新築、増築、改築又は除却
- ・工作物の設置、改修、除却
- ・遺構に影響を及ぼす可能性がある農作物（長芋・牛蒡等の根菜類など）の新規作付け
- ・道路の新設、舗装、もしくは修繕
- ・標識、看板、境界標、囲い等の設置、改修又は除去
- ・木竹の伐採（幹を切ること及び枝を切断して除去すること）
- ・上記に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更
- ・史跡の整備又は災害などに伴ってき損が生じた際に行う復旧行為に際し、改善措置等を講じる場合にも、現状変更として取扱われる。

各現状変更等の具体的な取扱い基準については、次の頁に定める。

現状変更等の許可が不要な行為は、以下のとおりである。（文化財保護法第 125 条 但し書き）

- ・維持の措置
- ・非常災害のために必要な応急措置
- ・保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの

【表 25】史跡ニツ森貝塚における現状変更取扱い基準（1）

		A地区	B地区
地区概要		史跡として価値を有する地区。遺構が良好に保存されている。	史跡として価値を有する地区であるが、住宅等が存在する地区。過去の地形改変の痕跡が認められる場所があるが、下位に遺構・遺物が残存している可能性が高い。
基本方針		1.将来的に整備・公開を図る。 2.原則として史跡の保存管理、整備活用以外の現状変更は認めない。	1.住民の居住の継続、地域コミュニティーの維持を尊重しつつ史跡保存と調整を図る。 2.史跡の価値を著しく損なう地形改変を伴う行為は現状変更を認めない。
現状変更に対する取り扱い方針	地形の改変	史跡整備に関わるもの以外原則、認めない。	史跡整備に関わるもの以外原則、認めない。
	建築物等の設置・改修・除去	1.簡易な工作物の設置及び既存建築物等の除却を除き、基本的に現状変更は認めない。 2.防災上必要な施設、人命・財産の安全に必要な施設の設置は、景観及び史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。	1.住宅の改築・増築・新築・井戸の掘削・上下水道の敷設等については下記の条件を満たすことを条件とする。 a) 新築、増改築、既存施設の改修・除却は遺構・遺物等に影響のない措置を講じること。 b) 建物の主要構造物が木造、鉄骨造であること。 c) 建物の形状及び色彩が、史跡の景観を損なわないものであること。 e) 庭木や塀を設置する場合、遺構・遺物等への影響がない措置を講じたもの、かつ形状及び色彩が、史跡の景観を損なわないものであること。 2.防災上必要な行為については、景観及び史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。 3.防災上必要な施設、人命・財産の安全に必要な施設の設置は、景観及び史跡の保存に考慮した工法を条件に認める。
	道路の新設・改修	1.史跡整備に関わるもの以外認めない。 2.道路の新設は史跡整備に関わるものと原則とする。	1.既存道の改修は土地の形状の変更（幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置、道路の構造の変更等）を伴わない範囲で認める。
	水路の新設・改修	1.史跡整備に関わるもの以外認めない。 2.既存水路の改修については新たな掘削を生じない範囲で認める。	1.史跡整備に関わるもの以外新設は認めない。 2.既存水路の改修は、設置の際の掘削を越えない範囲で認める。
	樹木の伐採等	1.抜根は遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲で認める。	1.抜根は遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲で認める。
	樹木の植栽等	1.史跡整備に関わるものと原則とする。 2.植栽する際には遺構、遺物に影響を及ぼさない対策を講じるものとする。	1.植栽する際には遺構、遺物に影響を及ぼさない対策を講じるものとする。
	耕作地について	—	1.遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲において既存の耕作地の継続的使用を認める。 2.既存のビニールハウス、井戸等の使用は認める。
	他法令による行為規制	—	1.農地法に基づいて農地の所有権を移転する場合には、七戸町農業委員会の許可を受けなければならない。
史跡の追加指定		—	—
土地の公有化		—	1.史跡の保存活用のため、公有化を必要に応じて行う。 2.所有者から土地の公有化の申し出があった場合は積極的に公有化を検討する。

【表 26】史跡二ツ森貝塚における現状変更取扱い基準（2）

		C 地区	D 地区
地区概要		史跡として価値を有する地区であるが、耕作地の地域である。下位に遺構・遺物が残存している可能性が高い。	史跡指定地に近隣する周知の埋蔵文化財包蔵地部分。
基本方針		1. 現状は畠地であるので、公有化を進めて地下遺構の保護を積極的に進める。	1.住民生活の維持を尊重しつつ史跡との調和について協力を求める。 2.新たな盛土や掘削が行われる場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。
現状変更に対する取り扱い方針	地形の改変	史跡整備に関わるもの以外原則、認めない。	周知の埋蔵文化財包蔵地として、必要に応じて文化財保護法第 93 条、94 条に基づいた取り扱いとする。
	建築物等の設置・改修・除去	1.新規の設置については、地下遺構へ影響が無いことを条件に、景観への配慮の協力を求める。	1.各種開発計画の早期把握に努め、事前の確認調査を実施し、重要な遺構等が発見された場合は現状保存を要請する。 2.周知の埋蔵文化財包蔵地として、文化財保護法第 93 条、94 条に基づいた取り扱いとする。
	道路の新設・改修	1.既存道の改修は土地の形状の変更（幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置、道路の構造の変更等）を伴わない範囲で認める。	1.各種開発計画の早期把握に努め、事前の確認調査を実施し、重要な遺構等が発見された場合は現状保存を要請する。 2.周知の埋蔵文化財包蔵地として、文化財保護法第 93 条、94 条に基づいた取り扱いとする。
	水路の新設・改修	1.史跡整備に関わるもの以外新設は認めない。 2.既存水路の改修は、設置の際の掘削を越えない範囲で認める。	—
	樹木の伐採等	1.拔根は遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲で認める。	周知の埋蔵文化財包蔵地として、必要に応じて文化財保護法第 93 条、94 条に基づいた取り扱いとする。
	樹木の植裁等	1.植栽する際には遺構、遺物に影響を及ぼさない対策を講じるものとする。	周知の埋蔵文化財包蔵地として、必要に応じて文化財保護法第 93 条、94 条に基づいた取り扱いとする。
	耕作地について	1.現状での使用は認めるが、葉物など耕作深度が浅い耕作物とするよう協力を求める。	1.現状での使用は差し支えない。 2.耕作深度が遺構、遺物に影響を及ぼす場合は、文化財保護法第 93 条、94 条に基づいた取り扱いとする。
	他法令による行為規制	1.農地法に基づいて農地の所有権を移転する場合には、七戸町農業委員会の許可を受けなければならない。	火入れ法
史跡の追加指定		—	重要な遺構が検出された場合は、追加指定を検討する。
土地の公有化		早急に公有化を実施する。	追加指定がなされた場合は、必要に応じて公有化を検討する。

【表 27】現状変更等の手続方法

区分	行為の内容	備考	
文化庁長官への許可申請が必要(文化財保護法第125条)	小規模建築物で2年を超えて設置されることがあらかじめ予想されるもの的新築・増築・改築	個人住宅・事務所等	
	2年以内の期間を限って設置されるが、当該新築等に伴う土地の掘削等の土地の形状の変更が、最小限やむを得ない規模を超える小規模建築物の新築・増築・改修		
	土地の形状の変更を伴う工作物の設置	広告物等	
	設置の日から50年を経過している工作物の改修		
	改修に伴う土地の掘削が設置又は改修に必要な最小限度のやむお得ない規模を超える電柱、上水道管、又は下水道管等の設置又は改修		
	土地の形状の変更を伴う史跡整備		
	発掘調査		
青森県教育委員会への許可申請が必要(文化財保護法施行令第5条4)	その他土地の形状の変更を伴う行為	土地造成・開墾等	
	小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるもの的新築・増築・改築	プレハブ等	
	土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない工作物の設置、改修(改修にあっては、設置の日から50年を経過していないもの)又は道路の舗装若しくは修繕	交通安全施設、広告物等	
	史跡の管理に必要な施設の設置、改修	標識、説明板、境界標、柵その他の施設	
	設置又は改修に伴う土地の掘削が設置又は改修に必要な最小限度のやむお得ない規模を超えない電柱、上水道管、下水道管等の改修		
	建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等の除去		
	木竹の伐採(幹の切断、除去)		
許可申請不要(文化財保護法第125条但し書き)	維持の措置	史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の現状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の現状)に復するとき	史跡本体に対する維持の措置
		史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき	
		史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき	
	非常災害のために必要な応急措置	現に災害が発生し、又はその発生が明らかに予測される急迫の事態においてとられる応急的措置	
		事故等により緊急的対応が必要な場合にとられる原状に復する行為	
	保存に及ぼす影響が軽微なもの	物件の形状に直接的変化を生ずるものではないが、材質等に化学変化を起こし、又は経年変化を促進させる等保存上何らかの影響を与える行為	
		土地の形状の変更を伴わない建築物の維持管理行為	屋根、外壁の修繕等
		土地の形状の変更を伴わない植栽の維持管理行為	支障木・枯損木・倒木等の除去、剪定、草刈、病害虫の防除
		土地の形状の変更を伴わない道路の維持管理行為	清掃・除草・碎石の補充
		土地の形状の変更を伴わない工作物の維持管理行為	
		土地の形状の変更を伴わない管理に必要な施設の維持管理行為	説明板等の清掃・補修

現状変更の取扱いの基本共通事項

下記のように、現状変更の取扱いについての基本事項を定める。

(1) 現状変更については、以下のことを原則として取扱う。

- ア. 現状変更許可申請の対象は、史跡の現状変更する行為、史跡の保存に影響を及ぼす行為である。
- イ. 遺構・遺物等に影響を与える行為は認めないものとする。ただし、史跡の内容解明に必要不可欠な発掘調査等や、現状変更行為に関する事前の発掘調査を実施する場合をのぞく。
- ウ. 地形の改変は、軽微なもの（遺構に影響を与えないもの）を除き、認めないこととする。
- エ. 景観等に著しい影響を与えるような行為は認めないものとする。
- オ. なお、史跡指定地を取り囲む周知の埋蔵文化財包蔵地部分についても、文化財保護法第93条及び94条に基づき対応するが、調査成果によっては以後の取扱いを検討する。

(2) 現状変更を認める場合については、以下のことを原則とする。

- ア. 地下の遺構や遺物に影響を与えない場合。
- イ. 現状変更を予定する土地については、事前の確認調査を実施し、行おうとする行為が史跡に影響がないかを判断し、影響ないと判断された場合。
- ウ. 事前の確認調査で、重要な遺構や遺物などが確認された場合には、その保全を図り、建築・工作物等の工法等が史跡の保存に対して十分配慮された場合。

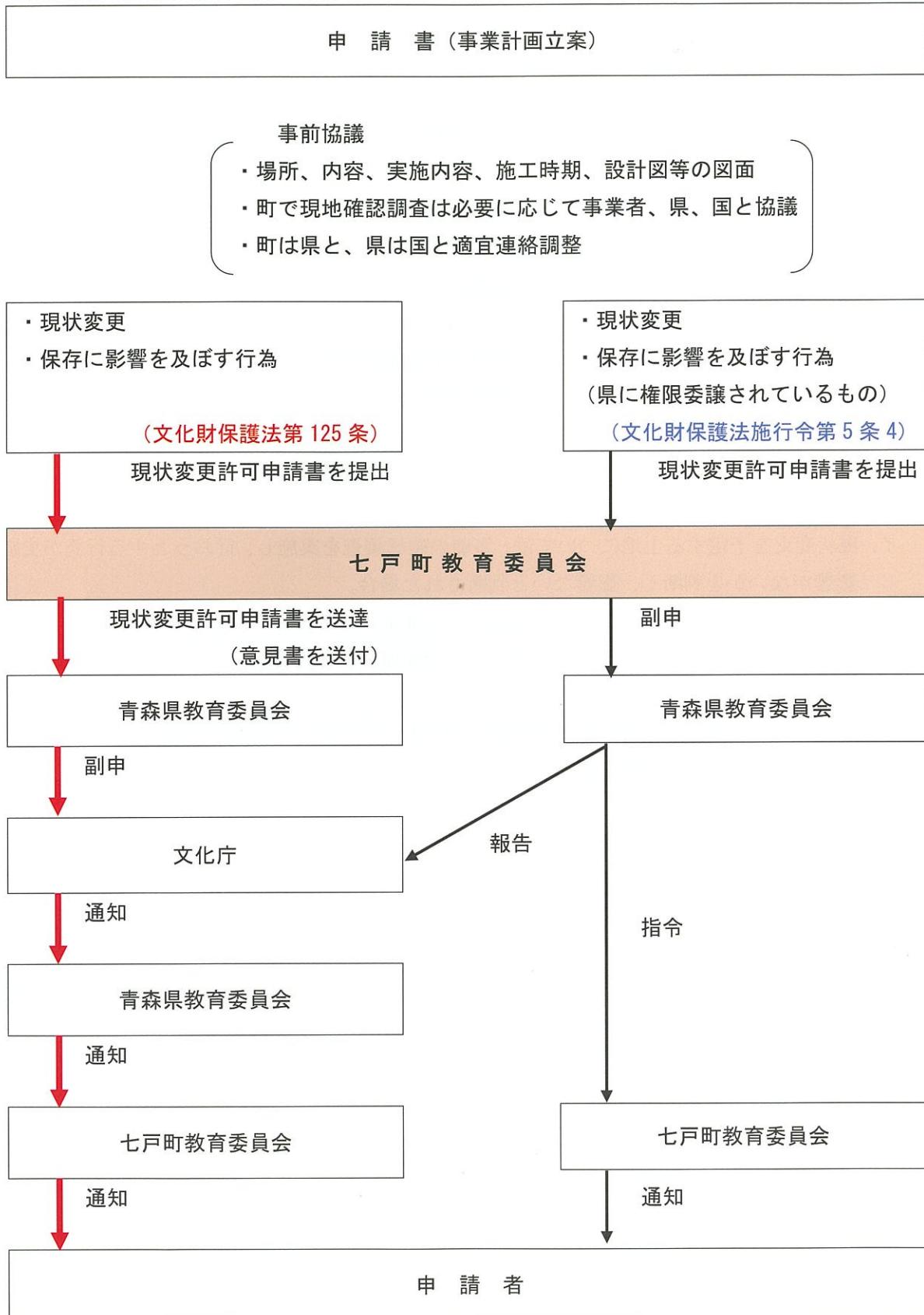
(3) 現状変更の取扱いが、関係者の所有権・生活権・財産権などに関わる場合には、関係者や関係諸機関との十分な調整を図ることとする。

(4) 現状変更申請にあたっては、事前に七戸町教育委員会へ連絡し、調整・協議を行うものとする。それを経た後、現状変更申請に関する書類を提出し、内容によって、文化庁長官あるいは青森県教育委員会が許可するものとする。

(5) 地震・集中豪雨等の非常災害等に対する応急措置については、現状変更申請を必要としないものとする。

(6) 現状変更行為がある場合には、七戸町教育委員会に問い合わせることを周知する。

【図27】現状変更等手続きの流れ



3 周辺環境の保存・管理

日常管理の方針

史跡の日常的な管理は、町と地元の二ツ森貝塚保存協力会などが中心となってボランティア等の協力を得ながら実施する。具体的には、史跡全体の見回り、施設などの点検業務や清掃、除草、刈払、樹木管理など一般的な維持管理業務を定期的に実施する。その他町内の団体などへ史跡の保護について、周知を徹底しながら一体となって保護活動を推進することとする。

また、観光客等による人為的被害も想定されることから、監視体制を強化するとともに、災害、事故および史跡の全部または一部の滅失、き損、衰亡、もしくは盗難が生じた場合、緊急または応急の措置、若しくはそれらの防止の措置を講じることとする。

【表28】日常の点検業務

区分	業務	日常的な点検における主な着目点
本質的価値を構成する要素	地下遺構の保存状況を確認するための点検業務	<ul style="list-style-type: none">・き損等生じていないか。き損等を生じる要因がないか。・本質的要素またはその一部に人為的盗難等が見られないか。・地下遺構が所在する地域の急斜面等において崩落等を生じていないか。・人為的または動物による地面の掘り起し等が見られないか。
その他	付随的要素、周辺的要素を確認するための点検業務	<ul style="list-style-type: none">・復元住居、休憩施設、案内板、説明板等に破損や盗難はないか。また、保存管理や活用上の機能を十分に果たせる状態であるか。・安全な状態に保たれているか。・人為的ないたずら、盗難等が発生していないか。
の構成要素	史跡の環境の状況を確認するための点検業務	<ul style="list-style-type: none">・全体の景観に変わった点が見られないか。・主要な景物に異常等が見られないか。・樹木等の枝の折損、倒木は生じていないか。・病害虫の発生は見られないか。・樹木等において生物の異常発生は見られないか。・人為による不法な採取、伐採などはないか。

資産の監視（防犯対策等）

防犯の対象としては、地下遺構そのものに対するき損、樹木や設備、部材等の盗難などが想定される。

史跡は當時公開しているが、町や二ツ森貝塚保存協力会、県文化財保護指導員等で訪問者や観光客の行動状況を把握したり、周辺を巡回したりすることで、防犯対策を行っている。史跡には照明設備等を設置していないため、原則として公開は日没頃までとしている。出土した遺物等は、現在七戸町文化交流センター及び七戸中央公民館において保管している。

異常が認められた時の対処

史跡二ツ森貝塚を所管する町は日常の管理において、史跡の構成要素である地下遺構並びに環境の異常を発見した場合には、直ちにその状況を確認し、遅滞なく対処することとしている。同時に七戸町教育委員会において応急的な措置や維持に関する措置を行うとともに、注意喚起を図る等、適切な対応を速やかに実施する。

防火・防災対策

史跡の範囲内または周辺の森林・原野等については、自然的・人為的な要因により生じる火災の危険性があるため、総合的な火災防止の観点から措置を講じる必要がある。また、常時火災に対応できるよう消防署と協議して指導を仰ぎ、火災発生時に効率よく適切な行動を行うための消火訓練や設備等の維持管理や保守点検を十分行うこととする。

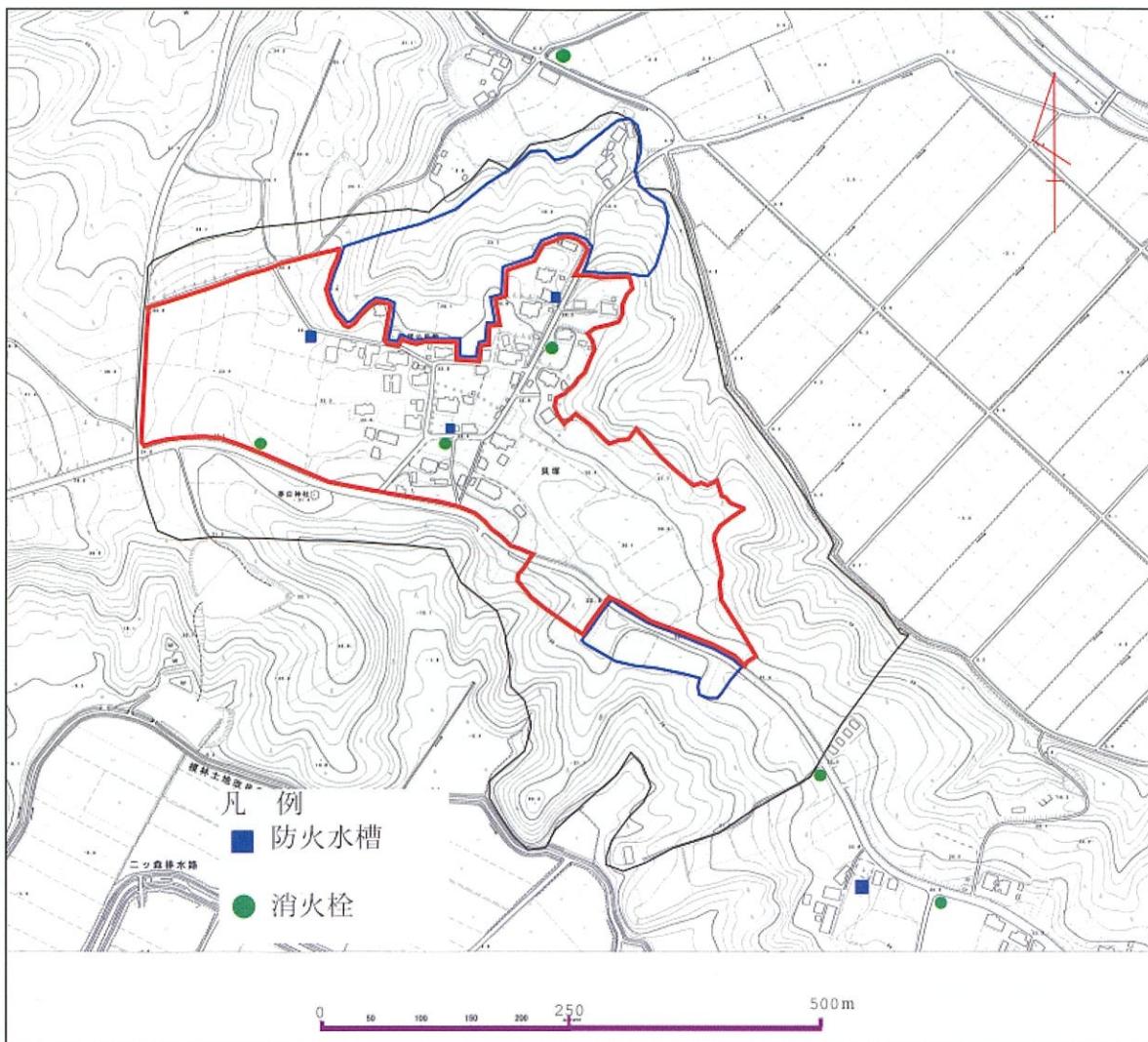
【表 29】日常の点検業務

自然的要因	人為的要因
・林野火災（周辺の森林火災による延焼） ・落雷	・不特定多数による人為的災害（たばこのポイ捨て、たき火等） ・不審火 ・周辺民家からの出火・類焼

【表 30】防火予防体制

区分	内容
防火体制	・発見、通報、消火に至る活動の人員及びその連携を確認する。なお、巡視や点検は原則として2人1組で行うこととする。 ・常時より、警報設備や消火設備の使用方法を確認しておく。 ・史跡の範囲内において、不審火や周辺山林や隣接民家からの出火・類焼にも十分な注意を払う。 ・公開時間帯は、不特定多数の出入による人為的災害にも十分な注意を払う。 ・公開時間外は施設等の出入口を施錠管理し、火気使用の有無に関わらず、史跡範囲内外の可燃性物品については、除去または整理整頓に努める。
警報設備	・自動火災報知設備の設置状況及び作動状況、漏電火災報知器、消防機関へ通報する火災報知設備の有無などを確認する。 ・設備、機器の保守管理に係る担当者及び検査結果を確認する。
消火設備	・消火設備の設置状況及び作動状況を確認する。 ・設備、機器の保守管理に係る担当者及び検査結果を確認する。

【図 28】史跡ニツ森貝塚周辺の防火水槽・消火栓位置図



災害対策

地震・台風・豪雨・落雷・干ばつ等の自然災害は、史跡の本質的価値を構成する諸要素の流出・損傷・倒壊のほか、土砂の流入、急傾斜地の崩落、地割れ等により史跡の破壊をもたらす危険がある。

このような災害が生じた際の対応については、「七戸町地域防災計画」（平成 25 年 3 月修正版）に基づき、災害の発生を未然に防御し、または拡大を防止するため、町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置を講ずるものとし、「現状変更等」の手続きや「応急措置」等の手続きに従って対応することとする。

4 追加指定

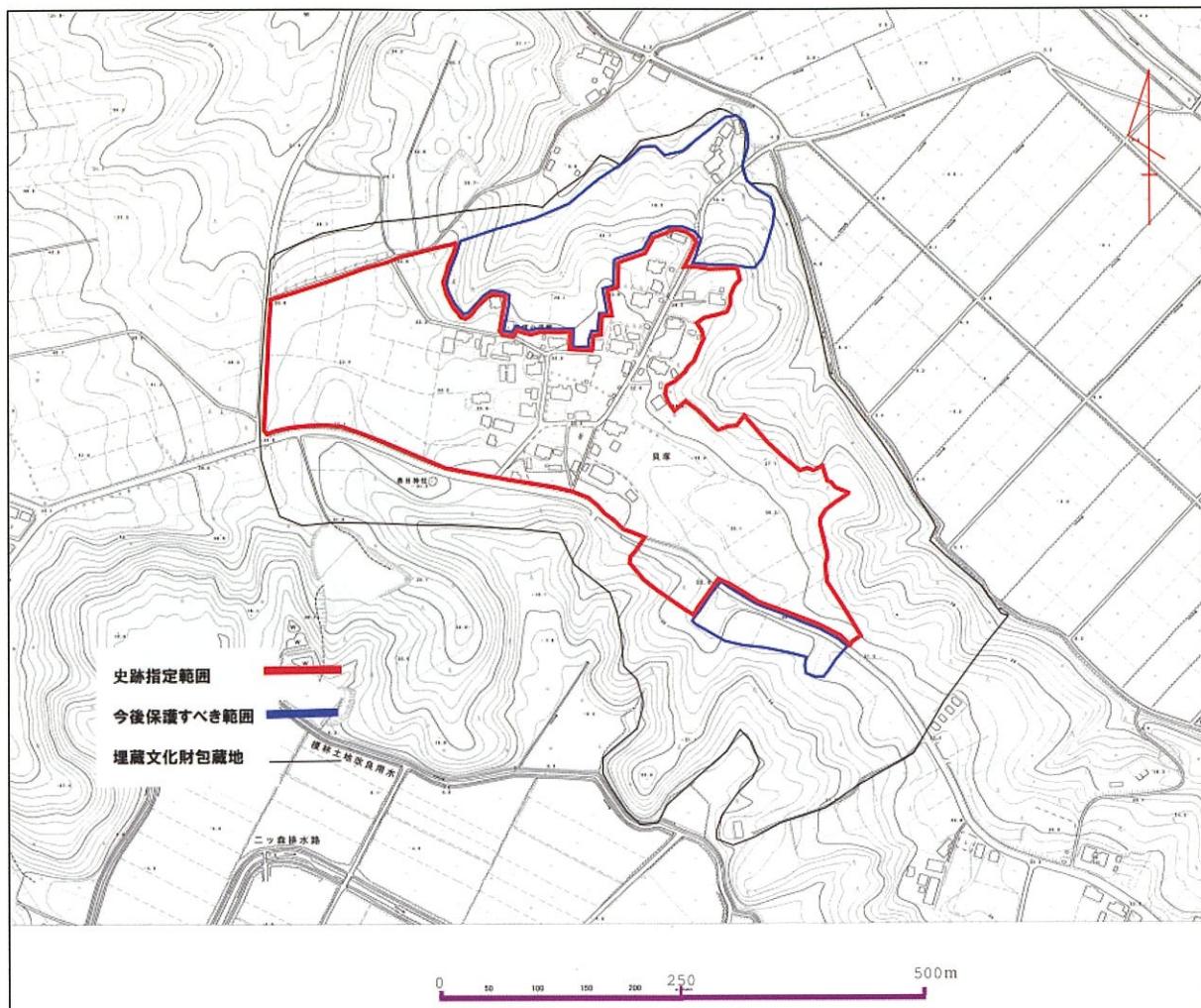
ニツ森貝塚は平成 10 年 1 月に史跡全体の中で、重要な部分を構成する東地区の部分が指定された。平成 27 年 3 月 10 日の追加指定により西地区のほとんどが追加指定された。

これまでの発掘調査等の成果により、貝塚が東地区と西地区に大きくわかれ、二つの貝塚はいずれも居住空間を馬蹄形に取り囲む形で形成されていることが明らかとなってきている。また、時期変遷を見ると、東地区を中心として生活が営まれた時期、西地区を中心として生活が営まれた時期、

さらには縄文時代中期後半になると両地区を含めた一帯が生活空間として拡大されていることも明らかとなってきている。

しかしながら、遺跡の北側及び南側については、部分的な試掘調査に留まるため、今後は文化庁及び青森県など関係機関と連携を図りながら、さらに追加指定に向けた確認調査を行い、重要な遺構が確認された場合は、その保存を図るための追加指定を改めて検討することとする。

【図 29】ニツ森貝塚の遺跡想定範囲



5 公有化

公有化については、文化財保護の観点から長芋などにより地下遺構の破壊に關係する部分の公有化を早急に進める。次に住宅の建て替えや新築を考えている場合には、公有化で対応をする。

さらに、空家においても防災上の観点から公有化を順次進めていく。

第7章 活用

第1節 方向性

史跡二ツ森貝塚では、保存・整備・活用を積極的に実施する。さらにその先には史跡二ツ森貝塚を活かした「町づくり」「地域づくり」がある。そこで、この章では「二ツ森貝塚を活かした地域づくり」について将来の方向性を示すこととする。

◇理念

文化財の保護は、やはり地域住民の理解がなければならないことであると同時に、人と文化財の関わりがあってはじめて文化財が生かされるという視点で見ることは必要である。そのためにも史跡を最大限に活用した町づくり、地域づくりは大切なことである。

史跡指定されている文化財を切り離して捉えるのではなく、地域の自然的・歴史的・空間的文脈の中で一体のものとして捉え、守り、活かそうという視点が必要である。

さらにそれらと連動させた、景観保全や町づくりなどの法整備及び行政施策が大きく進展させることなども推進力を持たせる。

第2節 方法

1 学校との連携

「参加型の整備・活用事業」を進めるうえでは、地域の人たちはもちろんのこと、地域の公民館活動、保存会や町づくり協議会などのNPO活動、そして行政サイドにおいても文化財保護のみならず学校教育や生涯学習の部局、公園整備、観光企画等の各関連部局などが、相互に情報交換に努め、連携協力に努めることが必要である。特に学校の先生と連携した課外授業や総合的な学習のプログラムの一環として、史跡の整備・活用につなげなければならない。

今後は、本遺跡がある学区の小学校（天間東小学校）などで、「二ツ森貝塚子ども少年団」などのような文化財愛護団体の育成などを目指し、学校との情報交換や町の考え方を伝え、共通の方向性をもつような機会を設ける。

【写真45】町内小学生の課外授業



【写真46】町内小学生での授業風景



2 生涯学習における活用

史跡二ツ森貝塚の整備には、地元の人たちの協力なくしては文化財の保存と整備は難しい。そこで史跡の整備においても、主人公は地域の人たちという視点で取り組んで行く。

- (1) そこに生き、日々の生活の中で史跡と向き合い、その価値をもっとも良く知っている地域の人たちが参加できる形態をとる。その目標のひとつとして「おじちゃん・おばちゃんガイド養成講座」などを開催し、地域住民が来訪者や見学者に案内や説明ができるような体制づくりも行っているが、今後は団体がNPO法人などのようにより一層強固な組織となるように働きかけていく。

(2) 多彩な活用と運営への参加

「二ツ森貝塚縄文まつり」を平成26年と27年に開催している。この縄文まつりは二ツ森貝塚の現状を見てももらうことが第一義的目的であり、さらにまつりを通して地域に経済効果がもたらされることを体感してもらうために実施した。実際に縄文なべの販売やジュース類の販売、ニンニク味噌、お土産品の販売を行い、経済効果が得られるなどを実感できたと思う。今後は「二ツ森貝塚冬縄文まつり」などを開催し、町民等に周知し、さらに誘客を図るとともに、当町民が史跡二ツ森貝塚を大事にしながら、事業展開ができる人材の育成に努める。

- (3) 地域住民が参加できる体験学習の一貫として実施できるメニューの開発が求められる。体験学習の一貫としての復元整備事業は、将来的には必要である。一例としては貝殻を敷いて、貝塚復元なども行う。

- (4) 創意と工夫に満ちた事業の展開をするために、公民館講座などで二ツ森貝塚についての講座を取り入れ、人材育成を行い受講生が任意団体などを立ち上げる仕組みづくりをする。

3 地域における活用

二ツ森貝塚の見学において、遺跡を身近に感じてもらうための案内人が必要である。現在、七戸町には文化ガイドの会や天間林歴史勉強会、七戸歴史勉強会などの団体があり、それぞれ活動しているが、それらの歴史に興味関心のある人はもちろんのこと、できるだけ二ツ森貝塚遺跡の近くに住む農家の主婦や若者にも自分の地域にある史跡の案内人となり、自分たちの地域に対する愛着を強く持ってもらうようとする。

またガイドの養成においては、社会教育の最前線である公民館などで、積極的に歴史学習の研修会などを繰り返し安定的な知識と、「おもてなしの心」の醸成を心がける必要がある。

また音声ガイドの機材の導入も必要となってくる。

【写真47】案内ガイド養成講座



◇カルチャー・ツーリズム

自然を楽しむグリーン・ツーリズムのように、史跡のある場所に宿泊して文化財や歴史をさらに知るための『遺跡カルチャー・ツーリズム』のようなことも模索していく。

- ・遺跡でのイベント体験による地元の人とのふれあいコーナーの充実。
- ・二ツ森貝塚だけではなく、小川原湖周辺に点在する東道ノ上遺跡（東北町）や古屋敷貝塚（東北町）、野口貝塚（三沢市）や早稲田貝塚（三沢市）などといった貝塚を巡る「縄文貝塚散策ツアー」などの企画実施。
- ・「縄文食」を地元で採れる食材を使い、料理したり食べたりする「縄文食事紀行」などの企画実施。

【写真 48】貝塚の停留所から散策



◇フォーラムなどの開催

縄文時代や歴史に関する講演会や学術発表会、フォーラム、ディスカッションなど全域的なことを企画しながら、住民の文化財愛護の意識の醸成も図っていく必要がある。さらに副次的には地域経済に少しでも役立つための経済効果の波及も必要である。

【写真 49】縄文フォーラム



【写真 50】縄文語り部ミーティング



4 その他

史跡の保存・活用について、過去の調査成果のさらなる研究・分析・検討のため、文化庁記念物課、青森県教育委員会、学識経験者等の指導・助言を受けながら、二ツ森貝塚のさらなる全体像を掘り下げていかなければならぬ。

史跡の整備・活用を積極的に推し進めるためには、やはり遺跡に隣接した場所に本遺跡から出土した遺物の展示も必要である。そのことから、できるだけ早急に展示施設建設のための方向性を決めるための検討委員会の立ち上げも必要である。

さらに東北新幹線の駅舎や青い森鉄道などの駅舎から、本遺跡までの道路案内板の設置も積極的に進めなければならない。

なお、将来の整備・活用に関しては現状では下記のような取り組みが考えられる。

【写真 51】野外学習での様子



▼史跡の価値や内容のさらなる明確化と情報発信

- ・過去の発掘調査成果の検討を行い、史跡の価値をなお一層明確にする。
- ・史跡の内容や価値をわかりやすく解説したパンフレットやリーフレット類の作成をする。
- ・史跡の内容や価値をわかりやすく解説したホームページを開設する。
- ・史跡の内容や価値をわかりやすく解説する講演会を開催する。
- ・シンポジウムやフォーラムなどを開催する。
- ・駅前や公共施設に遺跡の価値を理解してもらうための説明板を設置する。

【写真 52】史跡二ツ森貝塚のリーフレット



【写真 53】地域住民が参加した縄文まつり



【写真 54】民間有志によるニツ森貝塚保存会



第8章 整備

第1節 方向性

史跡整備基本構想・基本計画書の策定

- ・史跡整備基本構想策定委員会を設置し、『二ツ森貝塚』の史跡及び周辺地域の将来像を見据えた全体計画を策定する。
- ・史跡整備基本構想を受けて、具体的な整備のために基本計画策定委員会を設置し、具体的な計画を策定する。
- ・史跡整備基本構想及び基本計画の策定報告書を作成する過程で、史跡整備の具体的な内容を検討する。

1 史跡の本質的価値の適切な伝達

史跡二ツ森貝塚は、縄文時代前期中葉から中期後葉にかけて、各時期の遺構が確認されており、縄文集落が長期間にわたり、しかも継続して営まれている。また、縄文時代中期後葉においては、東北地方南部の大木式土器文化の影響により東北地方北部の円筒式土器文化が変容した土器は「榎林式土器」と呼ばれている。

二ツ森貝塚においては、縄文時代の海進、海退を想定出来る典型的な地形景観を持っている。整備にあたっては、それぞれの本質的価値が表出されるような伝達方法を選択していく。

- ・自然環境の整備においては、杉などの人工林は将来的に排除し、ブナやナラ、クリなどの縄文時代の植生樹木の植栽を行い、縄文時代の環境復元に向けた整備に努める。
- ・貝塚であることを理解してもらうための貝塚断面の見学ができる整備が必要である。

第2節 方法

1 整備構想の計画

- ・史跡整備基本構想策定委員会を設置し、『二ツ森貝塚』の将来像を見据えた全体計画を策定する。
- ・史跡整備基本構想を受けて、具体的な整備のために基本計画策定委員会を設置し、計画を策定する。
- ・史跡整備基本構想及び基本計画の策定報告書を作成する過程で、史跡整備の具体的な内容を検討する。

【写真55】一部展示活用状況（七戸中央公民館）



2 保存のための整備手法

史跡二ツ森貝塚では、本質的価値を構成する全ての遺構が地下に埋蔵されている。試掘調査で、遺構を確認した調査区については、山砂の充填や表土の厚さを確保し、適切な保護処置を施している。地下遺構の保存に及ぼすその要因としては、長芋の耕作によるトレンチャー破壊が想定されている。これについては、速やかな土地の買上げを行い、適切な保護を図る。

3 活用のための整備手法

○土地利用計画（ゾーニング計画）

史跡二ツ森貝塚の整備活用にあたっては、丘陵から緩斜面、沢地を含む地形からなる遺跡景観を活かし、指定地を含めた周辺一帯を対象として全体を有効活用するため、以下の4つのゾーンに分け、整備活用の方向性を検討する。この土地利用計画に基づき、公開活用ゾーンとした史跡隣接地内に、ガイダンス施設の整備を検討している。

▼縄文の森ゾーン

指定地内に位置する北側法面部分の山林は、現状はスギが主体である。これらのスギ林はすべて民有地であり、所有者による除間伐が実施されている。公有化を実施し、縄文時代の植生復元を検討する。将来的には復元植生により活用をめざす。

▼景観保全ゾーン

史跡周辺は、史跡景観への影響を重視し、景観保全を図るゾーンとして位置づけるように検討する。周辺は田畠と山林にあたり、指定地外である既存の規制の範囲内で開発はないものと見込まれるが、地域住民の協力を得ながら景観保全に努めていく。

▼公開活用ゾーン

史跡に隣接しているガイダンス施設、休養施設として（仮称）二ツ森貝塚縄文学習館の公開施設を検討している。

○施設計画

展示・収蔵施設計画にあたっては、これまでの試掘確認調査成果を踏まえ、遺構及び史跡景観の保全を重視しながら設置するものとし、確認調査を実施していない範囲においては、十分な確認調査を行ったうえでの設置を検討する。

各ゾーン内において想定される主な施設整備内容は以下のとおりである。なお、具体的な検討は、今後関係機関と協議により行うものとする。

▼遺跡復元ゾーン

- ①東地区：すでに終了
- ②中央地区：園路整備、説明板設置
- ③西地区：貝塚表示、園路整備、説明板設置、フェンス設置

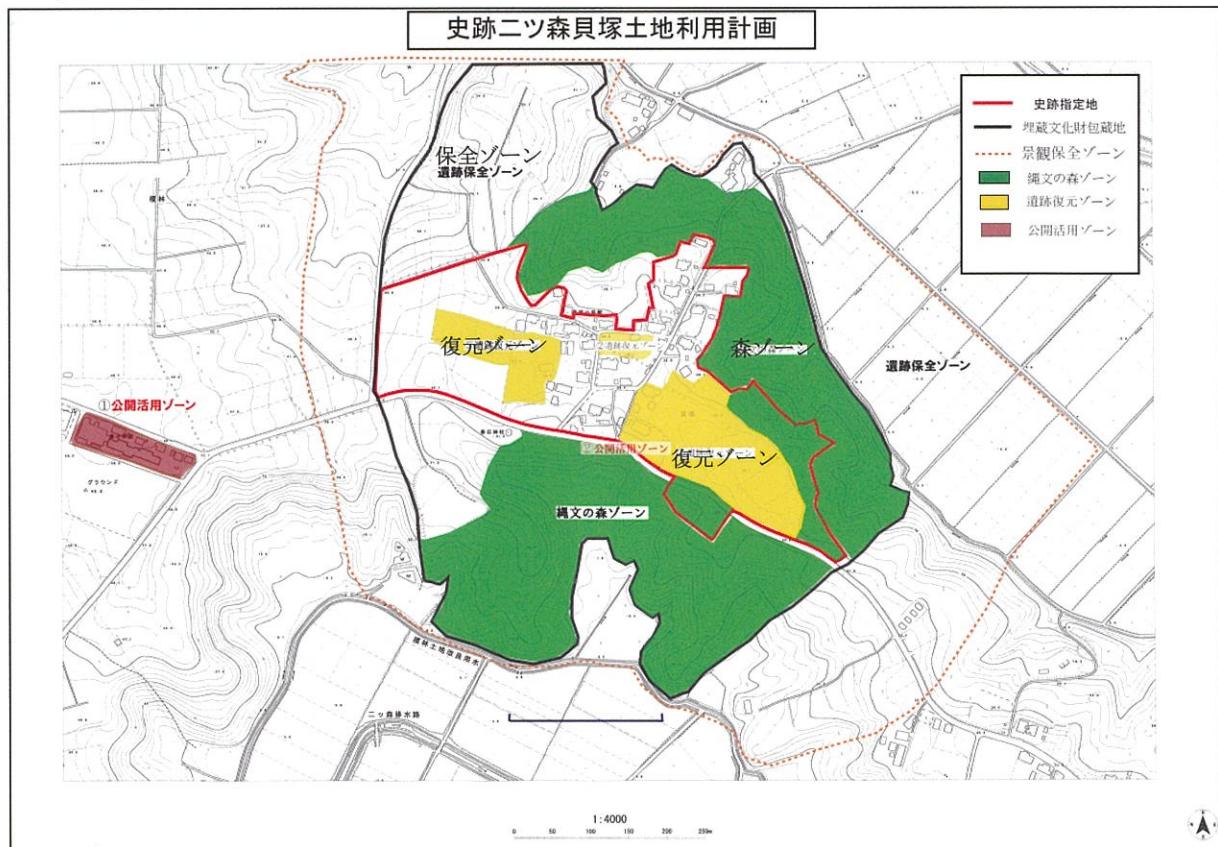
▼縄文の森ゾーン

段階的整備による森の復元、園路整備

▼公開活用ゾーン

遺跡復元ゾーンへ至る園路整備、案内板設置

【図 30】史跡ニツ森貝塚土地利用計画



【表31】史跡二ツ森貝塚土地利用計画

区分	地区	性格
遺跡復元ゾーン	①史跡指定地	縄文時代前期中葉から中期前葉、中期後葉の集落の中心となる台地である。ここにおいては、平成7年、8年度に竪穴住居2棟がつくられ、さらに展望台や東屋が整備されている。
	②史跡指定地	東地区貝塚と西地区貝塚を結ぶ道路と、道路に並行して造られた土坑墓があり、その復元整備を検討する。
	③史跡指定地	西地区的縄文時代中期中葉を中心とする集落が立地する部分。大規模な貝塚がメインとなる復元を検討する。
縄文の森ゾーン	ニツ森貝塚指定地内の山林と埋蔵文化財包蔵地の山林	周辺の環境を保護するために縄文の森ゾーンとする。
公開活用ゾーン	①(仮称)ニツ森貝塚歴史博物館	史跡に隣接する公共用地に、「第8章 整備」の「第1章 方向性」でも示したように、史跡の本質的価値も適切な伝達のためには、展示・収蔵施設の整備が必要であることから、公開・活用ゾーンとして整備を検討する。
	②貝塚の展示	この場所には、東側地区の南東に位置する場所にあり、一部貝塚が露出している場所に、アクリル板等の透明な敷居を設け、貝塚をリアルに体感してもらうような活用を検討する。
景観保全ゾーン	史跡に隣接する地域	史跡範囲外の民有地について住民の協力を得ながら景観保全に努める。

○景観・環境計画

①景観計画地区策定と景観推進協定締結

史跡二ツ森貝塚は、貴重な歴史遺産のみならず、周辺の地形が良好に保存されてきており、その景観も本質的要素を裏付ける重要な要素のひとつといえる。青森県景観条例により今後、史跡及び周辺の地域住民とともに史跡周辺の景観づくりの取り組みを検討する。

②古環境復元と整備計画

史跡及び周辺における環境整備にあたっては、各遺跡の主体となる時期における古環境の復元検討を行い、その結果に基づいて植栽等の環境整備を推進する。検討にあたってさらなる調査等の必要性が生じた場合には、必要に応じて調査を行う。

4 実施期間・手順

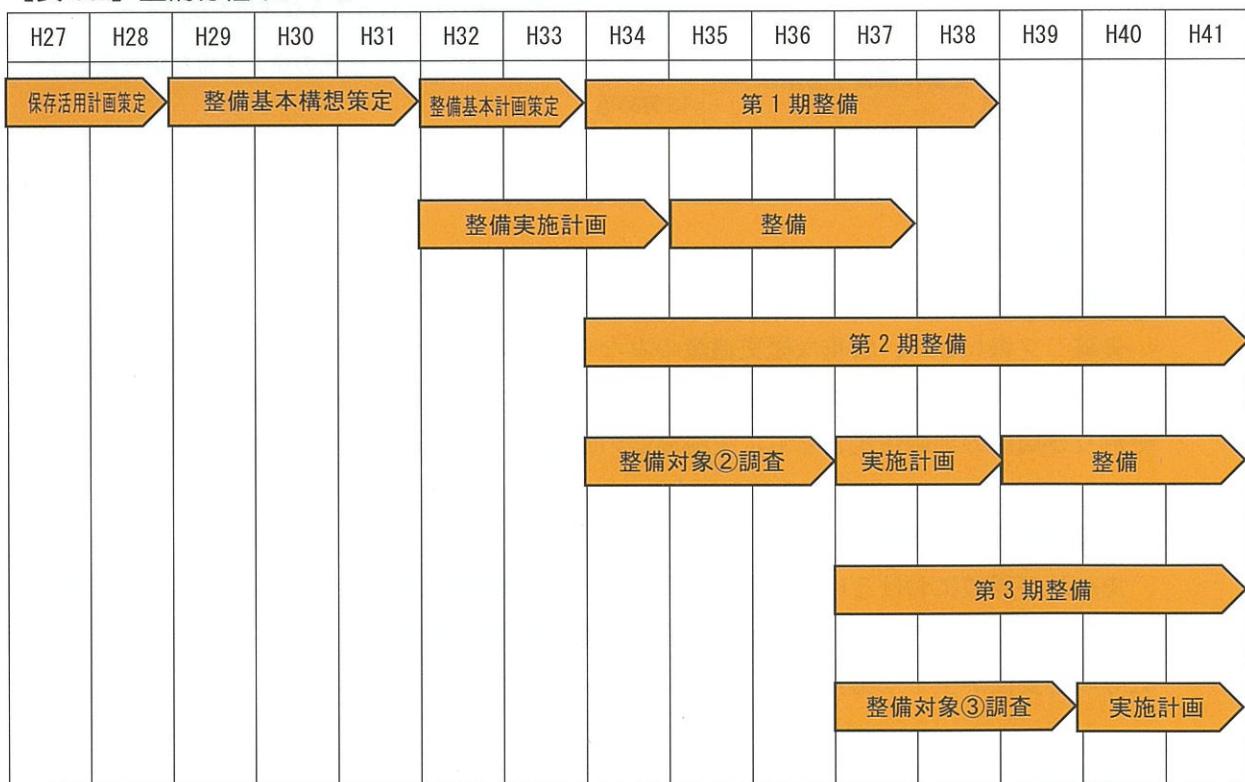
平成18年度(2007年)に刊行した史跡二ツ森貝塚発掘調査報告書において、これまでの発掘調査成果を総括し、史跡の本質的価値を有する範囲及び保護を要すべき範囲を確定した。これを受け、史跡の追加指定を実施し、史跡及び周辺環境の活用・整備を体系的に実施していくため、本保存活用計画を策定した。

しかし、この報告書では、集落の構成要素の詳細な内容解明や形成過程、形成時期の把握など、整備にあたってさらなる調査・検討が必要な多くの課題が提示されている。また、整備対象範囲が広域にわたるため、全体の内容解明及び整備の検討を行うためには、長期にわたる計画策定及び計画の見直しが必要となる。

従って、まずは整備基本計画を策定し、長期的な整備内容及び整備の方針を定めると共に、整備対象を細分化し、長期的な整備の流れを定める。その後、細分化された個別の整備対象について、中期計画を策定し、複数期による整備を進めていく。課題解決の過程においては、必要に応じて発掘調査等を実施し、整備実施計画策定・整備工事を実施する。この中期計画において、整備工事の段階と次期計画の課題解決を並行して行っていくことにより、史跡の本質的価値の展示・表示手法を時勢に合わせて提示し、継続的な情報発信をしていくものである。また整備基本計画についても、必要に応じて再検討による改訂を行っていく。

短期計画としては、保存のための整備として経過観察及び普及活動を最優先とし、指定地の公有化による保護及び公有地の維持・管理、情報発信等を先行して進めていく。

【表32】整備行程イメージ



第9章 運営・体制の整備

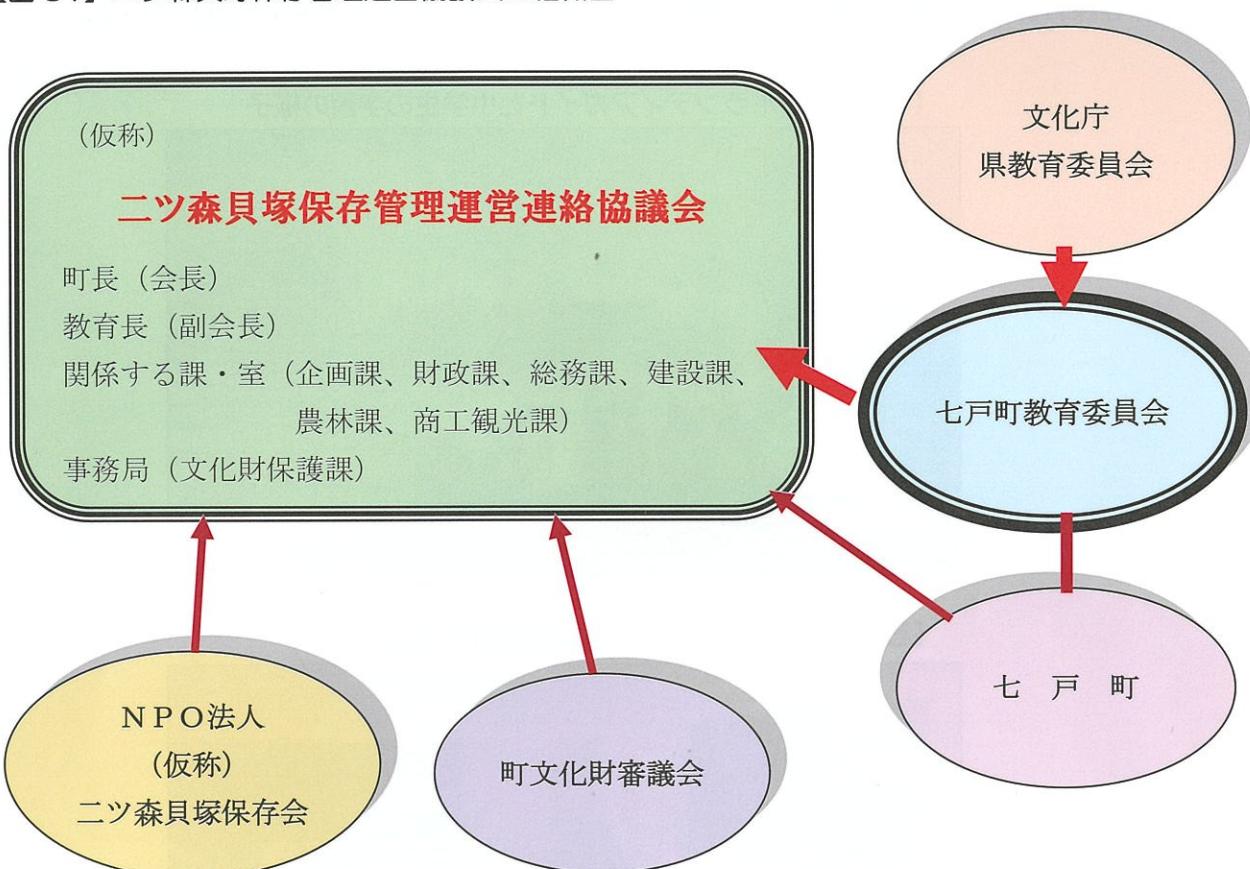
第1節 方向性

二ツ森貝塚の全般的な保存・管理のために府内の連絡体制を円滑に進めるための「(仮称)二ツ森貝塚保存管理運営連絡協議会」を立上げ、行政内の連絡体制の組織づくりが必要である。

もうひとつ実質的な二ツ森貝塚の維持管理においては、行政だけではなく将来的にはNPO法人などを活用したあり方が望ましい。

また二ツ森貝塚の案内や説明においてはボランティ団体の育成にもさらに力を入れて取組なければならない。

【図31】二ツ森貝塚保存管理運営協議会の組織図



1 行政の組織体制整備

七戸町では、史跡の保存管理に万全の組織体制で運営を行わなければならぬと同時に、史跡地内の地権者をはじめとする地域住民に協力をもとめ、文化庁・青森県教育委員会や学識経験者などの指導を受けつつ、関係機関との連携を模索し、史跡の保存管理体制を構築していくことを考えていかなければならないことは前述したとおりである。

2 各種連絡組織体制の整備 (【図31】史跡二ツ森貝塚の保存管理に係る運営体制)

行政と地域住民、そして二ツ森貝塚の保護と活用に関係する人たちによる「(仮称)二ツ森貝塚保存管理関係機関合同連絡協議会」を発足させ運営・体制整備を整える必要がある。

第2節 方法

史跡の管理運営にあたっては、七戸町が主体となって実施しているが、史跡周辺のクリ林や竪穴住居の管理、除雪、ボランティアガイド育成、「二ツ森貝塚縄文まつり」の開催等の様々な管理・活用において、地域住民や会員有志による支援団体と連携して行っている。今後は、管理運営においてさらに広い分野で町民参加及び連携を推進していく。

また、活用・整備にあたっても、世界遺産対策室が中心となり、国及び県の指導のもと、庁内関係各課および関係機関と連携し、地域住民との協働による活用・整備を検討していく。

【写真56】ボランティアガイドと小学生の学習の様子



【写真57】地域住民による遺跡保護学習会の様子



第10章 施策の実施計画の策定・実施

史跡の適切な保存・整備活用・管理のため、実施中の事業も含めた施策を抽出し、その実施機関と合わせ、関係する団体とともに検討し実行していく必要がある。具体的な施策は【表34】に示し、直ちに又は短期的に着手すべき施策と中長期的な視野と展望によって取り組むべき施策に大別した。なお中長期的な展望のもと、短期計画を策定して実施する。

1 保存（保存管理）のための施策

史跡の保存（保存管理）のための施策は以下の4項目に大別される。

- (1) 史跡の本質的価値の確実な保護のための適切な監視
- (2) 地域住民、行政による史跡に対する知識の向上
- (3) 各種人工物等に対する適切な取扱い
- (4) 開発行為への適切な対応

史跡に隣接する場所に保存と管理・普及活動を行うなどの博物館を建設し、保存を図る。さらに周辺環境・景観に対応する施策を推進していく。

2 活用のための施策

史跡の活用のための施策は以下の3項目に大別される。

- (5) 史跡の本質的価値の伝達
- (6) 史跡の本質的価値を理解するための施策
- (7) 観光圧力に対する適切な対応

などがあり、更なる周知が必要である。

また、本史跡の内容及び構造把握に必要な課題を検証し、必要に応じた発掘調査・環境調査等を実施することで、新たな価値基準の創造に努めていく。

3 整備のための施策

史跡の整備のための施策は以下の2項目に大別される。

- (8) 国内外からの見学者（観光客）への対応
- (9) 適切な公開活用のための施設整備

史跡の本質的価値を構成する要素に対し、優先される保存のための整備は、普及・啓発及び情報発信が主体である。活用のための施設整備については、今後、二ツ森貝塚基本整備構想及び、二ツ森貝塚保存活用計画を踏まえた整備基本計画の策定が最も優先的に着手すべき施策である。整備基本計画により、遺構復元・表示や園路整備、便益施設、修景及び植栽整備等に順次着手していく。

4 運営・体制の整備のための施策

運営・体制の整備のための施策は、以下の項目である。

- (10) 行政、地域の連携による史跡の保護

行政内部における連携促進のため、関係各部局との連絡会議を早急に実施して行く必要がある。また、既に協力・支援を受けている各種関連団体とも協議を継続し、協働による管理・運営体制の強化を図っていく必要がある。

【表 33】施策実施計画総括表

保存（保存管理）		短期施策	中長期施策
(1) 史跡の本質的価値の確実な保護のための適切な監視			
・遺跡に関する観察の実施	●	○	
・史跡等の巡視・監視体制の強化	●	○	
(2) 地域住民、行政による史跡に対する知識の向上			
・地域住民及び開発企業向け説明会の実施	○		
・現状変更手続きに関するパンフレット作成及び配布	○		
・史跡等公有化の実施	●	●	
・史跡等見学会の実施	●	○	
・史跡等の追加指定の推進			○
(3) 各種人工物等に対する適切な取扱い			
・景観法に基づく景観計画による屋外広告物の規制			○
・違反広告物の掲出に関する地域住民への予防的措置の実施			○
(4) 開発行為への適切な対応			
・地方公共団体内部におけるチェック	●		
・景観保全のためのルールづくり			○
活用			
(5) 史跡の本質的価値の伝達			
・各種ガイドブック作成	●		
・二ツ森貝塚関連書籍データベース作成			○
(6) 史跡の本質的価値を理解するための施策			
・史跡及び縄文文化に関連する講座等の開催	●		
・史跡等調査計画の策定			○
・周辺開発や史跡活用等に関わる相談窓口の設置及び事前相談の受付			○
(7) 観光圧力に対する適切な対応			
・モデルコースの設定・周知			○
・ガイドの養成	●		
・既存の「観光関連施設」等に関する関係者との協議の実施			
整備			
(8) 国内外からの観光客への対応			
・史跡の価値に対する理解促進に向けた積極的な宣伝	○		○
・適切な見学経路の設定			○
(9) 適切な公開活用のための施設整備			
・整備基本計画の策定	○		
・整備に向けた確認調査の実施	○		○
・整備実施計画の策定			○
・遺構復元展示・表示			○
・各種サイン計画の実施	●		○
・史跡等修景及び植栽の整備・管理運営			○
・「便益施設」の計画的な整備	○		
・誘導看板の整備	○		○
・住民生活に配慮した園路整備			○
運営			
(10) 行政、地域連携による史跡の保護			
・史跡などの巡視・監視体制の整備	●		○
・府内閣係各課による連絡調整会議の実施	○		
・関係・協力団体との協議による協同体制の確立	●		○

第11章 経過観察

第1節 方向性

史跡二ツ森貝塚のめざすべき将来像の実現に向け、本計画に定めた保存（保存管理）・活用の更なる推進とともに、史跡の本質的価値を表出させる整備を実施していく。また、これまで築いてきた各機関との協力体制を強化し、行政と町民の協力による史跡の保護・管理を実現するための体制整備を行っていく。

文化財の保護は当然であるが、一面としては観光という側面での問題も出てくると考えられる。例えば駐車場の整備や、案内板の設置、そして便益施設の増築要望などが考えられてくる。観光客のニーズに合わせながら、遺跡の保護、景観の保存などが必要である。

第2節 方法

各施策のうち、とくに短期的に着手を要する施策を以下のとおり抽出し、経過観察を実施する。短期計画対象施策の着手については、概ね5年以内の事業化をめざす。

1 保存（保存管理）のための施策

短期的な着手が必要と考えられる事業のうち、指定地の公有化については平成27年度より実施している。今後は、未着手の保存に係る周知の事業（説明会の開催・パンフレット作成）の実施を検討していく。

2 活用のための施策

短期的な着手が必要と考えられる施策については、既に事業化しており、今後は事業の継続的な実施と中長期的な策定の展望を検討していくことを指標とする。

3 整備のための施策

短期的な着手が必要と考えられる施策のうち、事業化されていないものは、整備基本計画の策定のみである。本保存活用計画を踏まえ、整備基本計画の策定に向けた検討を行う。

4 運営・体制の整備のための施策

短期的な着手が必要と考えられる施策のうち、未着手のものは庁内連絡会議の開催のみである。関係団体との協議も含め、長期的な協力体制の望ましいあり方を検討していく。

第3節 各種機関との連携

1 文化財パトロール

町単独で文化財パトロール員の委嘱を行ない、経過観察を実施する。具体的には、町教育委員会で文化財パトロール員の巡回数を増やしさらなる観察をおこなっていく。

2（仮称）二ツ森貝塚保護情報交換会

史跡地内に住む地域の方々と「（仮称）二ツ森貝塚保護情報交換会」のような情報を共有する懇談会なども年に1回ほど実施して、史跡指定エリアを含めた、地域の人たちの家屋の新築予定情報、耕作物や耕作の現状、ライフラインの整備状況を聞くなど、史跡の適切な経過観察に努める。

3（仮称）ニツ森貝塚保存管理庁内連絡協議会

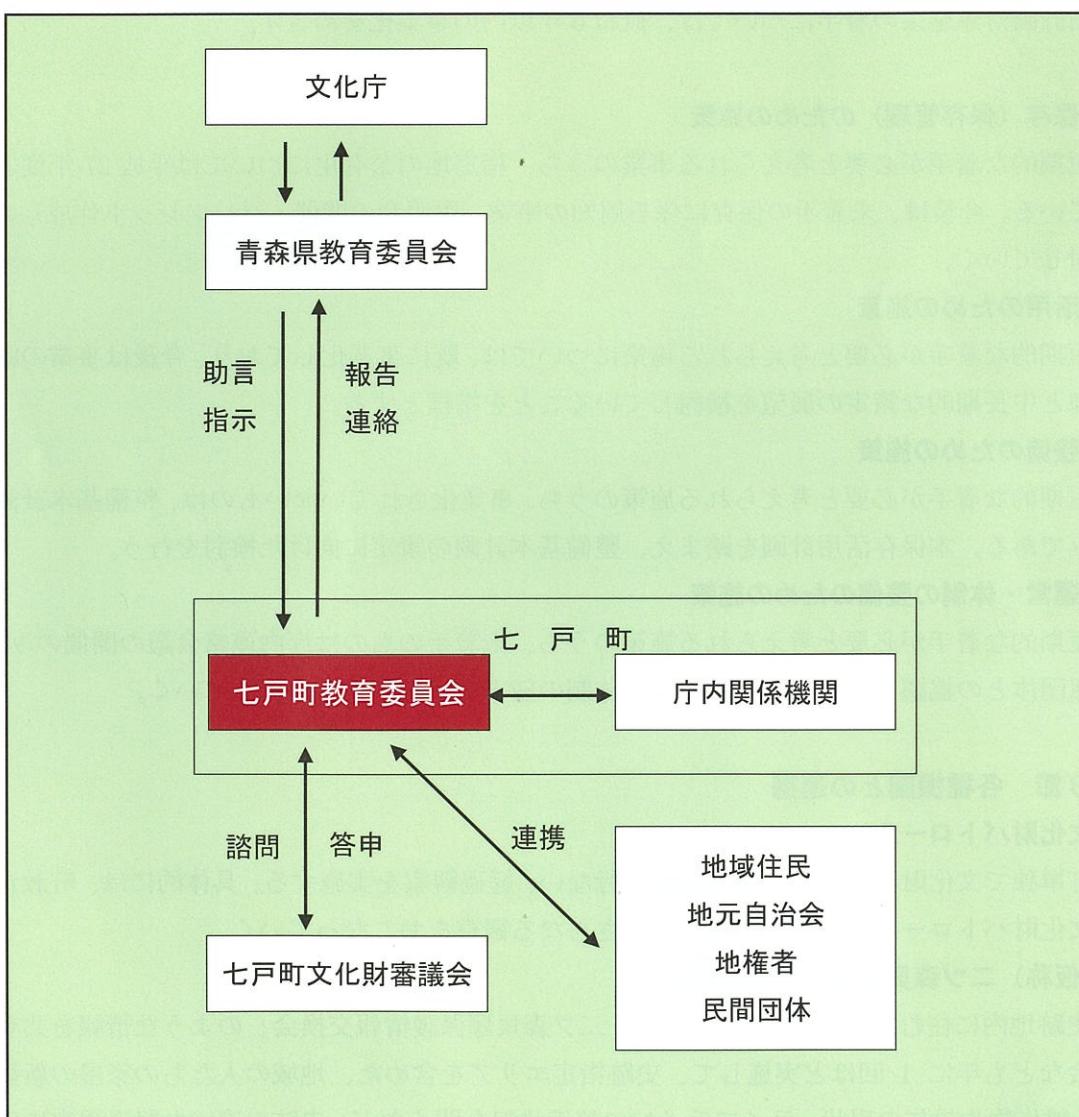
経過観察においては行政内の連絡体制の組織づくりも必要である。

そのため「(仮称)ニツ森貝塚保存管理庁内連絡協議会」(仮称)のような行政内での横の連携を強化するための協議会の立上げなどを行い、開発計画の事前の入手や、諸開発計画の対応などを検討していく。

4（仮称）ニツ森貝塚保存管理関係機関合同全体連絡協議会

専門の文化財パトロール員、「(仮称)ニツ森貝塚保護情報交換会」などの意見を代表して言える代表者3名程度（町内会長など）、そして庁舎内から関係する課・室・館の代表者による合同の連絡協議会が必要である。さらに文化財審議会の会長、社会教育委員長、ニツ森分館長など、幅広い分野の方々による全体連絡協議会として史跡の保護に努める必要がある。

【図32】史跡ニツ森貝塚の保存管理に係る現状変更手続き図



《引用及び参考文献》

- 文化庁文化財部記念物課 2006 『史跡等整備のてびき』
- 文化庁文化財部記念物課 2015 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 青森県教育委員会 2008 『青森県遺跡地図』
- 七戸町 2016 『第2次七戸町長期総合計画』
- 七戸町 2010 『七戸町都市計画マスターplan』
- 七戸町 2015 『七戸町観光振興計画』
- 七戸町 2015 『健康しちのへ21計画(第2次)』
- 七戸町 2015 『七戸町障害者計画・第4期障害福祉計画』
- 七戸町教育委員会 2007 『ニツ森貝塚—範囲確認調査報告書—』
- つがる市教育委員会 2009 『史跡亀ヶ岡石器時代・田小屋野貝塚保存管理計画書』
- 弘前市・弘前教育委員会 2015 『史跡大森勝山遺跡保存管理計画策定報告書』
- 外ヶ浜町・外ヶ浜町教育委員会 2016 『国史跡大平山本遺跡保存管理計画』
- 八戸市 2016 『史跡是川石器時代遺跡保存活用計画書』
- 第一法規 2015 『月刊文化財 617 新指定文化財記念物』文化庁文化財部監修
- 第一法規 2015 『月刊文化財 624 新指定文化財記念物』文化庁文化財部監修

付編 関係法令（抄）

○文化財保護法	99
○文化財保護法施行令	100
○農地法	101
○農業振興地域の整備に関する法律	102
○景観法	102
○青森県景観条例	102
○道路法	102
○森林法	103
○七戸町火入れに関する条例	103

○文化財保護法 第92条（調査ための発掘に関する届出、指示及び命令）

土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りではない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、その発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

○文化財保護法 第93条（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

○文化財保護法 第94条（国の機関等が行う発掘に関する特例）

国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要であると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、第2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

○文化財保護法 第125条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

史跡名勝天然記念物に関する現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでは

ない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- 7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

○文化財保護法 第127条（復旧の届出等）

史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りではない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

○文化財保護法施行令 第5条第4項（都道府県又は町の教育委員会が処理する事務）（抜粋）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第115条第1項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号又に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上で

ある史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの

- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
 - ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
 - ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
 - ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
 - ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
 - チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
 - リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
 - ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
 - ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

○農地法 第 3 条（農地または採草牧草地の権利移動の制限）（抜粋）

農地又は採草牧草地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用賃借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、法令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。

○農地法 第 4 条（農地転用の制限）（抜粋）

農地を農地以外のものにするものは、政令の定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため 4 ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従って農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第 5 項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければ

ならない。

○農地法 第5条（農地又は採草牧草地の転用のための権利移動の制限）（抜粋）

農地を農地以外のものにするため又は採草牧草地を採草牧草地以外のもの（農地を除く。次項及び第4項において同じ。）にするため、これらの土地について第3条第1項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草牧草地について権利取得する場合（地域整備法の定めるところに従ってこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第4項において同じ。）には農林水産大臣の許可）を受けなければならない。

○農業振興地域の整備に関する法律 第15条の2（農用地区域内における開発行為の制限）

（抜粋）

農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りではない。

○景観法 第16条（届出及び勧告等）（抜粋）

景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第4号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 三 都市計画省第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

○青森県景観条例 第10条（大規模行為の届出）（抜粋）

景観計画区域内において大規模行為をしようとする者は、法第16条第1項の規定により、当該大規模行為に着手する日の50日前までに、規則で定めるところにより、大規模行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

○道路法 第24条（道路管理者以外の者の行う工事）

道路管理者以外の者は、第12条、第13条3項、第17条第4項又は第19条から第22条までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に關

する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令の定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

○道路法 第32条（道路占用の許可）（抜粋）

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路をしようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、廣告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

○森林法 第10条の2（開発行為の許可）（抜粋）

地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害ために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定める者の施行として行なう場合

○森林法 第10条の8（伐採及び伐採後の造林の届出）（抜粋）

森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齡、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 第10条の2第1項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
- 八 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号

- において「普通林」という。) であって、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
- 九 普通林であって、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
- 十 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 十一 除伐する場合
- 十二 その他農林水産省令で定める場合

○森林法 第21条(火入れ)(抜粋)

森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りではない。

2 前項の市町村長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。

- 一 造林のための地ごしらえ
- 二 開墾準備
- 三 害虫駆除
- 四 焼畑
- 五 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの

○七戸町火入れに関する条例 第2条(許可の申請)

森林法第21条第1項の規定に基づき、火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入定期間」という。)の開始する日の10日前までに、様式第1号による申請書2通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図
 - (2) 火入地が申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
 - (3) 申請者が請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し
- 2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入れ責任者」という。)を定め、申請書を明示しなければならない。

○七戸町ニツ森貝塚史跡公園設置及び管理に関する条例 第4条(使用の許可)

史跡公園を使用しようとする者は、七戸町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができます。

参考資料

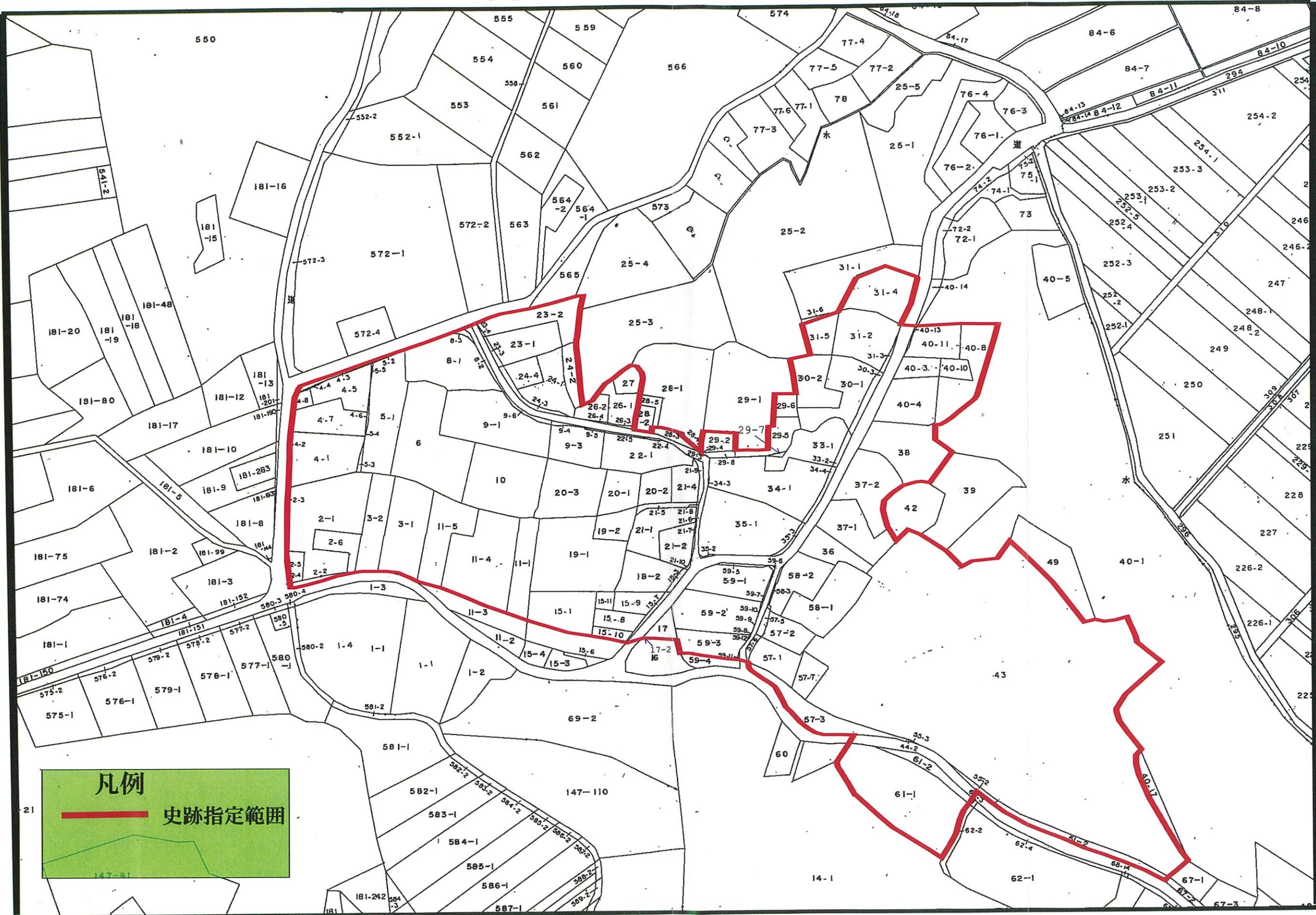
○二ツ森貝塚発掘調査年表

○史跡二ツ森貝塚 史跡指定範囲地籍集合図

【表 34】ニツ森貝塚発掘調査の年表（参考文献）

年	資 料	著 者
明治 20 年	「アイノノ遺跡の事」『東京人類学会報告』第 2 卷第 11 号	廣澤安任
明治 24 年	「陸奥國上北郡の貝塚」『東京人類学会雑誌』第 6 卷第 59 号	佐藤重紀
明治 26 年	「陸奥國上北郡貝塚村貝塚調査報告」『東洋学藝雑誌』第 6 卷第 146 号	若林邦勝
昭和 14 年	「陸奥榎林遺跡の研究」『考古学論叢』第 10 輯 ※榎林式土器の形式提唱	角田文衛
昭和 38 年	「青森県ニツ森貝塚発掘調査概要」『古代文化』第 9 卷第 4 号	村越潔
昭和 41 年	「青森県ニツ森貝塚」『日本考古学年報』15	村越潔
平成 2 年	「三沢市山中(2)貝塚及び天間林村ニツ森貝塚の発掘調査」 『青森県立郷土館研究年報』第 14 号	青森県立郷土館
平成 4 年	「小川原湖周辺の貝塚」『青森県立郷土館調査報告』第 31 集 考古-9	青森県立郷土館
平成 5 年	「平成 4 年度ニツ森貝塚発掘調査概報」	天間林村教育委員会
平成 6 年	「平成 5 年度ニツ森貝塚発掘調査報告書」	天間林村教育委員会
平成 7 年	「平成 6 年度ニツ森貝塚発掘調査報告書」	天間林村教育委員会
平成 8 年	「平成 7 年度ニツ森貝塚発掘調査報告書」	天間林村教育委員会
平成 9 年	「平成 8 年度ニツ森貝塚発掘調査報告書」	天間林村教育委員会
平成 11 年	「平成 10 年度ニツ森貝塚発掘調査報告書 6」	天間林村教育委員会
平成 12 年	「ニツ森貝塚発掘調査報告書 7」	天間林村教育委員会
平成 13 年	「ニツ森貝塚発掘調査報告書 8」	天間林村教育委員会
平成 14 年	「ニツ森貝塚発掘調査報告書 9」	天間林村教育委員会
平成 15 年	「ニツ森貝塚発掘調査報告書 10」	天間林村教育委員会
平成 16 年	「ニツ森貝塚発掘調査報告書 11」	天間林村教育委員会
平成 17 年	「ニツ森貝塚発掘調査報告書 12」	天間林村教育委員会
平成 18 年	「ニツ森貝塚発掘調査報告書 14」	七戸町教育委員会
平成 19 年	「ニツ森貝塚範囲確認調査報告書」	七戸町教育委員会

史跡二ツ森貝塚 史跡指定範囲地籍集合図



史跡ニツ森貝塚保存活用計画書

発行日：平成 28 年 5 月 31 日

編集・発行：七戸町教育委員会 世界遺産対策室

〒039-2827 青森県上北郡七戸町字森ノ上 210

TEL0176-58-5530

印刷所： 朋文社

〒039-2513 青森県上北郡七戸町字東榎木 25

TEL0176-62-2909

